

(第一類 第九号)

第九回議院

商工委員会

議録第二十号

(三七一)

昭和五十五年五月七日(水曜日)

午前十時三十分開議

出席委員

委員長

塩川正十郎君

理事 中島源太郎君

理事 堀内 光雄君

理事 清水 勇君

理事 近江巳記夫君

理事 宮田 早苗君

理事 天野 公義君

理事 小川 平二君

理事 大塚 雄司君

理事 鴨田利太郎君

理事 辻 英雄君

理事 深谷 隆司君

理事 栗山 明君

理事 渡辺 秀央君

理事 後藤 茂君

理事 渋沢 利久君

理事 松浦 利尚君

理事 長田 武士君

理事 山田 嘉美君

理事 安田 純治君

理事 横手 文雄君

理事 出席國務大臣

通商産業大臣

通商産業政務次

出席政府委員

資源エネルギー 志賀 学君

中小企業庁長官 左近友三郎君

中小企業庁計画 鈴木 忠義君

中小企業庁指導 植田 守昭君

中小企業部長 模企業部長 小規 廣瀬 武夫君

中小企業部長 模企業部長 小規 廣瀬 武夫君

厚生省環境衛生 山口 大作君

局水道環境部環境整備課長 尾松 伸正君

業務部貿易課長 杉戸 大作君

運輸省自動車局 尾松 伸正君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 越智 度男君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 越智 度男君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 勝岡 保夫君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 勝岡 保夫君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 中西 中一君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 田原 隆君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 田原 隆君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 岸田 文武君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 岸田 文武君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 山崎 武三郎君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 山崎 武三郎君

参考人 (中小企業共済事業団理事) 木内 良明君

本日の会議に付した案件

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

自主的な努力が報われるようこれから支援をしてまいりたいということを基本方針にいたしております。

○浦野委員 中小企業が今後のこうした厳しい経済環境を乗り切っていくために、ただいま御答弁にもございました、政府におきましてもいろいろ積極的な施策を講じていくという心構えというふうに受けとめたわけありますが、中小企業が自分で努力をしていく際、やはりそれを支える資金の供給、これが大切なことであると思います。中小企業金融公庫あるいは国民金融公庫等の政府系金融機関を通して十分な資金を供給することが必要である、このことは当然であるわけだと思いますけれども、やはり資金量の面で大きな比重を占めるところの民間金融機関からの資金の供給、これを円滑にする、このことも非常に大切なことであると思います。このために信用保証協会の保証といふものを積極的に促進してもらおうかと思います。信用保証協会を含めた信用補完制度が大変重要なわけあります。政府はこの中小企业金融における信用補完制度の役割りをどのように見ておられるのか、また、これを今後どういう方向へ持つておられるか、この点についてひとつお尋ねをいたします。

○左近政府委員 御指摘のありましたように、中小企業におきましては信用力とか担保力というような点で大企業に比べて劣る場合が多いわけでございまして、そういうことのために必要とする事業資金が十分得られないという問題がございます。中小企業対策の基本は、そのように中小企業なるがゆえに大企業よりも不利であるというものを是正するというのが大きな役割りでございます。金融対策も大いに政府がやってまいらなければならぬと思つておりますが、このために一つは政府系の中小企業金融機関によって融資をするということをやつておるわけでございますと、やはり民間資金を導入するということが非常に重要でございます。昨年末の数字で見ます

とやはり八七%程度が民間資金に依存をしておるというふうになつておりますので、民間資金の導入というのが非常に重要でございます。信用補完制度といいますのは、このような観点から、中小企業の信用力とか担保力というものを補完いたしまして、民間資金の円滑な導入を促進するというものが目的で設置されたものでございます。政府と

企業の信用力とか担保力というものを補完いたしまして、民間資金の円滑な導入を促進するという制度といいますのは、このように観点から、中小企業に対する民間資金の円滑な供給に努めていきたいというように考えております。

○浦野委員 ただいま御答弁のごとく、信用補完制度の重要性、これは政府も十分認識されておられます。しかしながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。

近年のわが国の中小企業を取り巻く厳しい環境の中で、技術力の強化、これは中小企業にとってもきわめて重要な課題の一つであるわけあります。しかししながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。この信用補完制度の整備、そしてその拡充のために今後ますます努力していくことを図る、そうして中小企業に対する民間資金の円滑な供給に努めていきたいというように考えておるわけでございます。

○浦野委員 ただいま御答弁のごとく、信用補完制度の重要性、これは政府も十分認識されておられます。しかしながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。この信用補完制度の整備、そしてその拡充のために今後ますます努力していくことを図る、そうして中小企業に対する民間資金の円滑な供給に努めていきたいというように考えておるわけでございます。

○左近政府委員 御指摘のありましたように、中

企業信用保険法の一部を改正する法律案、これもこの信用補完制度の拡充を図つたものであるわけ

であります。これにつきまして幾つかの質問をし

たいたいと思うわけでありますが、今回の中小企

業金融における信用補完制度の役割りをどのように見ておられるのか、また、これを今後どう

いう方向へ持つておられるか、この点についてひとつお尋ねをいたします。

○中澤政府委員 付保限度額の引き上げの理由で

企業の信用保険法の一部を改正する法律案、これもこの信用補完制度の拡充を図つたものであるわけ

であります。これにつきまして幾つかの質問をし

たいたいと思うわけでありますが、今回の中小企

業金融における信用補完制度の役割りをどのように見ておられるのか、また、これを今後どう

いう方向へ持つておられるか、この点についてひとつお尋ねをいたしました。

○左近政府委員 御指摘のありましたように、中

小企業におきましては信用力とか担保力というよ

うな点で大企業に比べて劣る場合が多いわけでございまして、そういうことのために必要とする事

業資金が十分得られないという問題がございま

す。中小企業対策の基本は、そのように中小企業

なるがゆえに大企業よりも不利であるというも

のを是正するというのが大きな役割りでございま

すので、金融対策も大いに政府がやってまいらなければならぬと思つておりますが、このためには、一つは政府系の中小企業金融機関によつて融

資をするということをやつておるわけでございま

すけれども、しかし、中小企業の資金需要から見ますと、やはり民間資金を導入するということが

非常に重要でございます。昨年末の数字で見ます

踏まえまして、また、それぞれの保険の現在の利

用状況を勘案いたしましてそれぞれ決めたわけでございますが、今回改正されました水準によりますれば、今後当分の間は中小企業者の信用保証を必要とする資金需要に十分こたえられるというふうに考えております。

○浦野委員 わかりました。

次に、新技術企業化保険について、その創設に

関連でお伺いしたいと思います。

近年のわが国の中小企業を取り巻く厳しい環境の中でも、技術力の強化、これは中小企業にとってもきわめて重要な課題の一つであるわけあります。しかししながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。

○浦野委員 ただいま御答弁のごとく、信用補完制度の重要性、これは政府も十分認識されておられます。しかしながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。

○中澤政府委員 付保限度額の引き上げの理由で

企業の信用保険法の一部を改正する法律案、これもこの信用補完制度の拡充を図つたものであるわけ

であります。これにつきまして幾つかの質問をし

たいたいと思うわけでありますが、今回の中小企

業金融における信用補完制度の役割りをどのように見ておられるのか、また、これを今後どう

いう方向へ持つておられるか、この点についてひとつお尋ねをいたしました。

○左近政府委員 中小企業の技術振興策につき

ましては、中小企業振興事業団が実施しておりますが、大体四つの項目で実施をしておるというふうに言えると思います。

一つは技術指導事業でございます。これは、各

県に設置されております公設試験研究機関が、中

小企業の技術を向上させるために技術の相談にあ

ずかるとかあるのは依頼分析に応ずるとか、検査

をしてあげるとか、あるいは実地指導をするとか

というふうな技術指導を行つておりますし、ま

た、試験所に開放試験室というのを設けまして、

中小企業がみずからその試験室を利用し、研究で

き上げ幅につきましては、それぞれの保険の対象

といふものを利用いたしまして、公設試験研究機

付して技術開発を支援をしておるわけでございま

す。

技術のすぐれた方を登録し、配置いたしまして、長期的にあるいは個別的な技術指導が中小企業のためにやれるというふうな制度を創設いたしました。そこで、民間の知識の活用といふものも図るようになります。

○浦野委員 わかりました。

次に、新技術企業化保険について、その創設に

関連でお伺いしたいと思います。

近年のわが国の中小企業を取り巻く厳しい環境の中でも、技術力の強化、これは中小企業にとってもきわめて重要な課題の一つであるわけあります。しかししながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。

○浦野委員 ただいま御答弁のごとく、信用補完制度の重要性、これは政府も十分認識されておられます。しかししながら、この中小企業は、技術力をつけてお伺いしたいと思います。

○中澤政府委員 付保限度額の引き上げの理由で

企業の信用保険法の一部を改正する法律案、これもこの信用補完制度の拡充を図つたものであるわけ

であります。これにつきまして幾つかの質問をし

たいたいと思うわけでありますが、今回の中小企

業金融における信用補完制度の役割りをどのように見ておられるのか、また、これを今後どう

いう方向へ持つておられるか、この点についてひとつお尋ねをいたしました。

○左近政府委員 中小企業の技術振興策につき

ましては、中小企業振興事業団が実施しておりますが、大体四つの項目で実施をしておるというふうに言えると思います。

一つは技術指導事業でございます。これは、各

県に設置されております公設試験研究機関が、中

小企業の技術を向上させるために技術の相談にあ

ずかるとかあるのは依頼分析に応ずるとか、検査

をしてあげるとか、あるいは実地指導をするとか

というふうな技術指導を行つておりますし、ま

た、試験所に開放試験室というのを設けまして、

中小企業がみずからその試験室を利用し、研究で

き上げ幅につきましては、それぞれの保険の対象

といふものを利用いたしまして、公設試験研究機

付して技術開発を支援をしておるわけでございま

す。

さらだこの試験研究が終わりまして、いよいよこの技術を企業化しようという段階につきましても、中小企業金融公庫に新技術企業化融資制度というものがありまして、必要な資金を融通をすること、ういうことから、新技術企業化保険を創設することにしたわけでございまして、しかもこれは、新技術の企業化の段階において政府系の資金を融通するよりもさらに広く、かつ容易にこういう保証が得られるようになって、その配慮をいたしたいというふうに考えておるわけでございまして、以上のようないくつかの技術策を総合して現在実施中でございますけれども、技術の重要性にかんがみまして、実は五十五年度の予算は大体三十二億程度用意しておりますが、これは、この予算が厳しい折からでもありますけれども、前年対比二一%増という非常に大きな増額をして、技術対策を推進をしようとしておるのが現状でございます。

○浦野委員 新技術の企業化ということでお聞きますけれども、新技術というのは具体的にどういうものを言うのか。これがもし特許であるとかあるいは実用新案のようなものであるとすれば、一般的の中小企業者が日常の仕事の中で思いついたり工夫したりしたような新しい技術ではちょっと手が届かないと思います。それではせつかく新しい保険制度をつくってみましても、一般の中小企業者は余り利用できない。この新技術企業化保険で言うところの新技術というのはどのようなものか、どういったことが大事でございますけれども、先生御指摘のように、今回の保険制度をスタートする以上、これが広く中小企業者の間に活用されるといたしましては、中小企業者がみずから技術開発を行った新技术に限りませんで、中小企業者の間でいまだ十分普及していない技術であります

ばこれをできる限り広く取り上げていきたいといふに考えております。具体的には、先生が御指摘になりました特許権あるいは実用新案権を獲得した技術に限りませず、先ほど長官の答弁の中にもありました技術改善費補助金の交付を受けました技術等、技術の新規性につきまして明らかなるものはもちろんござりますけれども、その他の技術につきましても、保険公庫または技術審査機構を持ちました保証協会が審査いたしまして、その技術が中小企業者の間におきまして商業的な規模ではまだ十分に利用されておらないという旨の認定を行いましたものにつきましては、この保険の対象として取り上げていくという方向で考えております。

○浦野委員 今後中小企業の方々がこの新技術企業化保険を利用していくに新しい技術を企業化していく、このことが容易にできるために、制度の運営に当たりましては十分な配慮、施策をとっていただきたい。このことを要望しておきます。

ところで、今回の法律改正では、新技術の企業化につきまして特に新しい保険制度を創設して推進されているわけありますけれども、これからはわが国の中小企業の課題を考えますと、新技術企業化のほかにも、たとえば海外投資であるとかあるいは省エネエネルギーであるとか、中小企業施策として推進していく必要があるうかと思います。しかしこれには多額の資金を必要とするあるいはリスクも大きいというような事情もあるかとおもいます。こうした海外投資あるいは省エネエネルギーといった政策目的のための新しい保険を政府としては今後創設するお考えがあるかどうか、その点についてもお答えいただきたいと思います。

○左近政府委員 現行の信用保険法におきましては、一般事業資金を対象とします普通保険とか担保保険とか特別小口保険というのがございますが、そのほかに特定の政策目的に沿った借り入れを行います中小企業者に対しましては、たとえば公害防止保険とか近代化保険というふうなものを

設けまして優遇措置を講じておるわけでございま
すが、今般新技術の企業化を政策的に推進する
いう意味において、新たに新技術企業化保険を創
設するというにして法の改正をお願いしてお
るわけでございます。今後こういうふうに政策的
に推進する必要があるものにつきましては、その
必要性について十分検討した上で新しいものを開
設するという態度を維持していきたいと考えてお
りますので、今後いろいろの政策目的について十
分検討を重ねたいと考えております。

○浦野委員 次に、本法律案におきましては倒産関連保証制度について改正を行おうとしておるわけでございますけれども、その改正の内容、またその理由について簡潔にお答えいただきたいと思います。

○中澤政府委員 現行の倒産関連保証制度によりますと、連鎖倒産防止のための対象となります会社または個人が倒産した場合に、その関連中小企業者を対象としたしまして現行制度ができるておるわけでございますけれども、最近におきましては事業協同組合あるいは協業組合というような組合の倒産の事例が多く発生してまいりまして、これに対応して、組合等が倒産した場合にもその関連中小企業者を倒産関連保証の対象とする必要が生じてきたわけでございます。そのため「会社又は個人」にかえまして「事業者」というふうに規定することによりまして、組合等が倒産した場合にもその関連の中小企業者が本制度の対象として救済されるというふうに改正するものでござります。

なお、先ほどの答弁で、私、保険金の支払いということを申し上げましたけれども、これは保険金収支の赤字でございますので訂正させていただきます。

○浦野委員 ただいま倒産関連保証制度の改正についての説明をいただいたわけでありますけれども、この倒産関連保証制度にも関係いたしますので、倒産防止共済制度についてお尋ねをする前に、最近の倒産動向について質問をしたいと思ひます。

中小企業白書を拝見いたしましたと、中小企業を取り巻く環境はきわめて厳しい、このようなこともうたわれ、倒産も増加の傾向を示していると思われるわけであります。昨年年央からの厳しい経済環境を反映しての中小企業の倒産につきまして、今後の見通しあるいは現状の倒産状況はどうであるか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

ですが、負債金額一千万円以上のものについてのデータがござりますので、これについて見ますと、件数あるいは負債金額ともに昨年五十四年の年央に至るまでの一年間は前年同月比水準を下回るということで、五十二年が非常に高かったわけですが、その後若干小康状態が続いている間に、件数五百件を上回るような状態になつたわけですが、この点に入りましてからは、なんだか前年同月比水準を上回ることになりまして、ことに十月以降は一応危機ラインと言われて、月間に千五百件を上回るような状態になつたわけですが、ところが、年央以降はだんだん前年同月比水準を上回ることになりまして、倒産件数は一応小康状態になつたわけですが、やや増加傾向を見せております。倒産の年間のパートーンいたしましては、一、二月は若干少なく件余り、三月が千四百件余りということで、また四月が非常にかかる、それからまた少し減りまして九月、十月以降年末にかけてふえる、こいつら波を示しております。そういうことから言いますと、三月、四月が一応注目されたわけがありましたが、四月については現状がまだはつきりしておりませんけれども、調査当局の模様を聞きますと、大体三月の横ばいかやや多い程度というふうな状態でございます。したがいまして、三月、四月が昨年の年末あたりに心配したほど倒産件数はふえなかつたものの、例年に比べて相当大きな水準を示しているというのが現在の状態でござります。

そこで、今後の見通しでござりますけれども、短期的に申しましても、今後公定歩合の引き上げによる金融引き締めという影響がいよいよ出てまいりますし、それから、昨年の年央以降の原油価格に影響されますいろいろな物の値上がりとうふうなものへの影響がやはり企業を圧迫するとして、将来は決して楽観を許さないということを考えておりますので、倒産の状況についてはわれわれの方もよく注視してまいりまして、もし倒産が

○浦野委員 ただいま御答弁をいただいたわけではありますけれども、倒産が大変ふえていて、そして今後の見通しといふことも樂観できないということでおざいます。次官の冒頭の御答弁にもあつたわけでありますけれども、わが国の中小企業、これはわが國經濟を支える重要な柱である、このことのお答えがあつたわけであります。まさに私もそのように思うわけであります。こうしたわが国の經濟において重要な役割りを果たしております中小企業の經營の安定を図る、そしてあわせましてその振興も図っていく、これはわれわれ自由民主党の政策の中心的事項であり、また私の主張するところでもあるわけであります。中小企業においては倒産といふ問題、これは非常に重要な問題であるということは申しまでもありません。政府として中小企業の倒産防止のための各般の施策を実施しておられる。今回昨今の厳しい状況を踏まえまして、この施策の充実を図られる、これはまことに時宜を得たものと考えておるわけであります。この中で中小企業倒産防止共済制度、これは政府が実施しているその倒産防止対策の中でも特に重要な制度であると私は思います。そこで、この制度は発足後二年を経過している、このように聞いておりますけれども、この制度の実績についてお伺いします。

六千七百三十八件、五十四年度が四千八百十件でございます。また、共済金の貸付状況について見ますと、本年三月末現在で二千七百三十一件の貸し付けの件数がございまして、金額で見ますと百二十一億八千万円に上っております。この制度は、取引先企業の倒産に遭遇しました中小企業者の連鎖倒産防止に大きく寄与していると考えられるわけでございます。なお、この貸し付けの年度別の内訳は、昭和五十三年度が四百四十八件、二十四億円、昭和五十四年度が二千二百八十三件、九十七億円でございます。

○浦野委員 この制度が発足した当初、どれぐらいいの加入者があるのか、貸付金額があるのか、大体想定されたと思うのですけれども、制度が設定されたときと現況とどんなものでしようか。予想したとおり加入者があつたのか。

○廣瀬政府委員 制度発足に当たりましては、年間十万件程度の中小企業者の本制度への加入があるものと見込んでいたわけでございます。しかしながら、ただいま御説明いたしましたとおり二年間で二万件強でございまして、当初の見通しを相当下回っていたという現状でございます。

○浦野委員 ただいまお答えをいただきましたよう、当初想定されたよりも加入者というのが非常に少ないわけであります。私はいろいろパンフレットをいただいたわけであります。この中で中小企業共済事業団が発行しておりますパンフレットを見ますと、実際に加入して共済金の貸し付けを受けた方々は、非常にこの制度はいいんだ、大変助かった、こういうような事例が幾つかあるわけであります。こういうように非常に評判がいいわけでありますけれども、しかし実際は加入者が非常に少ない。この制度の恩恵に浴している人たちが少ないわけであります。こうした点につきまして、制度の普及促進につきまして、政府としましてはどのような努力をされておられるのか、この点お伺いいたします。

○廣瀬政府委員 この制度の普及PRにつきましては、政府としても機会あるごとに政府広報を実

施するとか、あるいは中小企業共済事業団といたしましても、商工会議所あるいは商工会等の委託団体が開催いたしますいろいろな説明会にこのPRを依頼する。また、新聞、パンフレットによりますPR等、あらゆる機会をとらえましてこの制度の普及PRに努めているところでございます。今後の問題といたしましては、いずれ本委員会において御審議、可決いたしますこの改正案の内容を含めまして、新聞、テレビあるいは各種説明会を活用いたしまして、全国的な強力なPR活動を開催してこの加入促進に努めてまいりたい、このように考えております。

○浦野委員 この普及活動といふものは、この制度が非常にいいという面からいたしまして大変重要なことであろうかと思ひますので、手段の努力を払っていただきたい、このように思ひます。

次に、倒産防止共済法改正の内容についてお伺いをいたします。今回、共済金の貸付限度額を引き上げられるわけでありますけれども、共済金の貸付限度の設定については二つの点に留意する必要があるうかと思ひます。その一つは、取引先企業の倒産という不幸な事態に遭つた際に必要とされる資金としてこれが十分なものであるという点と、二つ目には、余り高額の貸付限度額にした場合には、返済能力を超えてしまって中小企業の負担能力を超えてしまうということで、貸し倒れになってしまふおそれがあるわけであります。この制度は中小企業の人々の相互扶助の制度であり、貸し倒れが増大してしまうこととはほかの共済契約者にまた大変な迷惑がかかつてしまふということになるわけであります。

そこで、今回共済金の貸付限度額を一千百万円に引き上げるに当たつて、先ほど申し上げました二点についてどのように考えて行わられたか、この点についてお答えいただきたいと思ひます。

○廣瀬政府委員 この倒産防止共済制度におきまでは、取引先の倒産に遭遇をするといった不幸な中小企業者に対しまして、その約九〇%が回収困難額をこの共済制度の貸付金で賄えるよう困

○浦野委員 共済金の貸付限度額を設定しているものでございまして、制度発足当初におきましては千二百万円程度であれば中小企業者の九〇%が救済できる、このように想定をしたわけでございますけれども、発足後の諸統計あるいは共済制度の運用の実績から見まして、現時点ではこの千二百万円では足りない、二千万円程度まで引き上げないとこの目標を達成できないということが判明をしたわけでございました。一方、昨年来中小企業者からいろいろ御要望を伺っておりますが、この御要望の中でもこの共済貸付金の限度を上げていただきたいという希望が多うございますので、その趣旨に沿いまして一千三百万円、ゆとりのある数字を設定しているわけでございます。この共済金の貸し付けの限度をこれ以上に上げますと、先ほど御指摘がございましたように、現時点で見ますと中小企業者の共済金の償還能力の限度を超える、このように考えておりますので、この面からも余り多額の貸付限度額の引き上げは困難かと考えております。

○浦野委員 それでは次にお伺いいたします。

掛金月額の上限を二万円から五万円に引き上げた理由についてお答えいただきたいと思います。

○廣瀬政府委員 昨年来中小企業者あるいは中小企業関係の諸団体から本制度の改正について御要

望を承つてしまいりました。その中で、特に貸付金につきましては、従来千二百万円を借りるために

は掛金を五年間積まなければいけなかった。こういう事態でございましたけれども、この貸付限度額であります千二百万円をせめて一年程度で借り

られるように制度の改善をしてもらいたい、掛け金積立方式の改善をしてもらいたい、こういう御要

望が出ていたわけでございます。このような御要

望を踏ままして、早期に必要資金が借りられるよう掛金月額を現行の二万円から五万円に引き上

げるものでございます。

○浦野委員 この改正で、短期間で多額の積み立

てが可能となるわけでありまして、これは中小企

業の方々の要望を取り入れたという面で大きな前進であると思うわけであります。

そこで、この掛金の税法上の取り扱いについてお伺いしたいと思います。

○廣瀬政府委員 現在の共済金掛金の税法上の扱

い方でございますけれども、企業の場合には二万円

全額が損金算入、また個人の場合には全額必要経

費算入となっております。御指摘のとおりでござ

ります。また、共済契約を解約いたしました場合

の解約手当金につきましては、企業の場合でござ

りますが、益金算入になつております。また個人

の場合には、事業所得の雑収入算入扱いになつて

いるわけでございます。

今回、掛金の月額が二万から五万に引き上げら

れるわけでございますけれども、税法上の扱いに

つきましては従来どおり全額損金算入なり経費算

入するということで税務当局と了解がついており

ます。

○浦野委員 ただいま御答弁をいただきました

が、掛金の上限が五万円になつても税法上の取り

扱いは従来と変わらないということですと、年間

最高六十万円が損金算入することができるとい

うことでありまして、本制度の魅力というのはこれ

まで以上に高まるというふうに考えられるわけで

あります。

最後に、完済手当金の制度の創設があります。

これは共済金の貸し付けを受けた場合の負担が輕

減される、こういうことで、この制度のまた大き

な前進であるというふうにも考えられるわけであ

ります。この完済手当金の支給について、政令で

下請企業があるわけであります。一次、二次、三

次、こうした下請企業にとって、経営の安定を図

ります。この制度は非常に効果があると思うわけであります。この制度の加入促進について、たとえ

ば親企業の方から下請に対しても加入したらどうだ

と周知を図るといいますか、これはいささか問題

もあるというふうにも考えられるわけであります

けれども、こうした点につきましてどのように考

えておられるのか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○左近政府委員 ただいま御指摘がありましたよ

うに、この制度は、できるだけ多くの中小企業の

方が加入していただきますが、この制度が円

滑に運営できる一番かぎでございます。われわれ

といたしましては、従来の実績にかんがみまし

ます。現在の制度によりまして貸付金の償還期間

は五年間でございます。最初の完済者が出ます

のが五十八年度になつてからでございます。これ

から五十八年度までの間に、先ほど御説明いたし

ました共済事由発生率や貸し倒れの発生率等がど

のような実績を示すかによりまして完済手当金の

額は決まってくるものでございまして、現時点で

どの程度の支給額になるかを見通すことは困難で

ございます。現在の実績、つまり現状によります

と、特例前納加入者の共済事由発生率が非常に高

いございますから、この現状のまま推移するとい

たしますと、制度改善に伴う加入者増の数字いか

んにもよりますけれども、なかなかむずかしいの

ではないかと思います。

いずれにしましても、今後先ほど御説明いたし

ましたいろいろな要素がはつきりいたしますの

で、五十八年度までには私どもとしては支給が可

能になることを期待しているわけでござります。

○浦野委員 まだ現段階でははつきりしていな

い、こうした御答弁であったわけでありますけれ

ども、たとえば加入者が増加し、共済金の償還が

順調にいけばいくほど完済手当金の支給率が高ま

る、このようには理解できるわけであります。こ

の趣旨を中小企業の方々に十分徹底していただき

て本制度の普及に全力を注いでいただきたいと思

うわけであります。

加えまして、実は私の選舉区、豊田市であります

けれども、自動車産業がありまして、数多くの

下請企業があるわけであります。一次、二次、三

次、こうした下請企業にとって、経営の安定を図

ります。この制度は非常に効果があると思うわけであります。この制度の加入促進について、たとえ

ば親企業の方から下請に対しても加入したらどうだ

と周知を図るといいますか、これはいささか問題

もあるというふうにも考えられるわけであります

けれども、こうした点につきましてどのように考

えておられるのか、お答えをいただきたいと思いま

す。

○浦野委員 最後に次官にお尋ねをするわけであります。

第一類第九号 商工委員会議録第二十号 昭和五十五年五月七日

りますけれども、先ほどから再々申し上げておりますように、この中小企業対策は日本の経済を支える柱であるということをご存知です。今回この二つの法案につきまして、今後また審議も進められることと思います。各質問がなされると思いますけれども、これを踏まえまして、政府といたしましてこの質問の内容を取り入れ、それを政策の中に入組み入れていただきたい。その決意といいますか、今後の姿勢というものについて最後にお答えをいただきまして私の質問を終りたいと思います。よろしくお願いします。

に中小企業はいわば我が国の産業を支える根幹でござります。事業所数も五百八十一万、総体の比率の九九・四%を占めておりまし、従業員数は八一・一%を占めております。そういう観点から見ましてもまさにわが国経済のいわば基盤でございます。そしてまた、この中小企業が本当に活力ある企業活動をなすことがいわば自由社会のあるべきとして、十二分にこの中小企業が活力あるよう振興策を講じてまいりたいと存ります。

○渡部(恒)委員長代理 上坂昇君。
○上坂委員 初めに、中小企業信用保険法の一部

中小企業信用保険の契約は、保険公庫と信用保証協会の間で、中小企業者が保証協会に保証を申

○左近政府委員 件数で申し上げますと、銀行機
械のものが大体七五%，大体四分の三が銀行経由
ということになつております。

証協会といふのは中小企業者に対し保証するんぢやなくて銀行に対して保証をして、銀行は必ずん長い取引をやつていても最近は直接貸さないのですね。必ず保証協会を通す。そういうふうな傾向にずっと来たわけです。だからいつ見ていてもどうも銀行のためにつくっているような気がしてしようがないのです。きのうも中村委員の方から、いわゆる社会政策的な問題なんだ、にもかかわらずそちらでなくなっているじゃないか、こう指摘がありましたけれども、この辺のところの問題点を指摘し、これをどうやって本当に中小企業のめんどうを見るような形で指導していくか、これが保証協会の運営にとって非常に大きなポイントではないかというふうに私は思うのです。その点はいかがでしょ。

○左近政府委員 信用保証協会の任務はまさに信用の補完でございまして、金融機関、つまり銀行等が中小企業に資金を貸し付けるときに、十分な担保力もあり信用力もあって貸し付けるものは金融機関がみずから貸し付ける。しかしそういう信用力、担保力が少し通常の貸し付けに対して足らないというものに対してまして、補完的な意味で信用保証をかけるというのが本来の趣旨でござります。こういう趣旨に基づきまして、当方からも金融当局にお願いをいたしまして、金融機関に対してそういう趣旨を徹底させる、つまり過度に保証をかけないということを徹底してもらっております。したがいまして、通達も出、また金融機関の団体もそういう立場を傘下の金融機関にも通達をしておるわけでございます。したがいまして、過度に保証をかけないといふたてまえは十分伝えられておるわけでござりますけれども、じやそういう例が全くないかと申し上げますと、実は先生も御指摘のように、そういう例がないことは必ずしも言えないというものが現状でござります。したがいまして、こういふものはやはり繰り返し繰り返しあらう点を指導しないといけないといふように考えておりますので、こういふ点については機会あるごとに金融行政当局であります大臣省を通じて金融機関に注意

○上坂委員 昔、ずいぶん古い話になりますが、地方自治体にいたときに、こういうところへ預託をしたり、たとえば金融機関に預託をする金額とかそういうものについては、予算化をしてやったらどうかという意見を吐いたことがあるのです。そうすれば、少しリスクがあつてもそれは政策的に持つていいことができる、こんな考え方を持っていたわけです。しかし、借りたものは当然返さなくちゃなりませんから、そのことが前提になつてお金を借りて経営をやつしていくわけあります。したがつて、最初から何とかひつかけてやろうというような経営者というのはないと思うのですね。

そこで、特に政府系金融機関となるべく利用しないといふことで私たちも指導をしているわけですが、いまの金融機関の窓口の傾向というのは政府系金融機関にもずっと浸透してきている。何かといふとすぐに保証協会に行きなさいという傾向が出てきている。私は、これはやはり政府系金融機関としては問題だと思うのです。確かに法律にはそういうことができる、こう書いてありますけれども、できることならばいろいろむずかしい条件をつけないで、できるだけ金融の手当てをしてやるという方向で指導していただきたいと思うのです。それで保証協会の方も、やはり協会の經營であるとかそれから代位弁済ができるだけ少なくするという形の中から非常に吟味をしてくる。ここでひとつ手当てをすれば復活して生きていいくことができるのだと思われるような企業に対して強もなかなか首を縊に振らない、そういう傾向が強くなっている感じがします。この辺のところに對する指導、これをひとつ長官の方からお聞きをいたしたいと思うのです。

いう点では模範にならなければいけないわけですが、政府系中小企業金融機関の貸し付けと、いうのは一つのルールがございまして、その貸し付けのルールで通常貸し付けられるものについては、当然この信用保証協会を利用しないということがあります。ただ、その貸し付けに当たって額が非常に高額だとか長期にわたるとか、あるいはそういう場合において、しかも借り入れをする中小企業に十分な信用力がないということで、通常の貸し付けルールによりますとなかなか債権保全という面から心配があつて貸し付けを見合わざるを得ないというような場合に、こういう保証協会の保証をつけるということによつて、そういうものについても融資を実行するというふうなたたまえが貰がれなければならぬといふふうに考えておるわけでございます。現在三機関が全部の貸し付けのうちでそういう信用保証協会の保証をかけておるもののは、機関によつて違いますが、貸付額のうちの大体1%とか多くても2%程度でござりますので、現在はそりたさん保証協会を利用しているということはないと思ひますけれども、今後もういう点については、先ほど申しましたように機会あるごとに指導してまいりたいというふうに考えております。

はないと思いますが、最近信用保証協会の經理状況も大分好転してまいりました。したがつて、今後そういうことで余り健全性を考え過ぎて必要な中小企業の保証までできないということのないよう、これについてもわれわれは何回も十分よく指導をいたしたいというふうに考えております。
○上坂委員 一時非常に保証協会の代位弁済があえてきたというふうに言われておりますが、最近の状況は具体的にどんなふうになつてゐるか、御説明をいただきたいと思います。

も、保証料は逐年極力安定化するよう指導しておるわけでございまして、基本料率を例にとりまして申しますと、四十七年度におきましては一・三六〇%程度でありましたものが、五十三年度におきましては一・〇〇三%，これは全国の保証協会の基本料率の平均ということで、おおむね一%程度になつておるわけでござります。保証協会の数で申しましても、基本料率一%をとつておりますものが、五十二協会のうちの四十九協会につきましては一%の基本料率を維持しているという状況

になるのか御説明をいただきたいのです。

○中澤政府委員 保険のてん補率は原則として七〇%であることは先生御承知のとおりかと思ひます。しかし、政策的に金融の信用保証を促進すべきものにつきましてはてん補率を八割に上げております。公害対策でございますとか今回御提案の中に入っております新技術企業化保険につきましても八割に引き上げておるわけでございます。てん補率を引き上げたものにつきましては、おおむねこれまでもまた政策的な目的から保険料率も一般的のもの

ので、限度額の引き上げということがそれほどリスクを増大することにはならないのではないかと、いうふうに考えておりますし、先ほどからお話をありましたように七〇%ないし八〇%を保険で負担するということになつておりますので、代位弁済の場合でも信用保証協会が実際にこうむるリスクといふものは少なくなつておるということでございまますので、われわれとしては結論的に申しましてそれほど心配がないというふうに考えておるわけでございます。

それで、きのうも出ましたが、金利の引き下げ努力といいますか、そういうものが必要だと思いますが、これについてももう一度長官からお話を承りたいと思います。

○中澤政府委員 私から御質問の中の事実関係につきまして御説明申し上げます。

近年の代位弁済の状況でございますが、先生が御指摘になりましたように、代位弁済が非常に高水準に達しましたのが五十年、五十一年。高水準と申しますのは、対前年比で申しまして六割あるのは六割五分増というものが五十年、五十一年でございましたけれども、五十二年以降、五十二年は対前年比三七%、五十三年が対前年比八%、五十四年、これはまだ速報値でございますけれども、五十四年度につきましては一・一%というふうに逐年鎮静化してまいっております。したがいまして、代位弁済の状況に関する限り依然として高水準でございますけれども、增高傾向は鎮静化しているということが言えるかと思います。

続きまして保証料の状況でござりますけれども

を引き下げるべきであるということで、これも大蔵省を通じて金融機関に指導をいたしておりました。また、金融機関自身もそういう趣旨をもつともだということで、自主的に金利を引き下げようということを決めております。そして大蔵省の財務局で毎年アンケート調査をやっていますが、そのアンケート調査の結果によりますと、大体、年度にもよりますけれども、保証つきの貸し付けと保証のない貸し付けとの金利差が〇・三%から〇・四%あるというふうな数字が出ております。ただ、大数観察をすればそういうことになると思いますがけれども、では現実の問題として必ず金利差が下がつておると申しますと、これまた絶対に下がつておりますとは言えないというのが現状でありますからと思います。こういう点につきましては、そういうふうな指導を繰り返し繰り返していくことをやつてしまりたいというふうに考えております。

○上坂委員 もう一点ですが、保険のてん補率といふのと保険料率といふものの関係はどんなふうに考

企業の方々の資金の借入額がどんどん増加していく、そういうことで保証自身も大口化してほしい、という御要望に沿つてやるわけでございますが、一面、いま御指摘のように限度額が引き上げられますればまさかのときが起りますと代位弁済額も多くなってまいります。そういう点では確かにある程度リスクが増大すると言わざるを得ないわけですが、他面、通常の場合でございまして付保限度額が上がれば当面の保証料収入はふえるということになります。そういういろいろな要素を加味いたしまして、当方でいろいろ試算をしております。これは試算でございますので、全く確実だとは申し上げかねますけれども、試算によれば、代位弁済額が不景気その他で非常に激にあえたという場合は別でございますが、代位弁済額がそうふえないと、いう前提から言えば余りリスクが増大しない、むしろ少し経営状態がよくなるかも知れないというような試算も出ておりまします。

だきたいのです。
○左近政府委員 確かに御指摘のよう昭和五十三年、つまり一昨年までは相当不況で、信用保証協会自身の経営基盤も相当苦しかったわけですが、昨年は景気も回復をいたしまして一段落をしているという状態でございますけれども、今後の経済の先行きを考えますと、御指摘のとおり金融引き締めとかあるいは原材料の高騰とかいろいろ不安材料もございますし、中小企業の方々自身も先行きについて相当不安を感じられておるというのが現状でございます。したがいまして、今後の信用保証協会の運営につきまして、過去の例からかんがみれば代位弁済があえるというおそれもなきにしもあらずというふうな現状であることをわれわれは考えておりますが、こういう点にございましては今後政府が、たとえば基金補助金を出すとかあるいは融資基金を増大するとかということにいたしまして、信用保証協会の基盤強化に十分努めてまいりたいというふうに考えておりますし、これは、今年度予算も相当程度それが

になるのか御説明をいただきたいのです。

○中澤政府委員 保険のてん補率は原則として七〇%であることは先生御承知のとおりかと思います。しかし、政策的に金融の信用保証を促進すべきものにつきましてはてん補率を八割に上げておきる、公害対策でございますとか今回御提案の中に入つております新技术企業化保険につきましても八割に引き上げておるわけでございます。てん補率を引き上げたものにつきましては、おおむねこれがまた政策的な目的から保険料率も一般的のものよりも割り引いて、保証がしやすいようにするというふうな連携をとつておるわけでございます。

○上坂委員 そこで 今度の措置で付保限度額が引き上げられるわけですね。その引き上げることによつて保証協会の方で予想されるリスクといいますか、そういうものはどういうふうに考えたらいいのかということについてお答えをいただきたいと思います。

○左近政府委員 付保限度額の引き上げは、中小企業の方々の資金の借入額がだんだん増加していく、そういうことで保証自身も大口化してほしいという御要望に沿つてやるわけでございますが、一面、いま御指摘のように限度額が引き上げられすればまさかのときが起りますと代位弁済額が多くなつてしまります。そういう点では確かにある程度リスクが増大すると言わざるを得ないわけですがございますが、他面、通常の場合でございまして、付保限度額が上がれば当面の保証料収入はふえるということもあります。そういういろいろな要素を加味いたしまして、当方でいろいろ試算をしております。これは試算でございますので、弁済額がそうふえないと、いう前提から言えば余りリスクが増大しない、むしろ少し経営状態がよくなるかもしないというような試算もしております。

ので、限度額の引き上げということがそれほどリスクを増大することにはならないのではないかと、いうふうに考えておりますし、先ほどからお話をありましたように七〇%ないし八〇%を保険で負担するということになつておりますので、代位弁済の場合でも信用保証協会が実際にこうむるリスクといふものは少なくなつておるということございますので、われわれとしては結論的に申しますとそれほど心配がないというふうに考えておるわけでございます。

○上坂委員 低成長時代に入つて、特に最近の物価の値上がり、原材料もかなり上がつておるわけですね。したがつて、中小企業は金利も値上げになりましたからかなり経営的にも苦しくなる。そういうところから、いろいろ代位弁済の額もある程度の可能性もある、こういうふうに思います。したがつて、これからは見通しが余り明るくならないような感じがしますけれども、その辺についていかんなくうに判断をされているか、お答えをいただきたいのです。

○左近政府委員 確かに御指摘のように昭和五十三年、つまり一昨年までは相当不況で、信用保証協会自身の経営基盤も相当苦しめたわけですがございまが、昨年は景気も回復をいたしまして一段落をしているという状態でございますけれども、今後の経済の先行きを考えますと、御指摘のとおり金融引き締めとかあるいは原材料の高騰とかいろいろ不安材料もござりますし、中小企業の方自身も先行きについて相当不安を感じられておるというものが現状でございます。したがいまして、後の信用保証協会の運営につきましても、過去の例からかんがみれば代位弁済があえるといふなことにいたしまして、信用保証協会の基盤強化に十分努めてまいりたいというふうに考えておりますし、これま、今年度予算も相当程度それな

れ支出をいたしましたけれども、将来についても必要とあらばまたそういう手当てをするということを考えるわけございます。

○上坂委員 今度新技術企業化保険が設けられることになるようですが、新しい技術といふ場合にその内容は省令で決められるというようなことを言わわれておりますが、これはどういうものを考えておられるのか、それから新技術と言われるものをだれがどこで認定をしていくのか、それから基準を設けるような話もありますが、基準といふのはどういうところへ置くのか、この辺について御説明をいただきたい。

○中澤政府委員 新技術企業化保険の対象と認定方法等の御質問でございますが、この保険の対象とすべき新技術については、限定的に申しますと、狭い意味では特許権、実用新案権を獲得した技術というものがますございますが、それ以外にも技術改善費補助金を受けましたところの技術あるいは技術の新規性については、つまりしておるものを作りとしていきたいというふうに考えておられましては、技術が中小企業者の間でいまだに広く普及しておらないというものにつきましては、新技術として取り上げていきたいというふうに考えておるわけでございます。

具体的な限定していく認定の方法でございますけれども、保険公庫または技術審査機構を持つております保証協会におきましてその新規性を認定された技術につきましては、保険の対象とするといまして、むしろそのような機構を通じまして認定を進めていくわけでございまして、現在の時点でおるだけ広範にその対象にしてもらおうということの方が中小企業にとっては助かるわけでありますから、そのことについてはそうした指導をしていただきたいと思ひますが、新しい技

術についての手当ての仕方というのですか、中小企業に対するいろいろな金融のあり方、そういうものが何かたくさんあるようですね。これは後藤委員からも指摘があつたと思いますが、これらにことには、ほんの辺の関係というのほどなんふうになつてゐるか、御説明いただきたいのです。

それからもう一つは、そうした種類のものが一體どのくらいあるのか。いま局長が話されたように、ほかのところで手当てのついているものについて考える、こうしたことになりましたが、その場合いま言つたたくさんある中で認められて、そこでたとえば融資なら融資の対象になつて、それが何のどちらか、保証協会がそれをまた新しくもう一回ダブつて認定できるのかどうか、こういふ疑問もあるものですから、その辺について御説明をいただきたい。

○中澤政府委員 中小企業分野におきます技術振興対策につきましては、先生御指摘のとおり幾つかの中小企業政策の柱がござりますが、主要なものを申しますと技術改善費補助金がござります。これは中小企業者がみずから製品の性能、品質を改善する、あるいは生産技術を向上するというものでございますけれども、この対象となりますのは試験研究段階におきます経費の一部補助を行うというものでございまして、今回の企業化保険のように、試験研究の成果に基づきましてこれを商業段階で企業化する、あるいはその企業化するためのリスクをカバーするというものは、本質的に技術開発の段階において差異がござります。

また、新技術企業化融資制度、委員は中小企業化等融資制度の対象となりますのは、先導的でかつ産業政策上重要であると認められる新製品あるいは新技術を商品化、企業化するための必要な資金ということでございまして、その融資対象はそのための試作あるいは企業化に必要な設備資金等

でございます。冒頭に限定的に書かれておりますように、先導的かつ産業政策上重要である製品等々というふうに明らかでございますように、これが対象となりますのはやや限定的に取り上げておるわけでございます。したがいまして、その融資の条件といたしまして特利融資あるいは長期の貸付期間ということで中公の対象としておるわけでございますが、今回の新技術企業化保険の対象となりますのは、民間の資金を導入することでござりますので、むしろ現在の中小公庫が行つておる新技術企業化保険よりもより広く対象が広がつていくことになります。しかしながら、中公の融資制度の対象となるものでございまして、中公の融資以外にさらに民間の融資も協調的に必要であるという場合には、当然これも併用されることはあり得るかと思ひます。

○上坂委員 保証協会の中に技術審査をする機構があるようにいま私は聞いたのですが、保証協会の中にもう一ついう機構があるのですか。

○中澤政府委員 私の御説明ぶりが誤解を招くような形であったと思ひますけれども、現在私どもが予定しております認定のやり方といたしまして、今後信用保証協会にそのような認定をし得る審査機構、あるいは外部に委託する場合もあるかもしれませんけれども、審査会のようなものが置かれた場合には、そこで認定されたものも対象に取り上げていくということございまして、現在そういう審査会があるわけではございません。

○上坂委員 中小企業は全国的に広がつてゐるわけでありますから、そういう機構を置くとすれば各県それぞれに置くか、それとも全部ブルーして中央に置くか、こういう問題も一つは出てくるのかもしれませんけれども、審査会のよなものが置かれました場合には、そこで認定されたものも対象に取り上げていくことございまして、現在そういう審査会があるわけではございません。

○上坂委員 先ほど特許、実用新案、こういう問題が出てきましたけれども、今までの特許の関係で言いますと、非常に長くかかるわけですね。最近は審査が大分短縮はされたにしても、長いものだと三年、五年というようなものも出てきていたわけですね。そこで、新しい技術を特許申請をすると、いろいろ場合も早くしないと、これは大企業が手をつけてしまえばそれで終わりですかね。そこで、もちろん先ほど答弁でいくと、こ

いと思います。

○中澤政府委員 信用保証協会が新しい技術を認定いたします場合には、その技術の性格にもよりますけれども、新技術であるということを認定し得るような、一定の審査メンバーによる審査会ができるかどうかにつきましては、やや疑問があると思います。相当大きな府県あるいは大きな保証協会にはそのようなことが認定し得る審査機関がありますが、これが果たして各県あるいは五十二協会すべてにそのような技術判定を持ち得る審査会ができるかどうかにつきましては、やや疑問があると思います。相談審査会が設けられますれば、それだけの力のない場合には、保険公庫にその技術の連絡が個々の保証協会からなされますが、それでも、そのような認定審査会が設置されるかと思うわけでございますけれども、そのような認定審査会が設置できるかと思ひます。

ればばかりこだわるわけではないといふ話でし
たけれども、しかし、新しい技術が本当に有効で
あり、それが社会的に認められるというかっこ
になると、どうしてもこうしたところで認められ
たものが最優先をする、こういうかっこになつ
てくる。この辺のところが中小企業にとっては、
新技術等の保険が認められたとしても非常に問題
になってくるのじやないかというふうに思います
ね。そこでこの辺のところを、そればかりにやら
ないんだというけれども、非常に大きなファクタ
ーを持たせないようにしてもらいたいという希望
が私はあるわけですが、その辺について御説明を
いただきたい。

○中澤政府委員 特許あるいは実用新案と今回の
新技術の対象との関連でございますけれども、ま
ず先生御指摘のように、今回的新技術企業化保険
の対象となります技術につきましては、特許、実
用新案を近年におきましてとりましたものもちら
ん入るわけでござりますけれども、これを限定的
に対象とするわけではなくて、より広い新しい
工夫なりあるいは技術を対象としていくというこ
とでございます。

さらに、特許権の取得との関係を御指摘になつ
たわけでございますが、この新技術と申しますの
は、中小企業者自身の開発した技術を対象とする
必要はないわけでございまして、他の機関あるいは
会社におきまして開発された技術を、中小企業
者が自分の分野に活用する場合も新技術として対
象とするわけございまして、委員御指摘のよう
に、大企業が仮に登録した特許権等の技術でござ
いましても、中小企業分野におきましてこれがま
だ広く普及されおらない場合には新技術として
採用していくということでございます。要する
に、中小企業分野におきまして新しく導入される
技術でございますれば、広くこの保険の対象とし
て考えていくというふうに現在予定しておりますと
ころでございます。

○上坂委員 いまのお答えのような形で進めてい
ただくことを心から期待するわけであります。
走り出してしまえばあとは一般の金融、こうい
う

そこで、新しい技術の場合、費用がもちろん出
てくるわけですが、その場合の対象となる
のは商品化試作、施設設備等の費用、こういうこ
とのようです。そこで、もちろんこれらについて
は当然設備が必要でありますから、これはやつて
もらわなくちゃなりませんが、原料、材料の確
保、それから新しい技術を開発してそれに基づく
企業化をやつしていくことになると、当然そ
こに必要な技術者あるいは労働者、いわゆる人員
増の問題が出てくると思います。

〔渡部（恒）委員長代理退席、委員長着席〕
したがつて、いわゆる設備投資じゃなくて運転の
資金、そういうものもかなりふえてくることが予
想されます。これらについてはやはり対象として
十分考慮してもらえるのかどうか、この辺を御説
明いただきたい。

○中澤政府委員 保険対象費目の内容でございま
すけれども、御指摘になりました試作品を製作す
るための製作費、それから製造設備のための機械
設備あるいはその建物、土地というような物件を
取得する費用、これらは設備資金に入るかと思ひ
ますけれども、これは当然入るわけでございま
す。

なお、原材料料という御質問でございますが、試

作品を製作するための原材料等々はこれに入つ
くる、あるいは人件費につきましても、その技術
の試作なり、企業化の段階で特に附加的に必要に
なります研究者でありますとか人員につきまして
は、人件費として入るわけでございます。

また、この製品を企業化し、それを市販する場
合の市場開拓に要する費用、これは運転資金にな
るかと思いますが、これにつきましても人件費と
同様に運転資金の一部としてこの保険の対象とな
るというところでございまして、これら一括いたし
まして、一億円の範囲内で新技術企業化保険の対
象費目になると考えております。

○上坂委員 そうすると、いまの場合は試作を中

ことになるわけですね。わかりました。

そこで、新しい技術の場合、費用がもちろん出

てくるわけですが、その場合の対象となる

のは商品化試作、施設設備等の費用、こういうこ

とのようです。そこで、もちろんこれらについて

は当然設備が必要でありますから、これはやつて

もらわなくちゃなりませんが、原料、材料の確

保、それから新しい技術を開発してそれに基づく

企業化をやつしていくことになると、当然そ

こに必要な技術者あるいは労働者、いわゆる人員

増の問題が出てくると思います。

〔渡部（恒）委員長代理退席、委員長着席〕
したがつて、いわゆる設備投資じゃなくて運転の
資金、そういうものもかなりふえてくることが予
想されます。これらについてはやはり対象として
十分考慮してもらえるのかどうか、この辺を御説
明いただきたい。

○中澤政府委員 保証協会が保証を行います場合

に、その保証に関しまして対象の中小企業者に保

証人を求めるということはあり得るかと思ひます

けれども、委員がただいま御指摘のように、保証

協会が保証いたしました貸付につきまして銀行が

別に改めて保証人を要求するあるいは保証協会が

求めております保証人の差しかえを要求するとい

うようなケースは私どもは承知しておらないわけ

でございます。

○上坂委員 ところが実際にあるんですね。それ

で困っちゃうんです。大体保証人を一人も見つけ

られるような中小企業は黙って金を借りられる。

保証人が見つかなくて困つて、なかなか中小企

業、零細企業に保証人になってくれる人はいない

んです。いいから何とか保証協会でめんどうを

見てもらいたい、こういうことになるわけです。

ところが、実際問題としては保証協会に持つて
いたら二人探してこいと言うんですね。これでは

現実にとても保証協会の対象にならなくなつてしま
う。そういうことが地方に行くとあるんです。

これは全く困っちゃうのです。やはりこれをなく
すような指導をしてもらわないと困りますね。そ
ういう点では保証協会の人も一つの企業のつもり
になつて、保証協会そのものが何だか自分の企業
みたいになつて、サラリーマンになつちやつて、
社長になつた気になるかどうかそれはわからないよ
うけれども、とにかく一生懸命になつて貸したも
のを取ろう、なるべく危いところには貸さないよ
うでございます。

○上坂委員 いまのお答えのような形で進めてい
ただくことを心から期待するわけであります。
走り出してしまえばあとは一般の金融、こうい
う

にしよう、そこで融資してやれば救えるもので
も、まあこの辺のところはとめておこう、こうい
う考え方になつちゃう場合が非常に多い。そこで

地域の保証協会に対してもつ十分な指導をやつ

てもらいたい、再教育をしてもらわなければなら
ないと思います。その点についてお答えをいただ
きたい。

○左近政府委員 先ほどもお答え申し上げました
が、保証協会が保証に際しまして保証協会の健全
化協会の方で二人以上の保証人をつけなくちゃな
どありますよ。そうすると、保証協会が

保証をしているのに何で保証人をつけなくちゃな
らないのか、そんばかなことはないじゃない
か、こう文句を言うのですが、それでもやはりこ
の保証人はかえてくれとか、こっちの保証人では
だめだからというようなことを言われる場合が実
際問題としてかなりあるんですよ。こういうのは
一本どうしたことなんでしょうかね。

○中澤政府委員 保証協会が保証を行います場合
に、その保証に関しまして対象の中小企業者に保
証人を求めるということはあり得るかと思ひます
けれども、委員がただいま御指摘のように、保証
協会が保証いたしました貸付につきまして銀行が
別に改めて保証人を要求するあるいは保証協会が
求めております保証人の差しかえを要求するとい
うようなケースは私どもは承知しておらないわけ
でございます。

○上坂委員 ところが実際にあるんですね。それ
で困っちゃうんです。大体保証人を一人も見つけ

られるような中小企業は黙って金を借りられる。

保証人が見つかなくて困つて、なかなか中小企

業、零細企業に保証人になってくれる人はいない

んです。いいから何とか保証協会でめんどうを

見てもらいたい、こういうことになるわけです。

ところが、実際問題としては保証協会に持つて
いたら二人探してこいと言うんですね。これでは

現実にとても保証協会の対象にならなくなつてしま
う。そういうことが地方に行くとあるんです。

これは全く困っちゃうのです。やはりこれをなく
すような指導をしてもらわないと困りますね。そ
ういう点では保証協会の人も一つの企業のつもり
になつて、保証協会そのものが何だか自分の企業
みたいになつて、サラリーマンになつちやつて、
社長になつた気になるかどうかそれはわからないよ
うけれども、とにかく一生懸命になつて貸したも
のを取ろう、なるべく危いところには貸さないよ
うでございます。

○上坂委員 いまのお答えのような形で進めてい
ただくことを心から期待するわけであります。
走り出してしまえばあとは一般の金融、こうい
う

にしよう、そこで融資してやれば救えるもので
も、まあこの辺のところはとめておこう、こうい
う考え方になつちゃう場合が非常に多い。そこで

地域の保証協会に対してもつ十分な指導をやつ

てもらいたい、再教育をしてもらわなければなら
ないと思います。その点についてお答えをいただ
きたい。

○左近政府委員 最近の倒産の状況ないし見通
いでございますが、実は昭和五十二年が過去におい

では倒産が一番多かった年でございまして、一万八千件余ということでおざいます。五十三年は多少倒産が減少いたしましたが、五十四年はまたふえまして大体一万六千件ということでございました。ただ、五十四年前半は比較的倒産が減少いたしまして、後半から倒産がまたふえてきました。しかも、昨年の中バターンをとつております。しかも、昨年の中ごろからのいわゆる原油の値上がり、それに伴います原燃料の値上がりというものがだんだん増高してまいりましたし、またそういう点で手価対策ということで金融引き締めというもののがなされております。そういうふうなものの影響がいいよこれから効いてくるというふうなことが非常に予想されておりましたし、また、中小企業の利益率が昨年の後半になつてだんだん減少してきたというふうな傾向も見られております。したがいまして、先行きについては見通しはなかなかむずかしいわけでございますが、やはり何といいますか、余り楽観的には見られないというのが先行きではなからうかというように考えております。

倒産対策につきましては、御案内のとおり、倒産対策緊急融資とか特別保証とかあるいはこの倒産防止共済制度とかあるいは倒産防止特別相談とか、いろいろな手を打ちましてそれに備えておるわけでございますが、先行きのそういう楽観できないという現状にかんがみまして、われわれといつましても倒産が多発するというのが現実になりましたときには、時を移さず対策ができるよう十分準備をいたしたいということでいろいろ検討しておりますわけござります。

なお、倒産問題につきましては、どうしても倒産が発生した後の手当てといふことに中心を置きがちでござりますが、もう少し倒産問題を集中的に考え、あるいは倒産に関する会社更生法その他についても、十分またわれわれ中小企業庁の法制度についても、改善したらいかという点も考えようということで、実は昨年から倒産対策の委員会というものを、これは私的な委員会でございますが、学識経験者に集まつていただきまして

では倒産が一番多かった年でございまして、一万八千件余ということでおざいます。五十三年は多少倒産が減少いたしましたが、五十四年はまたふえまして大体一万六千件ということでございました。ただ、五十四年前半は比較的倒産が減少いたしまして、後半から倒産がまたふえてきました。しかも、昨年の中バターンをとつております。しかも、昨年の中ごろからのいわゆる原油の値上がり、それに伴います原燃料の値上がりというものがだんだん増高してまいりましたし、またそういう点で手価対策

いろいろ検討いたしております。そういう検討も回らない対策をも十分考えていただきたいというようありましたのが貸付限度額の引き上げでございました。こういう要望を踏まえまして、二千百万円まで借りられるよう措置をするわけでありましたが、二千百万円というものが出てきた根拠と申しますが、この辺についてちょっと御説明をいただきたいと思います。

○上坂委員 最初に、倒産防止共済制度に連いたしますいわゆる貸付事由発生率、これは共済契約者の相手方が倒産をした件数でございますが、二年間の累計の共済契約の加入者総計が二万七百三十一件がいわゆる倒産に遭遇している企業である、こういう意味でございます。比率としてはかなり高いものでございます。

そこで、現行の共済金貸付限度額が千二百萬円でございますけれども、これを二千百万円まで上げて中小企業者の連鎖倒産防止に役立てよう、こういうことを考えているわけでございますが、そこで、あっちが倒れちゃって、その手形どうもならないなった、そうした手形はこのお金借りる場合にはどうなるのですか。

○上坂委員 関連倒産の場合ですね、大体いま十日から百二十日の手形をもらっているわけでございますけれども、この手形をもたらすためにおきましては、契約者の取引先の企業が倒産をする、こういった不幸な事態に対しまして、中小企業者の約九割が本制度で救済ができるようになります。このように考えて共済金の貸付限度額を設定したわけござります。それが二年前におきましては千二百万円あれば十分であろう、このようになりますが、それとその手形はどういうふうな措置になりますか。

○上坂委員 共済契約者、つまり本人が持っております手形も対象になるということでござります。

○上坂委員 手形も対象になるというと、その手形を預かって、それが五百万円だとしたらその五百万円について貸与する、こういうことになりますか。その場合、手形は担保になつてしまふので

いて御意見を承つてまいりましたけれども、要望の中でも一番重要度と申しますか、重点を置かれております。こういう要望を踏まえまして、二千百万円まで借りられるよう措置をするわけでございました。

○上坂委員 そうしますと、手形は額面のところに考慮しておるわけでございます。

○上坂委員 これが貸付限度額の引き上げでございました。こういう要望を踏まえまして、二千百万円まで借りられるよう措置をするわけでございましたけれども、もちろん、要望の中には三千万円程度まで上げほしいという御意見もございましたけれども、共済金の貸付額を余り上げ過ぎると、現状におきましては、返さなければいけませんので、償還に関して事故が起る、償還不能という事態も予想されます。共済制度でございますから、貸付金の返済が滞るということは共済制度の運用上好ましくないと考えておりますので二千百万円にしたわけでございます。もちろん、今後の推移いかんによりましてはこの貸付額を上げるかどうか慎重に検討してまいりたい、このように考えております。

○上坂委員 関連倒産の場合ですね、大体いま十日から百二十日の手形をもらっているわけですが、いろいろな方から指摘がありましたからこそ、もう一點だけ、今まで損金算入の税制上の措置がありましたが、この辺で終わりますが、もう一点だけ、今まで損金算入の税制上の措置がありましたが、これは掛け金が引き上げられてもそれはそのまま継続する、こういう認識でよろしくございますか。

○上坂委員 御案内のとおり現在二万円の掛け金限度額でございますけれども、その税法上の取り扱いは、法人に関しましては全額が損金算入、また個人の場合には全額が必要経費算入となつております。今回、二万円が五万円に引き上げられましたけれども、全額が現行どおり損金算入、要経費算入になる、こういうことで税務当局との解がついております。

○上坂委員 これで倒産防止共済法についての質問を終りますが、前の事業団の問題とも関連がありますので、ダンプカーの事故防止対策についてお伺いをいたしたいのであります。

昭和五十三年十月に内閣総理大臣官房交通安全対策室がダンプカーによる交通事故防止対策懇談会を開催まして、その提案に基づいて「ダンプカーによる交通事故及び違法行為の防止対策について」というパンフレットを出しているわけです。その提案に基づきまして、五十四年十一月二十七日に運輸省の自動車局長名で各陸運局長及び沖縄総合事務局長あてに「ダンプカー使用事業者の協業化の促進及びダンプカーの使用の届出の取扱い等について」という通達を出しております。この

ども、掛け金の十倍の範囲内にその五百万円が入つておれば対象になります。

実効を期すために現在どのような指導を行つてゐるか、運輸省の方がおりましたらお答えをいただきたい。

○尾松説明員 お答えいたします。

ダンプカーの事故防止につきましては、御指摘のとおり五十三年十月に総理府に設けられましたダンプカーによる交通事故防止対策懇談会から提言が出されました。運輸省といたしましてはこの提言の趣旨に沿いまして通達を出したわけでございますが、その趣旨は、既存の零細なダンプカー使用者で、運送事業の免許の取得の意思のある者に対しましてその協業化を積極的に推進しよう、そして共同出資による新会社の設立あるいは協業組合もしくは企業組合の結成を指導いたしまして、それが所要の運送免許基準に合致する場合には道路運送法上の免許を付与しようとすることが第一点でございます。また同時に、法的にあいまいなダンプカー使用者が出てくることを排除し、防止いたしますために、ダンプ規制法による自家用ダンプカーの使用の届け出内容の改善等につきましても通達しているところでござります。

その通達におきましてどういう措置を講ずることを指示したかと申しますと、まず協業化につきましては、先ほど申しましたように、既存のダンプカー使用者で運送事業の免許の取得を希望する者については積極的に協業化を指導する、そしてそのためには陸運局とか陸運事務所の担当の課にバンフレットなどを常備いたしました。ダンプカー使用者との間い合わせに即応できる体制をとるということ、それからまた、関係都道府県のトラック協会とかダンプカー協会等から協業化についての説明会を開催したいというようなことがございますが、そういうところには積極的に出かけていくてよく趣旨を説明する、そして協力を求める、こういうようなことを指示してございます。

またそれに関連いたしまして、この通達におきましては同時に運賃の適正化あるいは違法営業の

防止につきましても指示してございますけれども、いずれにしましてもそういう通達の趣旨を関連のダンプカー協会とかトラック協会に対しまして十分説明をいたしまして、その理解と協力を得て、協業組合なり企業組合にまとまっていただきたいふうに考えておるわけでござります。

○尾松説明員

趣旨に沿いまして処理をしていくようにということが第一点でございます。そこで問題が出てくるわけであります。そこで問題が出ておりますね。そしてその九〇%がいわゆる砂利採取あるいは販売業、それから建設業界、そのダンプカーであります。ところが自ら元に資料を持ち合わせておりません。半分ですが、現在ダンプカーの使用実態は十九万六千八十三台、こう出ておりますね。そしてその九〇%がいわゆる砂利採取あるいは販売業、それから建設業界、そのダンプカーであります。ところが自ら元に資料を持ち合わせておりません。半分が、まだ全県には設立されておりません。半分程度であったかと思ひます。ただ、毎年設立が増加しているという状況でございます。

○上坂委員

先ほど私、十万六千五百八十七人が一人一車のような発言をしましたが、これは自家用ダンプ使用者の数で、そのうちの大体七三%の七万七千六百四十八人が一人一車という統計になつて、いわゆる白トラとか砂利トラとかいうふうな名前で呼ばれているわけです。これが非常に大きな事故を発生する危険性があるということでお、いわゆる白トラとか砂利トラとかといふ大体元の業者といふのはこれに反対をする。まして、できるだけダンプ業者を協業化なり企業化なりしていきたいと思つています。ただ問題なのは、運送業の免許をもらう場合に聴聞会が必要で開かれるわけですね。そうしますと、大体元の業者といふのはこれに反対をする。まず賛成をするというのはほとんどない。反対をしますと聴聞会を何回もやつて、大体二年ぐらいかかるのですね。二年もかかっていたらこれはとてもだめですからね。大体運転手の人たちはみんなそぞろ言つちや悪いけれどもいさか気が短いから、集まつて何とかしようと思ったらもう早急に実現をしていかなくちゃならぬ。そなりますと、設立を認めて早く免許を出すことが必要になつてくるので、これがなければ仮つくって魂入れになつちやう。

そこで陸運局のいまの自動車運送業に対する措置を事務的に非常に早めてもらわなければならぬといふことと、それからトラック協会等に十分指導をされているとは思いますが、こうしたもの

とに一つの大きな問題があるのでないかというふうにとらえておりまして、私どもいたしましたは、やはりこうした方々に協業化していただきたいのところで措置をしてもらいたい、こういうふうに私は思うのです。その辺について御回答をいた

だきたいのです。

○尾松説明員 先ほどもちょっと簡単に触れましたけれども、こういう通達に沿いまして協業化をして、協業組合なり企業組合にまとまっていただきたいふうに考えておる方向で指導いたしたいというふうに考えておるわけでござります。

○上坂委員

そこで、運賃の適正化の問題をもう一點聞きますが、一人一車で籍を置いて仕事をしている個人タクシーのように直接一人一人に運送事業免許は与えられないかという御指摘だと思いますが、先ほど申しました総理府の提言でも、人一車というよきわめて零細な業態であるこ

とで、これが制度が確立したわけです。このいわゆる一人一車のダンプカーの事業者、そういう人にはそういう措置はとれないのかどうかということについて御説明をいただきたいのです。

○尾松説明員 お答えいたします。

御指摘のとおり、約二十万台大型ダンプカーがございますが、そのうちかなりのものがいわゆる

第一類第九号 商工委員会議録第二十号 昭和五十五年五月七日

するというふうに依頼をする方の業者が考えた場合には、これはせっかくつくても契約ができる仕事が減ってしまうというようなそれが出てきます。そこで、依頼者側の方に対しても十分なPRと十分な認識を持つてもらわないと、やはり本当の交通事故対策あるいは違法行為の絶滅という形にはなっていかないおそれが出てきますね。この辺のことなどをどういうふうにされるかお聞きをしたいのです。

○尾松説明員 トラック事業者の運賃は、道路運送法によりまして一応認可制になつております。ただ、ダンプカーのみならず、運送事業者は零細な事業者が多うございます。したがいまして、御指摘のようにやはり荷主サイドの協力と理解を十分に求めていかねばならないというふうに考えておりまして、直接私どもから荷主に何かの権限を行使するということにはまいりませんが、たとえばトラック協会等に荷主懇談会といふ場を設けさせまして、そういうところへ陸運局担当官も出向いてまいりまして、制度あるいは事業の実態等を十分御説明し、荷主サイドの理解と協力を求めてまいりまして、制度あるいは事業の実態等を思つております。

基本的にはやはり協業化をするなり共同化を進められりしまして、トラック運送事業の経営体質を向上させていくことを目指したいと考えておりますけれども、やはりいま申しましたような荷主懇談会等の場を通じまして十分理解と協力を求めていくことも必要である、こういうふうに考えて指導しておるところでございます。

○上坂委員 そこで、今度は中小企業庁の問題に入つてくるわけですが、企業化をして組合をつくるあるいは株式会社をつくるということになりまして事業を興すわけであります。そなりますと当然経費が必要になってくるわけであります。設備から運転のいろいろ費用がかかつてまいります。ところが、それは発足してからですが、発足する前にお金が必要になつてくるわけです

ね。そこで、運輸省と通産省がずいぶん長い間合はれて、これはせっかくつくても契約ができる仕事が減ってしまうというようなそれが出てきます。そこで、依頼者側の方に対しても十分なPRと十分な認識を持つてもらわないと、やはり本当の交通事故対策あるいは違法行為の絶滅という形にはなっていかないおそれが出てきますね。この辺のことなどをどういうふうにされるかお聞きをしたいのです。

○中澤政府委員 運送業者に対する高度化資金の融資につきましては、先生がいまお話しになつたよりまして一応認可制になつております。

○中澤政府委員 つまり一般の高度化事業がございまして、融資率六五%，融資期間は十二年以内という高度化事業がござります。それに加えまして、五十四年度

から十五万未満のところで七両、五万以下の市町村、それが五両以上、こうなつていますね。そ

しますと、いわゆる本当の小規模の企業といった場合、五両以上というお話をしたが、この九〇%

の共同施設の利用ができる場合は、いま私が申し上げたうちのどれに該当しますか。

○中澤政府委員 高度化事業の本制度の要件とい

たしましては五社以上が集まる、たとえそれが一人一車両でございましても五社あるいは五人以上

が集まれば高度化事業の要件としては満たしておるということをございます。もちろん先ほど来運

輸省の方から御説明がありますように、運送業の免許を得る必要がありますので、その免許取得のための要件と、この現在の高度化事業の要件と両

方が満たされる必要があるかと思ひますけれども、高度化事業の面から言いますとそのような形

になつております。

○上坂委員 そこで、もう一点ですが、十両なら十両の車を置いておく場所、それから有蓋の倉庫、これは一台分は必ずつくらなくちゃならない

というような指導になつていいわけです。そこで一人一社の人たちが企業組合をつくるわけでありますから、みんなそれぞれ自分の家でやつておる

わけですから、そんなに土地なんか持つておるはずがないんですね。やれから倉庫ももちろんつくらなければなりませんね。計画書を全部出さなくちゃいけない、それから土地は先に借りなければなりませんね。

○上坂委員 最後にもう一つお願ひをします。

○中澤政府委員 その共同事業の内容に即しましていづれの高度化事業も利用できるわけでございりますけれども、五十四年度から発足いたしました

○上坂委員 そうしますと、免許が出た段階でい

方針に従いまして運送業の免許を得る必要がある

ということをございますので、並行的に準備を進めまして、運送業の免許を得た段階で高度化資金を貸し付けるというふうな準備を進めるといふ

ふうに考えておるわけでござりますが、企業組合、協業組合の設立の段階では、やはり運輸省の

小規模零細運送業者が利用できますと融資率が九〇%ま

で設けられておるということでございます。した

がいまして、先生が現在問題にされておられます

零細なダンプカー使用者等に対しましては、こ

の小規模零細運送業者が利用できますと融資率が九〇%ま

で設けられておるということでございます。した

がいまして、先生が現在問題にされておられます

土地を見つけようと思っても、トラックなんか置く広い土地はとても見つからぬですよ。そうするとしても工業団地みたいなところの利用が必要になつてくると私は思うのです。したがつて、そうした面では何といつても地方自治体が推進しているわけありますから、地方自治体と十分な連絡をとつて、そらした企業体ができる場合にはこれに対し十分な援助をしろ、こういう形で地方自治体に対してもいろいろ指示をしていただけがります。

○左近政府委員

いま担当部長が御説明申し上げま

ましたように、制度はできたわけでございますけれども、それを実際に現実化していくという面においては通産省も運輸省と緊密な連絡をとる必要がございますが、御指摘のとおり業者と現実にはまだ接しておられます地方自治体、府県とか市町村の方の御協力なり御指導がなければなかなかうまくいかないということは事実でございます。今後も十分連絡をとり、こういう具体的なケースにも即して実施が容易になるよういたしたいと考えております。

○上坂委員

運輸省に申し上げますが、いまの小

規模の共同利用の面がパンフレットに抜けているから、通産局に通達をして、いまできているものにきちつと書いておくことが必要だ、その点指摘をして私の質問を終わります。

○塙川委員長 以上で上坂昇君の質疑は終了いたしました。

午後二時から再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後零時五十四分休憩

○塙川委員長 休憩前に引き続き会議を開きま

す。

質疑を続行いたします。渡辺三郎君。

○渡辺(三)委員 中小企業信用保険法の一部改

正、それから中小企業倒産防止共済法の一部改正の二法案について、できるだけ法律の改正点にします。

最初に、最近の保証状況についてお聞きをしたいと思いますけれども、現在の保証債務残高はどういうことになっておりますか。

○中澤政府委員 現時点で、と申しますのは、本

年三月末の保証債務残高でございますが百八十七万件、金額で申しますと六兆千五百億円に達しております。

○中澤政府委員 いま挙げられた数字、一番新し

い数字だと思いますけれども、これは中小企業の

金融全体に占める割合は大体どのくらいになつておるんですか。

○中澤政府委員 金融全体に対します比率で申

ますと約六%程度になつております。

○渡辺(三)委員 それから、現在協会の保証を利

用している企業の数、これもどのくらいあるか、概数で結構ですけれどもお答えいただきたいと思

います。

○中澤政府委員 件数で申しますと百八十七万件

の保証件数があるわけでございますが、全体の中

小企業者の利用という面で申しますと、全国の中

小企業者の中五人に一人は保証協会の制度を利

用しておるという状況になつております。

○渡辺(三)委員 次に、代位弁済の関係でお聞き

をいたしたいと思います。これは、昨年来の質

問、答弁の中でも非常に著増している、こういう

ふうな最近の傾向についてお話をあつたわけであ

りますけれども、これも件数と金額を一番新しい

ものでお答えいただきたいと思います。

○中澤政府委員 代位弁済の状況でございます

が、件数の方を最初に申します。五十一年度以降

を申しますと、五十一年度は三万九千件、五十二

年度が五万件、五十三年度が五万三千件、五十四

年度は、速報値でございますけれども、約五万件

ということになつております。

これに対応いたしまする金額でございますが、五十一年度が千九十九億円、五十二年度が千四百九十六億円、五十三年度が千六百十六億円、五十四

年度が千六百三十三億円ということでございました。ますと非常に高水準ではございますけれども、その増加傾向、增高のテンボは一応頭打ちになつて、ただいま申しましたように、金額ベースで申しますと非常に高水準ではございますけれども、それがそれの任務に従つて指導したり具体的な援助をやつたり、それがどうなつてあるかというところは非常に大切な問題ではないかと考えるわけですが、それぞの任務に従つて指導したり具体的な

○渡辺(三)委員 そこでお聞きしたいわけでありますけれども、代位弁済が行わされた企業のその後

の状況、たとえば具体的に申し上げますと、いままでやつておつたと同じ営業を継続しておる、こ

ういったような状況は、代位弁済をやつた企業の中で一体どのくらいなのか。あるいは代位弁済をやるくらいでありますから、倒産あるいは廃業しまつた、こういうふうな状況もありましょう

し、それは一体どのくらいになつておるんでしょうか。

○中澤政府委員 件数で申しますと百八十七万件

の保証件数があるわけでございますが、全体の中

小企業者の利用という面で申しますと、全国の中

小企業者の中五人に一人は保証協会の制度を利

用しておるという状況になつております。

○渡辺(三)委員 それから、現在協会の保証を利

用している企業の数、これもどのくらいあるか、概数で結構ですけれどもお答えいただきたいと思

います。

○中澤政府委員 個々のケースによって相当違う

と思いますし、また、代位弁済が行われました中

小企業者の債権の状況あるいは業務継続の状況等

を括して示しますデータが残念ながらございません。しかし、定性的に申しますと、倒産後また

新しい会社なりあるいは企業の従業員が新たにまた仕事を別の形で進めるというケースが多いのではないかと思ひます。

○中澤政府委員 各都道府県別にある信用保証協

会の全国の連合会などで、いま申し上げましたよ

うな内容について分析なり数字をまとめたものはございませんか。

○中澤政府委員 調べてみたいたいと思いますけれども、ただいまのところわれわれの方に受けしておりません報告では、そのようなデータがないというこ

とでござりますけれども、なお連合会の方に改め

て問い合わせてみたいと思います。

○渡辺(三)委員 了承しましたが、さつき部長言

われるように、これはそれぞののケースごとに非常に複雑な内容を持つておるということは理解で

きます。理解できますけれども、その後一体そ

いつた企業がどういう状況になつたのか。また、それを救済するといいますか、指導するについて

それぞれの信用保証協会あるいはまた金融機関、都道府県、ひいては中小企業庁、こういったところがそれぞのの任務に従つて指導したり具体的な

援助をやつたり、それがどうなつてあるかという

ことは非常に大切な問題ではないかと考えるわけ

です。ですから、ぜひそういう点についても数字を集約していただきなり、全体的な指導を強化していただきたい、こういうふうに考えます。

次に、具体的な保証の審査の処理日数といいま

すが、これは前から言われておることでありますけれども、それぞれ都道府県の信用保証協会では審査日を定期的に決めておつて、そこでその都

度、何件か申請されてくる保証について審査を行つて、そして保証をつけ、こういうふうなやり方をやつておるることは私も十分にわかっておりますけれども、そういうふうなやり方をやつておるにもかかわらず、利用者の方から言えれば処理日数が非常に多くなつておるじゃないか。非常に緊急にわれわれは欲しい場合が多い、それにもかかわらずいろいろ手間取つて困るんだというふうな苦情を前から聞くわけあります。この処理日数が一体どのくらいになつておるのか。また、これは何らかの方法で、まあそれぞれ短縮する努力は行つておるとは思ひますけれども、それに有効な対策をどのように考えておられるのか。もし日数が一本どんくらになつておるのか。また、これは何らかの方法で、まあそれぞれ短縮する努力は行つておるとは思ひますけれども、それに有効な対策をどのように考えておられるのか。もし

あれば、この点もあわせてお聞きをしたいと思ひます。

○中澤政府委員 現在の保証処理に要します日数

でござりますけれども、従来とも保証協会におきましてできる限りの努力をしておられるわけでござりますが、現状では新規の保証に対しましては、そ

の保証を行います対象企業のところに参ります現地調査を行うこともありますので、五日ないし九

日間を要するという状況でござります。ただ、すでに協会が過去に保証をした中小企業者に対しまして、改めて保証する際には通常一、三日で済んでおりまし

す。また特別小口保険のような小口の

保険につきましてはやはり通常二日ないし三日で処理しておりますという状況でございます。今後とも極力処理日数を短縮する必要があるわけでございまますけれども、いろいろな方法の中の一つの手段といたしましては、協会ごとにコンピューターの活用を行うというような事務の合理化をさらに進めていくことが一つの方法ではないかと考えております。

差額がございますが、当該年度で百六十億円の黒字を出しております。しかしながら、この年度におきましては、全協会で五兆六千四百億円の保証債務の残高がござりますので、その保証債務残高に対する比率、いわゆる収支差額率で申しますと、〇・二八%という数字になるわけでございまして、概括して申しますれば収支とんとんになっております。

○左近政府委員 御指摘のとおり、融資基金が信
れが各協会の經營基盤の強化に果たしている役割
りは非常に大きいだらうと私は考へておるわけ
であります。特に各協会による金融機關に対する
融資基金の預託の効用について長官はどうようと
お考えになつておるか、それを具体的にお聞かせ
いただきたいと思ひます。

用保証協会の運営に非常に役に立つておるといふことでございまして、信用保険公庫から信用保証協会に融資基金を低利で貸し付けております。これは金額等によつて率は変わつておりますが、平均いたしまして大体定期預金金利の半分くらいの金利で貸し得ると考えております。したがいまして、その融資を受けた信用保証協会が関連の金融機関

機関に預託をいたしますと、大体定期預金の金利が預託ができるわけでございますからその金利差がござります。それが信用保証協会の運営の大半をも財源になるわけでございます。また預託いたしましたと、保証協会が金融機関に対して要望なり何なりをいたしますときに、金融機関としては保証協

会に当然協力的になるということを考えられました。したがいまして、信用保証協会がその保証債務を遂行するに当たって、金融機関と密接な連携がとれるという無形のメリットもあるわけでござります。こういうことがございますので、われわれといいたしましては今後とも融資基金の増加には十分努めてまいりたいということをございます。

さして五十五年度の三百八十九億円のうち五百四十億円を加いたとしております。今後も融資基金の確保については十分考慮をいたしたいと考えております。

ておる役割りといふものも経営基盤の強化にとつては非常に役に立つておる、こういうことでありますから、特に五十五年度の場合には二百八十九億、決してこれですばらしいといふうに私は思いませんが、しかしいままでの実績から言ひと十五年度は相当がんばつたな、こういう気がするわけであります。これはぜひとも今後の経営基盤のためにさらに大きな努力を尽くしてもらいたい、金額をふやしてもらいたい、こういうふうに強く要望をしておきたいと思います。

それから、今回の法改正による付保限度の引き上げによって、保証限度はこれによつて引き上げられることになるのかどうか、この点、さらにこれに関連をして保証協会の收支状況に照らして、先ほど非常に大きっぽな御報告は部長からいただきましたけれども、この収支の現状に照らしてそれが可能かどうか、これも含めてお答えをいただきたいと思います。

○左近政府委員 今回の付保限度の引き上げに伴います状況でございますが、一つは保険公庫の保険の引き受けがどうなるかということでござります。五十五年度の予算におきましては、この付保限度の引き上げも頭に置きまして引受予定額を前年に比べて増加させておりまして、大体五兆一千六百五十億というのを予算上の保険公庫の保険引受予定額ということで予算を組んでおるわけでござりますので、中小企業の保証の限度額が上がりましてでも保険は十分活用できるといふうに考えております。

なお、これは例年のこととございますが、不測の事態で中小企業の資金需要が急激に増大すると、いうことになりますと、信用保証協会の保証が増加し、また保険に対する引受額も増大するということで、そういうふうなまざかのときの措置のために、予算上は一応先ほどの数字を準備しておりますが、さらに予算総則におきまして保険引き受けの限度額といふものをさらに大きな額を決めておりまして、そこまでは増大できるということに

なつております。五十五年度の予算におきましては、予算総則上の引受け限度額というものが六兆七千億というところで相当大きい額を予定をしております。そういうことでござりますので、しさといふことになりますてもこういう予算総則を活用いたしますと十分対応できるというふうに考えております。

それから、もう一つのお尋ねでございますが信託
保証協会自体の財政状態にとつてどうであるかとい
うことでございます。これにつきましては、仕
業限度額の引き上げは二つの側面が考えられるた
けでございます。一つの側面は、これだけ信託保
証の額が大きくなるわけでございますから、一た
ん代位弁済が発生しますと代位弁済額が大きくな
るというリスクが一つ考えられるわけでござい
ます。もう一つ、今度はメリットと申しますか、ブ
ラスの面では、付保限度額が引き上げられます
それだけ保証料の増収ということになります。一
たがいまして、当面は保証料の増収の方が先に走
るわけでございます。そしてまた、代位弁済の率
というものが、これが非常に経済状態が悪くなりま
して悪化いたしますと心配でございますが、通常
の代位弁済の発生ということを考えますと、わ
れの試算によりますと、むしろメリットの方がリ
スクよりも少し多いのではないかというよう
いうふうにわれわれ考えておる次第でございます
も、現在のような事態でございますと信用保証協
会の経営に悪い影響はさほどないのではないかと
リスムよりも少し多いのではないかというよ
う試算も出てまいっております。いずれにしまして
われの試算によりますと、むしろメリットの方
がリスクよりも少し多いのではないかとい
うふうにわれわれ考えておる次第でございま
す。ただ、先ほど申し上げましたように経済状
態が非常に悪くなりまして、代位弁済が増大す
しましたときには、またそのときに応じて必要な
措置をとっていく、先ほど申しました融資基金をも
考えるとか、基金補助金という制度もございま
ので、そういう制度を活用いたしまして信用保
証協会の財務の健全化を維持していくとい
うに考えております。

結構でござりますが、ことしの二月末現在での保証限度にかかる状況をずっと見てまいりますと、五千万円を限度にしている協会が四十、それが超えているものが十二、組合については一億を超えているものが六協会、こういうふうな状況になつておりますけれども、だめを押すようですが、今度の付保限度額の引き上げに伴つてこの限度も当然上がつて行く、この点は各保証協会の收支状況に照らしても十分に可能である、こうなつておりますが、あくまで大体お答えいたいたいと思いますが、この場合に選別の可能性が非常に強まつてくるのではないか、そういう点は心配ありませんか。

○中澤政府委員 付保限度の引き上げが行われますと、当然一件当たりの中小企業者に対する信用保証の上限が上がるわけでございますので、従来以上に単位当たりの資金需要が大きい結果になる場合もあるかと思います。しかし、大きい資金需要要に応ずることができるようになつたからといって、零細な資金需要を無視し、あるいはそれを逆選別をいたしまして、大口需要に向かうということがあつてはならないわけございまして、今回この改正でも特別小口あるいは無担保保険の限度額も普通保険と並びましてそれぞれ引き上げておるわけございまして、小口の保証需要に対しましても均等に協会としては保証の努力をしていくということをわれわれ期待しておりますし、指導してまいりますつもりでございます。

○渡辺(三)委員 次に、新技術企業化保険の問題、今度の法改正で出てくる問題でありますけれども、これについてのもう若干の議論がこの場で行われました。それからさうの午前中も上坂委員から具体的な質問があつて、部長から答弁をいたしましたので、その点お聞きをしたいと思うわけですが、まだ若干この問題についてどうもはつきりしない点を聞いておりまして感じましたので、その点お聞きをしたいと思うわけありますけれども、保証協会のいわゆる技術審査会といいますか、これが今後つくられていくと、いうふうになつてまいりますと、そのつくり方ある

ど、この点についてはどういうお考えをいまの段階で持つておられますか。

○中澤政府委員 新技術の認定につきましては、特許権あるいは実用新案権が登録されておるというふうなはつきりした新技術は別でござりますけれども、ボーダーラインと申しますか、新技術であるかどうかという認定が必要な場合には、公庫の認定なりあるいは保証協会に特定の審査会を持った審査会を設けまして、その認定を得た場合に、それを新技術と認めるというような機構が必要なわけでございますが、具体的にどのような審査会のメンバーで構成するか、あるいは何人程度にするかというような点につきましては、今後保証協会なり保証協会の連合会、あるいは保険公庫も含めまして、具体的な構想と申しますか形態を決めてまいりたいと思うわけでございますけれども、技術の内容と申しましてもいろいろな技術があるわけでございまして、特定の分野の学者だけあるいは経験者だけに限定するというわけにもまいりませんものですから、場合によっては個別のケースごとに外部の方に委嘱して判断を仰ぐというようなことも考へられると思つております。

○渡辺(三)委員 実はいま後段でお答え願つた上うな点について、私もこれはもし各都道府県政协を開發した企業を認定する場合に、それぞれ技術が多岐にわたっておりますから相当複雑なものになるだろう、そういうふうに考えておったわけですがあります。そうしますと、非常に大きな協会の中には別として、大部分の協会は技術認定審査会といいますか、そういうふうなものをつくるということはなかなかむずかしいんじゃないかというふうなのはなかなか大変だ。しかも、これはいま弁ありましたように、一つの審査会なり委員会なりをつくればいいのじやなくて、それぞれの専門別にやらなければならぬわけでありますから、半ほど午前中の答弁の中でも、部長は全都道府県、全協会といいますか、その単位につくるといふことはなかなかむずかしいんじゃないかといふ

うな答弁が確かにありました。その場合には保険公庫がかわってそういうふうな認定の衝に当たる、こういうふうなお話をあつたわけですが、その場合に、保険公庫がやるということになりますと、各協会から上がってくるそういうふうなものについて対処をすることになりますから、相当機動的な、内容の充実した体制を公庫 자체が持つておらなければ事実上できないと思うわけですね。その点は公庫の場合には大丈夫だ、こういうふうにお考えですか。

○中澤政府委員 結論的に申しますと、先生御指摘になりましたように、個別の協会ではなかなか審査がやりにくい、あるいは審査会を設けていくというようなケースが出てくるかと思います。その場合には、保険公庫におきまして連絡を受けた新技術の認定をするような仕組みを用意する予定にしておるわけでありますが、それが結果的にそのままの審査に手間取る、あるいは中小企業者に非常に負担になるというようなことがあってはなりませんので、審査が機動的に、かつ短期間に行われるようそその仕組みを考えなければいけないと思うわけでございます。

ただ、新技術の認定と申しましても、その新技術の優秀性とかあるいはその技術の内容についての吟味を詳細にするというわけではなくて、むしろその技術が中小企業の分野において普及されるおかるかどうかという点がポイントでございますので、その事実の確認をすれば足りるというふうに考えておるわけでございますので、制度をつくって、結果的にこれが動かないというようなことはならないようにしてまいりたいと思っております。

○渡辺(三)委員 それからこの問題ではもう一つ、これも先ほどの答弁の中であつたわけでき上がりっております技術アドバイザーの活用、この件についていろいろお話をあつたわけです。

が、これは活用するといいましても、各協会ごとに認定のための審査会といいますか、そういう機関が設けられておらなければ、事実上それぞれの都道府県に配置されております技術アドバイザーといふのは実際問題として活用できないんじやないか、こういうふうな気がするわけですね。その点の関連はどうですか。

○中澤政府委員 保証協会ごとに審査会を設け伊ザーがそのメンバーに加わる可能性は十分あるのではないかというふうに午前中に御説明申し上げたわけでございます。したがいまして、非常に小規模な単位の保証協会あるいは案件が少なくて、個別に審査会を設けるよりは保険公庫にその都度連絡して確認した方が容易であるというようなケースにつきましては、御指摘のように各県に登録されます技術アドバイザーとの関連は生じてこないという事になるかと思います。

○渡辺(三)委員 この信用保証法の一部改正法案に関してはもう一点だけ質問したいと思うわけでありますが、それは信用保証協会に担保を提供した場合の登録免許税の軽減措置についてお伺いをしておきたいと思うわけです。

これは、言うまでもなく租税特別措置法の第十八条の四の二項ですが、つまり「信用保証協会が信用保証協会法第二十条第一項各号に掲げる業務に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定の登記又は登録については、その登記又は登録に係る登録免許税の税率は、「千分の一」にする。つまり、登録免許税法の第九条の規定にかかるわらず、こういう特例を減免措置として設けていると思いますが、通常の税率はたしか千分の四だと思つております。これは二年ずつの延長措置をとつて、現行では昭和五十六年、つまり来年の三月三十一日までといふうになつておるわけですが、今までの経過を見ますと、二年ずつ期間を延長して千分の一の特例措置でやつてきておるわけですね。これは中小企業者にとっては非常に大きな恩典になつておるといふうに考えておるわけで

あります。これは来年に迫つておるわけでありまつたわけであります。これはほんの一例でありますけれども、長官としてはこの問題についてどのようにお考えですか、できるだけ明確にお聞かせをいただきたいと思います。

○左近政府委員 御指摘の租税特別措置につきましては、これは保証協会を利用しておられます企業にとって非常に有利な制度になつておりますから、企業にとつて非常に有利な制度になつておりますし、また信託保証制度を支える一つのメリットにて、いま御指摘のとおり、現在の租税特別措置法では五十六年の三月三十一日限りということになりますが、これまでお伺いをいたしました御指摘のとおり、現在の租税特別措置法ではございませんし、情勢も変わっておりません。むしろ、今後さらに中小企業に対する援助を増強する必要があるというような事態でござりますから、この期限延長については関係方面と十分協議をして、延長できるよう努めたいといふふうに考えております。

○渡辺(三)委員 きょうは大臣がお見えになつておりますから、この点についてはいまの長官の答弁で大体わかりましたが、さきの当委員会における大臣の所信表明に対して私はいろいろ意見を申し上げました。とりわけその中で、国の財政再建というふうな問題もある現状の中で、租税特別措置の見直しというふうな問題が国全体として非常に大きく問題になつておる。しかし、中小企業に対するいろいろな特例措置といふのは、今日の産業経済活動の中、大企業に比較して中小企業は経済的には非常に弱者の立場にある、そういう者を少しでもレベルアップして、できるだけ同じ思つますが、通常の税率はたしか千分の四だと思つております。これは二年ずつの延長措置をとつて、現行では昭和五十六年、つまり来年の三月三十一日までといふうになつておるわけですが、今までの経過を見ますと、二年ずつ期間を延長して千分の一の特例措置でやつてきておるわけですね。これは中小企業者にとっては非常に大きな恩典になつておるといふうに考えておるわけで

も、いま言ったような趣旨に照らして必ず来年度もいま長官の決意のように貫いていただきたい、もう一度ふうに考えておるわけありますから、この一点だけ政務次官から決意をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○梶山政府委員 先生御指摘のとおり、確かに中小企業はいわば大企業と比べて立場が非常に弱うございます。ですから、確かに政府としては財政再建のために租税特別措置法の見直しを今回行つておこないますし、情勢も変わつておりません。むしろ、この期限延長については関係方面と十分協議をして、延長できるよう努めたいといふふうに考えております。

○渡辺(三)委員 きょうは大臣がお見えになつておりますから、この点についてはいまの長官の答弁で大体わかりましたが、さきの当委員会における大臣の所信表明に対して私はいろいろ意見を申し上げました。とりわけその中で、国の財政再建というふうな問題もある現状の中で、租税特別措置の見直しというふうな問題が国全体として非常に大きく問題になつておる。しかし、中小企業に対するいろいろな特例措置といふのは、今日の

すばく、こういうふうな強い決意を表明されておられたわけであります。これはほんの一例でありますけれども、登録免許税の減免の問題についても、いま言ったような趣旨に照らして必ず来年度もいま長官の決意のように貫いていただきたい、もう一度ふうに考えておるわけありますから、この一点だけ政務次官から決意をひとつお聞かせいただきたいと思います。

○左近政府委員 一社というふうに言われたわけですが、名前はどういう会社ですか。

○渡辺(三)委員 まだ皮肉で聞いたわけではありませんで、いまちょっと名前を承知しておりません。

○渡辺(三)委員 別に皮肉で聞いたわけではありませんで、私の調査では二社になつておりますから、一社というお答えで間違いないのかなというふうに聞いたわけですが、これは後でまたお調べいただきたいと思います。

○左近政府委員 北商の関連企業いたしましては、現在まで一社が倒産をしたといふうに聞いております。

○渡辺(三)委員 それでは次に、倒産防止共済法関係について一、二、三しおりて質問を申し上げたいと思います。

そこで、最初にちょっとお聞きしておきたいと思いますのは、倒産特例保証の利用の実績でありますけれども、倒産企業の指定状況は一体どのようになつておるのか、この点をまずお聞きしたいと思います。

○渡辺(三)委員 それからもう一つお聞きしたいのですが、この関連中小企業、ここでは倒産共済の対象になつておる関連中小企業はどのくらいでありますか。もし数字があればお答えいただきたいと思いますし、いま調べていなければ後でお知らせいただいたいと思います。

○左近政府委員 倒産した会社は受けなかつたといふふうに思ひます。

○渡辺(三)委員 そうしますとこの共済に入つていなかつた、こういうふうになるわけですね。

○中澤政府委員 御質問の中企信用保証法に基づきます倒産企業の指定数でございますが、五十四年度について見ますと、指定企業数は百八十五企業でございまして、関連する中小企業者の件数で見ますと二万一千七百件余、金額で申しまして千二百九十六億円余りになつておるわけでござります。

○渡辺(三)委員 そうしますとこの共済に入つてはございませんし、この内に倒産防止共済制度を利用していた企業者はいなかつた、このように承知しております。

○渡辺(三)委員 そうしますとこの共済に入つてはございませんし、この内に倒産防止共済制度を利用していた企業者はいなかつた、このように承知しております。

○廣瀬政府委員 対象企業の中には倒産防止共済制度を利用していた企業者はいなかつた、このようになりますが、現在のこの共済制度は五十三年の四月から発足したわけありますから、この共済手当が具体的に決められて、そしてそれが支払われるというふうな時期は大分先のことになります。したがつて、そういう意味ではこの内容や率はいまの段階ではまだつまびらかにされておりませんし、この收支の状況が十分に体制ができて余裕金

ができた、こういうふうな状態になって初めて完済手当金というものが現実のものになるというふうに法律の趣旨はなっておるようであります。しかし、その余裕金の程度、收支の状況というものをどこに基準を置いて率を省令で決めていくのか、その点がどうもまだはつきりしておらないようには質疑を通じて受け取つておるわけであります。これは非常に流動性があるわけでありますから、たとえば完済手当金をこういう率で支給をするにしますというふうに省令で最初に定めます。その後状況によって当然見直しといふものが行われると思ひますけれども、その見直しの期間は一体どのくらいの長さになるのか。あるいはまた期間でなくとも結構ですが、見直しする場合にはどういうふうなものを基準にしてしていくのか。こういう法改正をするわけですからこの点の明確な考え方が当然おありだと思うわけです。その点はどのようにお考えですか。

○廣瀬政府委員 倒産防止共済制度の貸し付けを受けた者が完済をいたします最初のケースが五

八年度になつて初めて生ずるわけでございます。

したがいまして、完済手当金の支給率を幾らにするかということを決めますのは、いまのところ早くとも五十七年度末となろうと考えているわけでございます。

そこでこの手当金の支給率でござりますけれども、完済の時期により不公平の生じないよう考

える必要がある、このように思つておりますが、完済手当金の支給開始後の毎年の貸付金の額及び

完済される償還金の額等の予測に基づきまして計算を行つこととしておりまして、手当金の額の変動が過度に生じないようになつたいと思ってい

るわけでござります。したがいまして、毎年数字を変えるということは全く考えてないわけでございます。

御質問の、それではどの程度の期間で変えるか

ということです。何年間で見直すという具体的な数字は持つていません。

○渡辺(三)委員 それでは最後に一点だけお伺い

をしたいと思います。この倒産共済制度は、当初、審議をした私たちもそうでありましたし、それから中小企業者、こ

れもこの制度に対する非常に大きな期待を持っていましたと、今日の段階では当初の見込みから見

て十分な活用をされることは至つておらない、残念

ながらそういう状況だと思います。これは何回も

この場で議論されましたから、いまさら当初の

見込みの件数とかあるいは実際の現状の加入者件

数とか、そういうものについて繰り返そとは思

いませんけれども、一体このような状態になつた

ことでございますが、その原因の一つは、やはり

この制度について普及し、いわば宣伝するとい

うことを契機に、従来以上に努力をいたしました

改正案をお願いしたわけでございますが、他面普

及促進、広報普及の面については、この法案の改

正ということを契機に、従来以上に努力をいたし

まして、今まで制度が伸びなかつた原因を十分

解消してまいりまして、この制度が円滑に運用で

きるよう努力をしてまいりたいというふうに考

えております。

○渡辺(三)委員 事業団の方から委託団体に対す

る手数料が払われているようでありますけれども、この内容は長官、御存じでしようか。

○左近政府委員 この委託団体は、実際に受け付

けて、それから後事後の債権管理等もいたします

ので、いろいろな仕事が必要でございます。した

がいまして、この委託団体に対して手数料が支払

われているわけでございます。手数料の内容につ

きましては担当部長からお答えさせていただきま

す。

○廣瀬政府委員 お答えいたします。

倒産防止共済制度に対する加入の手数料としま

しては、月額一万円までは六〇%、それから二万

円が五〇%でございます。また、掛金の収納事務

に関しましては三〇%が手数料として支払われてお

ります。

○渡辺(三)委員 そのほかに書類の保管料とし

て、口座振り込みの場合に一件百五十円、こうい

うふうな御意見が多かつたわけでござります。

したがいまして、制度がやはり、中小企業の方に

ちょっと努力すべき点があつたというふうな点も

ござります。

○渡辺(三)委員 これらは副次的な要因だと思いま

すが、ちょうど制度が実施されました後は、五十

いずれにしましても、完済手当金の額は完済の

時期によつて不公平がないように十分配慮をして

まいりたい

このように考えております。

○渡辺(三)委員 それでは最後に一点だけお伺い

をしたいと思います。

この倒産共済制度は、当初、審議をした私た

もそうでありましたし、それから中小企業者、こ

れもこの制度に対する非常に大きな期待を持つて

いましたと、その意味でこの法律では

五年ごとに見直すという制度になつておりました

けれども、今回一年間の実績を踏まえて、當面

とりあえず改正すべき点を改正するということ

でありますので、そういう意味でこの法律では

五年ごとに見直すという制度になつておりました

けれども、今回一年間の実績を踏まえて、當面

五年ごとに見直すという制度になつておりました

けれども、

地方に行つて小さな中小企業者いろいろいろいろういう問題について話し合つてみますと、こういう制度があることも知らない人もおる。あるいはそのうちの一、二は知つておつても、全体的にこういう制度があるということは知らない。ましていわんや、いろいろな有機的な関連については非常に不十分な認識しか持つておらない。こういう状況下が事実あるわけでありまして、せっかくこういう諸制度がつくられながら、これについての十分な認識がないというところに、今日この制度の活用が不十分だというふうな点も、その辺からもううがわれるわけでありますから、ひとつそういううえで徹底したPR、それからまい申し上げましたような諸制度の有機的な連係、有効にそれを機能化するよう、ぜひともその点は力を入れていただきたいたいというふうに考えておるわけであります。この点についても最後に政務次官の見解をお聞きして私の質問を終わりたいと思います。

まいりたいと思います。
この法律案を提出するに至った主たる理由ですが、
けれども、中小企業者に対する事業資金の融通の
円滑化を図る必要性というものを挙げておられる
わけですけれども、ここでもう少し具体的に、こ
の改正に至る経緯とかそのほか背景、こういった
ものについて御説明をまずいただきたいと思いま
す。

まいりたいと思います。
この法律案を提出するに至った主たる理由ですが、けれども、中小企業者に対する事業資金の融通の円滑化を図る必要性というものを挙げておられるわけですけれども、ここでもう少し具体的に、この改正に至る経緯とかそのほか背景、こういったものについて御説明をまずいただきたいと思います。

○左近政府委員 信用保証、それからまた信用保証をバックアップいたします信用保険といふものは、中小企業者の資金の供給を円滑にするという意味で非常に重要な意味を持つておるわけでござります。ただ、最近やはり経済状態がだんだん変化してまいりますと、中小企業者の借入額といふのもだんだん増加をいたしております。從来も保険の付保限度額といふのは経済の実態に応じて逐次変えてきたわけでございますが、最近は、昭和五十年以降は改正をしていなかつたわけでござります。しかし、昭和五十年以降も大分いろいろな経済情勢が変動を來しております、現在われわれが調べたいろんなデータによりますれば、やはり中小企業者の資金需要といふものはだんだん大口化をしておるという状態でございます。したがいまして、それに即応するために付保限度額の引き上げということで、普通保険の付保限度額を五千万円を七千万円にするということにいたしますし、それからまた無担保保険の付保限度額を八百万円から一千万円に引き上げる、特別小口保険の付保限度額を二百五十五万から三百万に引き上げる、こういう改正案を作成したわけでござります。

もう一つの大きな問題は信用保証の内容でございますが、一般的には資金需要に対応するためには、いま申しました一般的な保証があるわけでございますが、そのほか近代化だと公害に対処するというような意味で、特別な政策目的に即応するような中小企業者の借り入れに対する保証といふのは、やはり政策的に枠を大きくしたりあるのは、何ん補率を上げたりいたしまして、信用保証といふのは

ございますが、今回、やはり最近の経済の情勢に
かんがみまして、中小企業者の技術を向上させる
という対策が必要であろうというふうに考えてお
りまして、いろんな技術向上策を講じておるわけ
でございますが、その技術向上策の一環といたし
まして、信用保証制度にも新技術の企業化に対する
保証、企業化の保証を増大させるという意味に
おいて新技術企業化保険というものを創設しよう
ということを考えたわけでございます。本来新技
術を研究開発をいたします段階は補助金等で援助
をしておりますが、その研究開発を終わらまし
て、さて実際に企業化しよう、実際に商品をつく
って売り出そう、という段階に至りますては、資金
は相当りますし、それからまた新しいことをや
るわけでございますから相当リスクが多いという
ようなことから、なかなか一般的な金融を受けられ
れないというものがございます。従来こういうも
のに対しましては中小企業金融公庫が特別融資と
いうことをやっておりましたけれども、これにつ
いては政府資金を重点的に貸し出すという趣旨か
ら相当規制性の強いものというものを選んで貸し
付けておつたわけでございます。しかし、こうい
う新技術の企業化というものはそれだけに限ら
ず、もとと広く実施すべきである、そしてその応
援としてはやはり民間資金を活用して応援すべき
であるという観点から、この信用保証制度に普通
保険とは別枠に新しい新技術企業化保険というも
のを設けたということがございます。

○中澤政府委員 倒産関連保証制度で定義され
おります「会社又は個人」のほかにどのようなものか
含まれてくるのか、具体的に挙げてみていただき
たいと思います。

では個人が倒産した場合のみその関連中小企業者
が対象とされてきておるということは当然でござ
ります。これを改めて「事業者」というふうに改め
たわけでございますが、事業者と改めたことによ
りまして、従来の会社または個人に加えまして、
事業協同組合あるいは協業組合等々の組合を中心
としたします法人が倒産の対象に含まれるとい
うことになつたわけでございます。これは、近年に
おきましてこのような組合が倒産する事例が相当
ふえてまいりましたことが理由でございまして、
今回の改正によりまして組合と取引をしておった
関連中小企業者もこの制度の対象として救済され
るということになるわけでございます。新たに追
加されました組合とそれ以外の法人につきまして
は、民法上の公益法人あるいは医療法人、社会福
祉法人等も事業を行つている場合には事業者に含
まれてくるということになるわけでございます。
○中川(亮)委員 組合の倒産も最近非常にふえて
きたというふうにお答えがありましたがれども、
倒産そのものの状況ですが、これほどのようにな
つてきているか、最近の状況についてお答えをい
ただきたいと思います。

○中澤政府委員 組合の最近年におきます倒産件
数状況でございますが、帝国興信所の調べにより
ますと、昭和五十二年度におきまして三十八件、
昭和五十三年度におきまして二十八件、昭和五
十四年度、これは昨年の十二月末までの数字でござ
いますけれども、四十四件ということになつてお
ります。

このようないくつかの組合の倒産の事例のうち、中小企業
者に対しまず一般負債額が比較的大きいものにつ
いて二、三の事例を挙げますと、たとえば木工家
具の製造業でござりますとかあるいは織維関係で
はよく編みニットの製造業でございますとか、こ

のような業種に属しております協同組合あるいは

協業組合で倒産した事例がございます。

○中川(嘉)委員 いま五十二年、五十三年、五十四年の件数をそれぞれ挙げていただきたいわけですが、これをざつと見ただけでも百件を超えておる

という、これが正しいものであるとすればそういうことが言えると思います。今回のこの改正案にこういった組合が含まれるとしても、今日までの倒産の状況をいま御答弁もあったわけですが、こういった状況から見てむしろ遅きに失したのじやないか、このように私は考えるわけですけれども、こういったことに対する考え方をおられる

か。

また、いま一つ伺いたいのは、いままで倒産した組合または改正案が施行されるまでの間に倒産した組合に対して、関連の中・小企業者に対してもどうな対応をしてこられたかあるいはしようとしておられるのか、政府として何らかの手を打つべきれるお考えがあるのかどうか、この辺を伺つていただきたいと思います。

○中澤政府委員 連鎖倒産防止のための倒産関連保証制度でございますが、これは先生御承知のとおり、昭和四十年度に創設されたわけでござります。その時点におきましては、事業協同組合あるいは協業組合というような組合の倒産といふのは現在ほど多発しておませんで、結果的には関連の中小企業者がそのために連鎖倒産の被害に遭うというようなケースがそれほど多発しておらなかつたというところから、本制度の対象として倒産企業に加えておらなかつたということが理由でございます。

しかしながら、先ほども御説明申し上げましたように、近年長期不況の結果、大型の組合倒産が見られるということになつたために今回の改正に踏み切ったわけでございますが、従来とももろん組合の倒産が皆無であったわけではございません。そのような倒産組合との関係を訴えました中小企業者に対する措置といしましては、政府系の中小企業金融三機関によります中小企業倒産

対策緊急融資制度あるいはいま改正が御審議されております中小企業倒産防止共済制度の活用が図られてきましたということをごぞいます。

なお、もちろん信用保険制度の枠内におきましても、このような関連倒産も含めまして普通保険あるいは無担保保険の活用ということは行われてきましたわけでござりますけれども、最近は特に大型の組合倒産の事例が出てきたということから、この従来の保険制度に加えまして、組合と取引のある者につきましては倒産関連保証の対象とするというふうな措置を追加するということにしたわけでござります。

○中川(嘉)委員

組合等については倒産した場合の基準というものをどこに置くのか、その基準に基づいた統計といったものは現在整備されているのかどうか、この点はどうでしようか。

○中澤政府委員 組合の倒産の指定基準でござりますけれども、現在の会社または個人につきましては、負債総額が十億円以上または負債総額が十億円未満三億円以上であつて、一定数の関連中小企業者の経営に重大な影響を及ぼすような倒産をした場合に通産大臣がこれを倒産企業として指定するということになつております。また、その指

定を受けました倒産企業の関連中小企業者でございますが、その関連中小企業者のうち倒産企業に對して五十万円以上の売り掛け債権を有している場合、または取引依存度が二〇%以上である中小企業者につきまして、市町村長がこれを倒産関連中小企業者として認定するということになつております。今回組合等の倒産の場合も追加するわけでござります。

○中川(嘉)委員 いま伺つた、基準に基づいた統計そのものが現在整備されているかどうか、この

基準については何つたわけですか。

○中澤政府委員 ただいまの基準に基づきました

倒産事例の全体の統計というものは遺憾ながらないわけでござりますけれども、今回追加いたします

倒産した組合の事例につきましては、五十四年七月の中小企業団体中央会の調査によりますと、中小企業者に対しまして、一つの組合当たり平均して五億八千三百万円の一般負債額を持っておる。それから関連の中小企業者数をいたしましては、一組合当たり七十二・六社が関連中小企業者として取引があったというデータは出ております。

○中川(嘉)委員 どうも統計が整備されていないのに件数が出ているのは非常におかしいと私は思

います。もつとも先ほどの御答弁では、興信所関係の調べといふか、五十二年三十八件、五十三年二十八件、五十四年四十四件という御答弁をいた

だいているわけですから、少なくともこの組合関係の倒産状況といふものについて、どこから出てきたのかといふことがあります。こうしたことにも興信所の調べによりますといふことじやなくして、もつときちんとした統計といふものは整備されていかなければならぬ、このように思ひます。

さらに伺つていきますけれども、この信用保険

法で言うところの倒産といふのはどのような事態を言つてゐるのか。先ほどは一つの基準といふものについてお答えをいたしておりますけれども、たとえば手形交換所における取引停止処分、こうしたものもこれに當てはまるのかどうか、ここではもう少し具体的な事例を挙げながら御説明をいただきたいと思います。

○中澤政府委員 御質問の倒産の対象でございま

す。倒産企業あるいは倒産関連中小企業者の認定基準につきまして、従来と改めて異なつた基準を設ける必要はないといふふうに考えておりま

止処分を受けた場合も倒産の対象として含まれております。

○中川(嘉)委員 そうしますと、全国に数多くあ

るところの法務省未指定の手形交換所で取引停止処分を受けた企業の関連中小企業といふものは、この倒産関連保証の対象となるのかどうかといふのが問題になるわけですから、対象とならないのが問題になるわけですから、対象とならなければ、倒産関連保証の対象となるよう

いとするならば、倒産関連保証の対象となるよう改善、こういったものが行われるべきではないかと考えますけれども、この点はいかがでしょうか。

○中澤政府委員 先生ただいま御指摘のように、銀行の取引停止処分につきましては、現行制度におきましては法務省の指定にかかわります手形交換所における取引停止のみが対象となっております。すなわち、未指定の手形交換所につきましては、法務省の指定にかかる手形交換所と比べまして、銀行の取引停止処分の基準あるいは効力が一定しておらないということで、中小企業者にとって不公平な扱いになる結果になるおそれがあります。

そこで、銀行の取引停止処分の基準あるいは効力が一定しておらないということで、中小企業者にとって不公平な扱いになる結果になるおそれがあるということがその理由でござりますけれども、法務省の指定にかかる手形交換所につきましては年々増加しておりますが、現在百七十

三カ所ござりますので、実際問題としてはこれまで特段重要な支障はなかったと考えておるわけですが、けれども、今後未指定の手形交換所における取引停止処分も含める必要があるかどうかという問題、先生の御指摘もございますので十分検討してまいりたい、かよう考えております。

さきほどの御質問につきましては年々増加して

おりますが、不公平な扱いになる結果になるおそれがあるということがその理由でござりますけれども、法務省の指定にかかる手形交換所につきましては年々増加しておりますが、現在百七十三カ所ござりますので、実際問題としてはこれまで特段重要な支障はなかったと考えておるわけですが、けれども、今後未指定の手形交換所における取引停止処分も含める必要があるかどうかという問題、先生の御指摘もございますので十分検討してまいりたい、かよう考えております。

○中川(嘉)委員 ゼビさらに検討することによつて改善を図つていただきたいと思います。

次に、信用保険法の第二条第四項の三号に基づく不況業種の指定及び解除について伺いますけれども、いままでに指定及び解除された業種にはど

○中澤政府委員 信用保険法の不況業種指定でござりますけれども、大きな理由といたしましては、主要な原材料の供給に著しい支障を來しております場合あるいは需要の著しい減少を生じたといふ事由によりまして、中小企業者の相当部分の事業活動に著しい支障を生じてゐるような業種につき、その実態に即して機動的に指定を行つてきただけでございます。

現在におきましては、指定業種といったしまし

て、過酸化水素問題で需要が激減いたしましたが、めん製造業、あるいは需要の回復が依然として芳しくないメリヤス製造業、造船業等二十二の業種につきましては、生産水準の回復が指定されているわけでございます。これらの指定が指定されているわけでございます。これらが指定されておりません。今後とも、当然のことといたしまして逆に需要の回復あるいは生産水準の回復が行われまして、問題がなくなつた業種につきましてはその都度指定を解除しておるわけでござります。今後とも、当然のことといたしましては、不況業種の指定に当たりましては、中小企業の経営の安定に資するという観点から、業種の実態に即しまして機動的に行つていく考え方でございますが、最近時点で特に指定を検討しておるといふ業種はございません。

けですが、やはり今後もと各業種の動向といふものを的確に把握をして、そして敏捷な業種指定というものをを行う必要があるのでないか、このようになります。いまの御答弁をいただいておきりますけれども、今後の対策について十分に実りあるものにしていただきたいと思います。

で特定業種を定めているわけですが、現在これは幾つぐらいありますか。その特定事業の業種といふものは果たしてこれで十分という段階にあるのかどうか。今後もっとこういったものについて拡大する方向性で検討すべきじゃないかといふうに思うわけですけれども、現在幾つぐらいあるか、またいまのことに対するお考えについてもあわせて御答弁いただきたいと思います。

○中澤政府委員 信用保険法の対象業種は、現在三十六の業種が対象となっております。現在時点では指定されておりますのは、製造業、卸売業、小売業、不動産業、建設業、医業、旅館業、理容業、美容業、コンサルタント業、廃棄物処理業等々でございます。このような業種でおわかりのように、中小企業分野のはとんどの業種が現在カバー

零細でなかなか通常の経済ベースに乗る、たゞえ
ば担保とかあるいは保証人というものを準備でき
ないというような中小企業者に対しまして特に優
遇をするという制度でできたものでございます。
こういう制度の趣旨から考えますと、対象を広く
いたしますということは、やはり零細な方に非常に
手厚く、いわば保護をするという趣旨が薄れる
のではないかというふうなことが考えられまし
て、現在の時点での従業員五人というものの状
態が特段に変化しておるとはわれわれは考えてお
りませんので、こういう保護政策の対象としまし
てはやはり五人以下という線を継続するのが至当
ではないかというふうに現在は考えておるところ
でございます。

されでねるということが言えるのではないかと思われますけれども、もちろん未指定の対象業種につきまして、今後とも業界の要望等々がございます場合には業種の実態を踏まえまして、その必要性に即しまして十分検討してまいりたい、かよう考へております。

○中川(嘉)委員 それでは次に信用保険公庫の収支状況ですけれども、すでにいろいろと本委員会でこの法律案に関連した質疑がこういったことに

面から援助するため、従来から中小企業金融公庫の新技術企業化等融資制度、こういったものとあるいは技術研究または試作、こういったものを行なう中小企業者に対する技術改善費、これの補助金制度といらものが設けられておりますけれども、これに加えて今回新技術企業化保険制度といらものが創設されるわけですが、この制度の内容、ここに資料としていただいてる中小企業信託用保険法の一部改正についてと、この中に一応の要旨は出ておりますけれども、これ以外の何物でもないものか、内容についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○中澤政府委員 新技術企業化保険の対象でござりますけれども、内容につきましては新しい技術を中小企業の分野におきまして広く普及させると

年度の赤字の決算の見込みはこの出資によつて解消するということになりますが、さらに五十五年度も、先ほど申しましたように赤字幅が縮小はしますけれどもまだ存続するというふうに見込まれますので、五十五年度は三百億の保険準備基金を支出する予定でございます。このように保険公庫の収支の状況を見まして適時基金を出資することによってカバーしてまいりまして、保険公庫の経営基盤を安定化させようということを今後も努力をしていきたいというふうに考えております。

○中川(嘉)委員 次に、新技術企業化の促進について伺いますが、最近中小企業の中でも新製品、新技術の開発あるいは製品の高級化・多様化、こういったことを行おうとする企業が非常にふえてきておる。このような中小企業者というものを側面

面から援助するため、従来から中小企業金融公庫の新技術企業化等融資制度、こういったものとあるいは技術研究または試作、こういったものを行なう中小企業者に対する技術改善費、これの補助金制度といらものが設けられておりますけれども、これに加えて今回新技術企業化保険制度といらものが創設されるわけですが、この制度の内容、ここに資料としていただいてる中小企業信託用保険法の一部改正についてと、この中に一応の要旨は出ておりますけれども、これ以外の何物でもないものか、内容についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○中澤政府委員 新技術企業化保険の対象でござりますけれども、内容につきましては新しい技術を中小企業の分野におきまして広く普及させると

面から援助するため、従来から中小企業金融公庫の新技術企業化等融資制度、こういったものとあるいは技術研究または試作、こういったものを行なう中小企業者に対する技術改善費、これの補助金制度といらものが設けられておりますけれども、これに加えて今回新技術企業化保険制度といらものが創設されるわけですが、この制度の内容、ここに資料としていただいてる中小企業信託用保険法の一部改正についてと、この中に一応の要旨は出ておりますけれども、これ以外の何物でもないものか、内容についてもう少し詳しく御説明をいただきたいと思います。

○中澤政府委員 新技術企業化保険の対象でござりますけれども、内容につきましては新しい技術を中小企業の分野におきまして広く普及させると

いうことが目的なわけでございまして、新技術として特許あるいは実用新案として近年登録されたものが対象になることは当然でございますけれども、それ以外のものでございましても、新技術の開発につきまして補助金の成果として開発された技術でございますとか、あるいは中小企業の分野でまだ商業的規模で普及しておらない技術の企業化にかかるものでございますとか、その場合にはその範囲を限定するため、信用保険公庫あるいは審査能力を持たせたところの保証協会の認定を受けた対象技術を新技術企業化保険の対象といたしまして、結論的には広く新技術の企業化保険の対象を広めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 この新技術企業化として認められる範囲ですね。これはどういうものか、また特許をとっているものについてはどういう審査をしてどういう基準をつくるのか。発足時は保険公

庫の認定によるそうですが、そのためには幾つかの認定基準ができると思いますが、この点はどうか。また、行く行くは保証協会で認定するということですけれども、全国的に決められた基

準で果たしてうまくいくのかどうか、この点についてもあわせてお答えをいただきたいと思いま

す。

○中澤政府委員 新技術企業化保険の対象として認めます技術は、結論的には中小企業にいまだ広く普及されておらない技術を対象とするというも

のでございまして、中小企業者が信用保証協会に

ある技術の企業化を申し込みました場合に、それが中小企業に広く普及しているかいかないかとい

うことを認定するという形でその対象を限定していくことになるわけでございます。その技術の新規性の認定につきましては、最終的には保険公庫が行うのが原則でございますけれども、個別の保証協会におきましても、技術の審査の機構を持ちましたところの保証協会につきましては、保証協会限りでその認定をすることを考えておりまして、要はこの

保険の手続が結果的に制度的あるいは運用面に

おきまして中小企業者に過重な負担をかけるとい

うようなこと、あるいは煩瑣な手続によって今回

の制度がうまく活用されなくなることを避けると

いうふうに考えておるわけでございます。したが

いまして、先生御指摘のように、特許権あるいは

実用新案権を獲得した技術だけではなく、技術改

善補助金を受けた新技術、あるいは产地振興法に

基づきまして都道府県の審査をパスしました新技

術というもののにつきましても、新規性が明らかにな

るものにつきましては特段の審査を要しないで配慮

を行っていきたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 いざれにしてもこの保険を利用

する場合には新技術についての基準に適合するか

どうか、これについて審査を受けなければならぬ

うことになつておるわけですが、具体的な基準と

いうものは省令で決められて、その内容としては

いまからさかのぼつて三年から五年程度以内、こ

ういった期間に特許とかあるいは実用新案の登録

ですね、こういうものがなされているもの、ある

いは中小企業保険公庫や信用保証協会、こういっ

たものが審査の上認められたものが考えられるよ

うですけれども、基準の決め方とかあるいは認定

の仕方についてできる限り本制度の趣旨が生かさ

れるよう配慮すべきだ、このようを考えられるわ

けでござりますが、この点はいかがでしょうか。

○中澤政府委員 まさに先生御指摘のとおり、新

技術企業化はリスクが大きいことに着目いたしま

して、保険限度額あるいはてん補率を引き上げる

挙げて決定していくというような形ではなく、む

しろ先ほど御指摘にありましたような特許、実用

新案はもちろんでござりますけれども、そのほか

は、市場開拓費として含まれるものと解釈される

ものを対象としていくというふうな制度の仕組みと

こういったものが行う新技術の審査について若干

この制度が広く活用されるという方向で措置して

まいりたい、かように考えております。

○中川(嘉)委員 また、この新技術の企業化に要

する費用の範囲ですけれども、これは省令で定め

られる事になつておりますが、これについては

法律でもって例示されている商品化試作あるいは

施設の設備費用、こういったもののほか、企業化

に必要と考えられる原材料確保、さらには人員増

に伴うところの増加運転資金、そのほかできる限

り幅広い費用というものを対象とすることがこの

制度制定の趣旨に沿うものと私は思うわけですか

れども、こういった点は果たしてどうなのか。ま

た、見本市とかあるいはP.R.に対する費用、こう

いったものにも対象範囲を広げていくべきではな

いか、このようになりますが、これらの点につい

てお答えをいただきたいと思います。

○中澤政府委員 本法案で予定しております新技

術の企業化のための費用の範囲でございますが、

その技術の企業化のための商品の試作費用あるい

は新技術の企業化に必要な施設の設置費用、その

他新技術の企業化に要する費用を省令で定めると

いうことを予定しております。具体的にはただい

ま先生が御指摘になりましたような項目が含まれ

ます。

○中澤政府委員 中小公庫によります中小企業新

技術企業化等融資制度でございますが、近年の利

用状況を最初に御説明いたしますと、五十三年度

は二十三件で九億六千六百万円でございました。

五十四年度は二十五件、十億六千百万元と、五十

三年度に対しましては増加しております。この制

度の趣旨は、財政資金を投入いたします。

五十四年度は二十五件、十億六千百万元と、五十

三年度に対しましては増加しております。この制

だ、このように考えますが、この点に対してもどのように考えておられるか、お答えをいただきたい。

○左近政府委員 現在のよう経済情勢が変動する時代におきましては、やはり中小企業が技術開発をやりまして新たな経済情勢に対応するということが一番必要でございますので、御指摘のように中小企業の独創的な技術開発というものを促進していきたいというふうに考えております。しかしながら、中小企業では技術者が不足だとかいろいろな点がございまして、独力ではなかなかやるのが困難であるということをございますので、そこでいろいろな中小企業対策を講じておるわけでございますが、一つは、やはり国とかあるいは公立の試験研究機関で技術の相談、技術指導というございますが、一つは、やはり国とかあるいは公立の試験研究機関で技術の相談、技術指導という観点から定められたものでございまして、妥当なものではないかというふうに考えております。なお、先生御指摘のように、特別小口保険でござりますとか無担保保険並びに倒産関連保険等につきましては、その保証の性格にかんがみまして、保証協会のリスクの負担を軽減するという観点から、政策保証の積極的推進という見方に立ちまして、特にん補率を八〇%に引き上げておるわけ

うことになります。
〔委員長退席、中島(源)委員長代理着席〕
このたび新技術企業化保険が改正の一つのポイントになつておるわけでございますが、これにつきましても、協会のリスクが大きいということが予想されますので、保証協会の保証態度を積極化させることからん補率を八〇%にしておるわけでございます。これは、現在のような時点で急激に中小型に対するショックが大変大きいわけでございますけれども、引き上げ幅は、いま申しまして、九・一%ということで、〇・四%の幅を持たせております。これは、現在のような時期で、長期ブライムレートが九・五%であるのと対しまして政府系の中小企業金融機関について

来一般的な通常の場合はこの民間の長期ブライムレートと政府系機関の金利とが連動すると申しますが、大体同率になるというふうな形になつておられますので、これに合わせて引き上げたわけでございますけれども、引き上げ幅は、いま申しまして、九・一%ということで、〇・四%の幅を持たせております。これは、現在のような時期で急激に中小型に対するショックが大変大きいわけでございます。これは、現在のような時期で、長期ブライムレートが九・五%であるのと対しまして政府系の中小企業金融機関について

出しお基準金利が御指摘のように四月一日に八・二%から八・六%に上がりまして、それからまた五月一日に八・六%から九・一%へ引き上げたわけでございます。これは公定歩合が第四次、第五次と相次いで一ヶ月の間を置いて上げられました。それに伴いまして民間の長期ブライムレート、つまり大企業向けの長期の最優遇金利でございますが、これが三月一日から八・二%から八・八%に上がり、四月一日に八・八%から九・一%へ引き上げられたということをございまして、從

ております。
○中澤政府委員 現状では保険のてん補率を引き上げるお考えはないものかどうか、これについてお答えをいただきたいと思います。

○中澤政府委員 現状では保険のてん補率は七〇%が原則になつておるということは先生御指摘のとおりでございます。この一般の七〇%というてん補率の原則は、現状におきましては保証協会と保険公庫の責任分担の割合から見まして、保証協会としての自主的な運営を尊重するという観点から定められたものでございまして、妥当なものではないかというふうに考えております。なお、先生御指摘のように、特別小口保険でござりますとか無担保保険並びに倒産関連保険等につきましては、その保証の性格にかんがみまして、保証協会のリスクの負担を軽減するという観点から、政策保証の積極的推進という見方に立ちまして、特にん補率を八〇%に引き上げておるわけ

このように先行きの見通しがむずかしいまま、中小企業はどう生きいくべきか、これは古くて新しい議論でありますけれども、これが繰り返されなければならないわけであります。中小企業は恐らくかつてないほどの厳しい対応努力を迫られるのではなくなりうかと推測されるわけであります。まずこの点について大臣にお答えいただきたいと思つておりますが、お留守でございますから、お答えいただきたいと思います。
○梶山政府委員 最近のわが国の経済状態は、堅調な設備投資、加えて輸出や個人消費の増加から、総じて着実な拡大がここ数年続いてまいりました。ただいま森田委員御指摘のとおり、景気の先行きという点になりますと昨年以来の大額な原油の高騰やあるいは量的な制限、そういうものに伴いまして需要の減退効果がだんだん本格化をしてまいります。また、一連の公定歩合の引き上げ等がだんだん実体経済に効果を及ぼしてくる、いろいろな状態が想されるわけであります。今後は物価の安定とあわせて景気の動向に十分細心の注意を払いながら対策を講じていく必要があるというふうに考えております。
○森田委員 こういう不透明な時代にこそ中小企業に対する灯台あるいはレーダーの役割を果たすのが政府あるいは通産省の大きな使命ではなかろうかと思うわけでございます。残念ながら過去

における政府の経済見通しあるいは景気予測などはほんどの中しなかつたよう私理解しておられますけれども、しかし景気の予測や経済見通しが中小企業経営にとって非常に重要な課題であることに変わりはありません。慎重にというお話をございましたけれども、景気の現状、これをどう見ていくか、これ的確につかんで、そしてまた八〇年代の景気動向についてどういうふうに見ていくか、こういうことが非常に重要な課題であると思うわけでございます。この点について次官の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○宮本(四)政府委員 お尋ねは、現在のところの

経済の状況をどういうふうに判断をしていくか、それから先行きの見通しをどういうふうに持つかということであろうかと思います。

○宮本(四)政府委員 お尋ねは、現在のところの

経済の状況をどういうふうに判断をしていくか、それから先行きの見通しをどういうふうに持つか

ということであろうかと思います。

ただいま政務次官からお答え申しましたとお

り、現在時点では景気の動きと申しますが、流れ

と申しますか、かなり根強いものを持っておると

思います。現に設備投資も先ほどお話を出ました

ように堅調でございまして、先般産業構造審議会

が答申をされました。その中で、五十五年度は

一六・七%くらいもふえそうだ。それから輸出も

最近のところ、この一月一三月ぐらいで見ますと

一六・四%ぐらい数量でふえております。個人消

費も堅調でございます。したがいまして、現在の

ところは着実に伸びていくような傾向を持つてお

りますけれども、しかしながらこの先幾つもの不

安要因が顕在化してくるおそれがございます。し

たがいまして、私どもは物価の問題を第一に置き

ながらも、経済の基調が反転いたしまして不況に

変わらないよう十分注意をしてまいりたいと考

えておるわけでございます。

そうすると、一体どういうふうな観点から経済

の基調を不況の方に持つていかないよう景気

を維持していくかということになるわけでござい

ますけれども、それにつきましては、現在のとこ

ろ総需要管理政策というものをいたして、物価に

対して焦点を当てて政策を進めておるわけでござ

いますが、経済の先行き、現状を判断しながら機

動的に運営をやっていくことが必要だ、こういうことはほんどの中しなかつたよう私は理解しております。言いかえますと、金融政策それから財政政策、そのほか個別物資の政策もが中止企業経営にとって非常に重要な課題であることに変わりはありません。慎重にというお話をございましたけれども、景気の現状、これをどう見ていくか、これ的確につかんで、そしてまた八〇年代の景気動向についてどういうふうに見ていくか、こういうことが非常に重要な課題であると思うわけでございます。この点について次官の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○宮本(四)政府委員 お尋ねは、現在のところの

経済の状況をどういうふうに判断をしていくか、それから先行きの見通しをどういうふうに持つか

ということであろうかと思います。

ただいま政務次官からお答え申しましたとお

り、現在時点では景気の動きと申しますが、流れ

と申しますか、かなり根強いものを持っておると

思います。現に設備投資も先ほどお話を出ました

ように堅調でございまして、先般産業構造審議会

が答申をされました。その中で、五十五年度は

一六・七%くらいもふえそうだ。それから輸出も

最近のところ、この一月一三月ぐらいで見ますと

一六・四%ぐらい数量でふえております。個人消

費も堅調でございます。したがいまして、現在の

ところは着実に伸びていくような傾向を持つてお

りますけれども、しかしながらこの先幾つもの不

安要因が顕在化してくるおそれがございます。し

たがいまして、私どもは物価の問題を第一に置き

ながらも、経済の基調が反転いたしまして不況に

変わらないよう十分注意をしてまいりたいと考

えておるわけでございます。

そうすると、一体どういうふうな観点から経済

の基調を不況の方に持つていかないよう景気

を維持していくかということになるわけでござい

ますけれども、それにつきましては、現在のとこ

ろ総需要管理政策というものをいたして、物価に

対して焦点を当てて政策を進めておるわけでござ

いますが、経済の先行き、現状を判断しながら機

ふうに考えております。言いかえますと、金融政

策それから財政政策、そのほか個別物資の政策も

ますけれども、輸出を急増させますと、対米、対

歐州共同体との摩擦を強める心配もある、このよ

うにも言われております。一方、国際収支の均衡

の将来にわたってきわめて大事な、競争力の源泉

はいち早く公定歩合の引き下げを実行するなど、

思い切った機動的な対策をとつてもらいたい。そ

の間に起きまして、中小企業の金融あるいは企業

の将来にわたりてきわめて大事な、競争力の源泉

ありますところの設備投資を損なうようなこと

す。

○森田委員 経済成長を支える要因としていつも

論じられております問題は、輸出、それから個人

消費、民間設備投資、公共事業、この四つである

うかと思います。いま説明がございましたよう

に、現在景気が根強いのは、設備投資の好調、円

安による輸出の伸び、さらに個人消費が落ちそぞ

で落ちないためであると言わわれております。

しかし、個人消費について見ますと、電力、ガ

ス料金を初めとする公共交通金の値上げや物価上昇

で消費者の財布のひもが締まり、その上、個人消

費の底支えをしていた自動車、電化製品など耐久

消費財の買いかえがほぼ一巡するため、秋口から

消費需要の減退は避けられないと見られているよ

うでございます。今年度の個人消費の伸びは実質

二ないし三%と、五十三年度、五十四年度からは

半減して、特に下期は一・五%程度にまで落ち

ています。一方で、一般的には五、六%

スという見方もある一方で、一般的には五、六%

の伸びと見られているようあります。しかし、

伸び率の鈍化は免れない、こういうふうに見られ

ているわけでございます。

第四番目の公共投資でありますけれども、これ

は申し上げるまでもありませんで、財政再建とい

う重荷をよって現在、財政面から景気上昇

にて入れをするということは大きな期待はでき

ない状況である、このように見られているわけでございます。

以上のようを見てまいりますと、本年下期から

の景気は下向線をたどるであろうという見方がある

い通産省の立場からの見解をぜひ聞かして

いたい

だけたいとともに、先ほど少しお答えがありま

たけれども、今後景気の維持対策という点につい

てはよっぽど決意を持って取り組んでいただきま

せんと、また中小企業が非常に混乱するという状

況も起ころりかねない状況であると思いますので、

その点についてお聞かせいただきたいと思いま

す。

○宮本(四)政府委員 先生御指摘の、景気の先行

きに対する幾つかの問題点私も率直に申しま

すけれども、先に参りましてそういういろいろ

の心配が現実のものにならないように手を打つて

いく必要がまずあるかと思います。御案内によ

うに、輸出につきまして、これは世界の景気に抑

制する方向で動くようになれば、設備投資計画は

次第に減額修正されていくと、見方もあるわけ

でございます。経企庁の調査でも、民間企業の設

備投資の伸び率は、四十九年度、五十一年度が前年

度比マイナス、五十一年度、五十二年度と微増に

転じまして、五十三年度は一%ありました。

五十四年度は一二%ぐらいになるんでしようか。

五十五年度の予測はどうかと言いますと、マイナ

スといいう見方もある一方で、一般的には五、六%

の伸びと見られています。しかしながら、これが不透明なところが多いわけ

でございます。それから個人消費も当面堅調で

はございますけれども、物価が上がってまいりますので財布のひもがかたくなってくる。それから

設備投資につきましても、全体としては本年度、

五十五年度は前年度に比べてかなり大きなもので

ございます。それから個人消費も当面堅調で

はございますけれども、物価が上がってまいりますので財布のひもがかたくなってくる。それから

設備投資につきましても、全体としては本年度、

五十五年度は前年度に比べてかなり大きなもので

ございます。

以上のように見てまいりますと、本年下期から

の景気は下向線をたどるであろうという見方が庄

協力開発機構加盟先進国十カ国平均の実質経済成

長率が、昨年の三%に対しまして本年はゼロにな

事前にその様子を的確につかまえまして、そのような気配が出来ますといち早く方針を転換して、それぞの分野において最大限景氣の基調が維持できるようと考えてまいりたいとまず思つております。

一つは倒産防止特別相談事業というのがござります。この利用状況、こういう点についてお答えいただきたいと思います。

席でちょっとお答えはできませんが、いずれまた内容がわかり次第御説明を申し上げたいというふうに思っております。

ます。ひとつ倒産を防止するという立場から、通産省の方でも積極的にこ入れをして応援していくはいいなど、私もそのように思っているわけでございます。

でございます。
先ほど申し上げましたように、この倒産防止のための金融というものは非常に大事なことなんですが

は中小企業が、物価の上昇、原材料価格の騰勢さ
らには製品販売面における困難というふうなこと
からきわめてむずかしい立場に置かれるといふこと
とが常でございますので、私どもは中小企業等の
経営を不當に圧迫することのないよう、あるいは
はまた設備投資全般を阻害することのないよう
に、中小企業の金融や長期資金面に対する十分な

○左近政府委員　いまお話をありましたように、

して、非常にこれについては相談を受けられた方については好評な制度であるということは、私も

十二年度が七・二二三、五十三年度が五・八四一、五十四年度が五・九八八、五十三年十二月で五・五〇三。地方銀行で五十二年が七・七四〇、

○森田委員 お答えいただきましたように、とにかくこういう対策というものは、後手に回ったのではどうにもしようがなくなりまして、やはり先生手先手と行くことが非常に大事なことだと思ひます。そういう点で力強い決意表明がございました

うのを設置いたしまして、そこで経営の状態が悪

ふやそうとすることでもございまして、今回は単に商工会議所だけじゃなくて、あるいは商工会連合

公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、こうい

倒産という問題でござりますけれども、倒産を
わけでございます。

三月十日ですから五十四年度全体はまだよつと

補地の選定に努めておりますので、いずれこうい
う新しい個所を増設をいたします。将来はなるべ

八、七・六、こんな動きをしております。五十三年が七・一、五十四年が七・七から八・〇。こんなふうになつておりまして、いざれも政府系の金

度、こういうものが必要であろうと思ふわけでござります。そのためには経営セミナーや情報の提

ういうふうな形で乗り切つたらいいかということ

れとしては十分だと考えておりません。もつとも
つと広い地域にこういうものが活用できるようにな

○左近政府委員 統計に出ております民間金融機関の貸出約定平均金利と申しますのは、その時占

小企業の倒産防止相談活動を推進してきたことは、非常に評価しているわけでございます。そういう立場から幾つかこの問題についてお答えをいただきたいと思います。

がら詳しいデータが届いておりませんので、この

う形でこういうシステムを活用いたしていきたい
というふうに考えております。

の新規貸し出しの金利のみならず、既往の貸付による全金利の平均」ということで出ておりますので、実は金利が上がるときには新規の貸し出しはある程度上がつても、その平均といたしますとまだ従来の安い金利のものが残っておりますので、比較的の統計上は高く出ないというようなことがござります。

席でちょっとお答えはできませんが、いずれまた内容がわかり次第御説明を申し上げたいというふうに思っております。

それから、その相談事業をやるに当たりましては商工調停士という人を、各地域のいわば名望家といいますか、いろいろなことについて金融機関にも話ををしていただけあるあるいはいろいろな方にも指導ができるというふうな方を商工調停士という形でお願いをいたしまして、そういう人が主として相談に当たり、そしてまた、もし法律的な案件がござりますれば委嘱しております弁護士の活動を願うというようなことで、法律的な措置もやつていくということをやつておるわけでございまして、非常にこれについては相談を受けられた方については好評な制度であるということは、私も各地に出張をいたしますとそういう話を聞かされて喜んでおるところでございます。

それで、設置個所でございますが、五十四年は七十四カ所ということでございましたが、五十五年の予算といたしましてはこれを百二十一カ所にふやそうということをございまして、今回は単に商工会議所だけじゃなくて、あるいは商工会連合会等々のところにも相談室を置きたいということを考えておりますし、現在都道府県と連絡をとりながら百二十一カ所にふやすためのいろいろな候補地の選定に努めておりますので、いずれこういう新しい個所を増設をいたします。将来はなるべく、これは相談でござりますから、わりあい身近な地域にございませんとなかなが利用できないものですから、この百二十一カ所でまだまだわれわれとしては十分だと考えておりません。もつともっと広い地域にこういうものが活用できるようにならしめして、倒産の前に、いわば未然防止という形でこういうシステムを活用いたしていきたいというふうに考えております。

○森田委員 新しい制度で商工調停士という制度、こういうものを、これは民間の認定のようですがございますけれども進めている、こういう点で非常に工夫をしていらっしゃるという状況がわかります。

先ほど申し上げましたように、この倒産防止のための金融といふのは非常に大事なことなんですが、さいますが、政府系中小企業金融三機関の貸出金利と、それから都市銀行、地方銀行の貸出金利を比較してみますと、政府系金融機関の方が金利が高いというデータがあるんですね。これは中小企業金融公庫月報、本年二月の資料でございますので、その後また変わっているかもしれません、こういうものを見ますと、たとえば都市銀行、五十三年度が七・二一三、五十三年度が五・八四二、五十四年度が五・九八八、五十三年十二月で五十五・五〇三。地方銀行で五十二年が七・七四〇、五十三年が六・四五五、五十四年が六・三六五、五十三年十一月で六・一三八。相互銀行で五十二年が八・八三六、五十三年が七・二四五、五十四年が六・八七三、五十三年十一月で六・七八八。数字ですからちょっとややこしいのでございますが、こういう数字に対しまして、中小企業金融公庫、国民金融公庫、環境衛生金融公庫、こういうのを見ますと、五十二年がいろいろ月によつて動いておりますけれども八・一、七・九、七・八、七・六、こんな動きをしております。五十三年が七・一、五十四年が七・七から八・〇。こんなふうになつておりますので、いざれも政府系の金融機関の方が金利が高いという状況なんですね。これは一体どういうことでこんなになつているんでしょうか。

ます。政府系の金融機関といふのは新しい状態に決めますとその新規貸し出しの金利を表示しておられますので、その辺の差が一つあらうかと思いま

す。それからもう一つ、最近の事情で申しますと、政府系の金融機関は、先ほど申しましたが民間の長期のプライムレート、つまり最優遇金利に大体スライドして決めるというルールがございますので、それで変えてまいりますが、民間金融機関は貸出金利については現在は相手先に応じて必ずしも一定をしない、状況によつてかげんをするといふことがございます。そして現在の時点でございまして、ななかか金利が上がらないという事情が金融緩和期には相当ございましたし、現在でもまだ中小企業にとりましてはそういう部面があるといふようなことから、民間金融機関の金利が比較的政府系の金利の上がりに比べておそいといふ事もあらうかと思います。それから政府系金融機関といつましても、なるべく金利を上げたくないということを指導しておりますし、先ほど申し上げましたように長期プライムレートが現在九・五%でございますが、九・一%ということにとどめておるわけでございます。一方、政府系金融機関の原資、融資のものは例の資金運用部から借り入れるわけでござりますが、資金運用部の金利が、これがまた郵便貯金等の金利上昇に伴いまして上がつてしまいまして、現在では八・五%といたしまして、中小企業を取り巻く経済環境は、しかしながらこのままではございません。そこで非常に厳しい状況が続いているわけでござります。

まず、安定成長といいますか、こういう移行時期にいまとと言ふれば過言ではないと思うのですが、大企業の中でも特に小規模企業は長期不況の後遺症から脱し切れないまま、またインフレとともにござりますので、われわれとしては極力貸出金利を圧縮はいたしますけれども、やはり原資との関係がございますので、その金利差が〇・六%しかないということになつております。そういうこともござりますので、われわれとしては極力貸出金利を圧縮はいたしますけれども、やむを得ないといふのが現状でございます。

○森田委員 現状で金利が上がっていくといふ状況は了解はできるのですけれども、借りる方の経営者の立場からいけば、金利は安いにこしたことはないわけです。したがつて、民間金融機関が金利が安いといふのは歓迎すべきことなのですが、さつきも説明がありましたように、政府の方の金利のとらえ方と民間の方のとらえ方が違う、こ

ういうことなら、どうもわれわれは同じに見てまいるわけでございます。そこで現在のところをひとつ指導する立場にある中小企業庁の方で同じ歩調で、わかるような統計資料ですから、そういう方でいつ私たちは見てもわかるような状況に改善していくだけ立派だと思います。この表が云々ではなくて、問題は安い金利で中小企業の方々が借りられるということが一番望ましいわけでございます。そういうことで、ちょっと疑問に思いましたのでお尋ねいたしました。

○梶山政府委員 大変むずかしい御質問でございまして、適切なお答えができるかどうかわかりませんが、確かに前段先生御指摘のように、景気は

これからその四つの柱を中心にして後退をしていくであろう。そして特に考えられることは、外的な要因で物価が大変上がる、材料が上がる、金利が高まる、そういうことが中小企業の経営を圧迫する

ことは先生の御指摘のとおりであります。

しかし、私たちには前回第一次石油ショックの際

に、物価があるいは景気かといふ、両立という言葉を使いましたけれども、あの当時を回顧します

と、もしろ物価という問題に力点を置いて経済運営がなされた経緯がございます。そしてそれは確

かに成功いたしました、長い期間にわたりましたけれども、ようやく不況を脱出することができた

わけであります。他国においては余りにも景気の成長率ではやつていけないという主張を何處かさ

れただけであります。されど國もあるわけであります。そういうことを

考えますと、当時産業界は、とてもそういう低い成長率であります。

○森田委員 たゞいまの答弁については私もいろいろと反論を申し上げたい内容もあるのでございま

すが、時間の関係で先へ進ませてもらいたい

と思います。

昨年の中小企業の景況は、先ほどからお話をしましたように好転してまいりました。たとえば中小企業の製造業の生産指数を見てみると、昭和五十年平均を一〇〇といたしますと、五十一が一一一・三、五十二年が一五・四、五十三年が一二一・三、五十四年が一二九・二、五十五年が一二四・五、このように順調に伸び続けています。しかし、この明るさが今後とも続くとは限りませんし、ことはは樂觀を許すことはできないと思わでございます。

先ほどから申し上げたよなことをございますが、同時に中小企業の倒産状況というのを見ますと、昭和五十四年度で史上第三位といふ高水準で

あります。これは御存じのとおりですから細かいことは申し上げません。昭和五十五年度は三月に十五件という倒産がありました。危機ラインが千五百件、こう言われておるよりでございます。これがわざかに切れている状況であります。なぜ景気がいいのに倒産があふえているのか、こういう問題があるわけです。それから最近の倒産の特徴はどうなのか、こういう点についてひとつ分析と対策、両面について御説明いただきたいと思いま

す。

○左近政府委員 御指摘のとおり、最近の倒産の状況は非常に先行きが心配であるというふうな状態になってきております。昨年度は比較的前半は景気がよかつたわけで、後半原油価格上がりによる原材料の高騰とかあるいは金融引き締めの影響の浸透とか、こういうマイナス要素が出てまいりまして、倒産件数も十月以降十二月までいわゆる危機ラインと言われる月間五千五百件を上回ったというふうな状態もござります。

こういうことを考えてみますと、倒産の原因と申しますと、一つは、やはりわれわれが見ておりますと、第一次石油ショック以来の相当な長期の構造不況あるいは円高というふうなところで非常に打撃を受けました。ただ、その時点では何とか企業を維持できただのでございますが、その後若干景気がよくなつたとしても、業種によつてはまだまた景気の回復ができないといふ業種もございますので、そういうところにおましましては、従来の維持しておつたものが相当多数あるというふうにわれわれ考えておりまして、倒産した結果を見ましても、やはり過去の経営不振の結果が原因になつておるというふうなことが言われております。

もちろん倒産につきましては、実はいろんな原因が複合して起ることが多いものでござりますから、ただ一つこれだけということは言えないとますが、しかし、そういう販売不振と

かかるいは過去の痛手が快癒できないといふことがあります。これは御存じのとおりですから細かいことは申し上げません。昭和五十五年度は三月に十五件という倒産がありました。危機ラインが千五百件、こう言われておるよりでございます。これがわざかに切れている状況であります。なぜ景気がいいのに倒産があふえているのか、こういう問題があるわけです。それから最近の倒産の特徴はどうなのか、こういう点についてひとつ分析と対策、両面について御説明いただきたいと思いま

す。

○森田委員 非常に時間が残り少なくなつてしまつたので、私の考えていることを幾つか申し上げてみますので、後でまた答弁をいただきたいと思います。

一つは、中小企業倒産防止共済制度、この加入見込みが発足当時十万余件、こういうように見込んでいたというところでござります。ところが、五十三年度が四千二百四十四件、合計して二万九百七十八件、これが二千五百を貸し付ける、こういうことになつておれています。

私が調べたのは、発足した五十三年度に多かったのは、特例加入というのを認めて、この特例加入の数というのが四千三百五件だったのです。特例加入では同じ数なんですね。一般的の通常の加入件

年毎年あるいは毎月毎月掛けていかれる、こういふ状況ならばかなり健全な状況かもしませんが、やっぱり利益が上がつた年に特例で一括しておるわけでございます。それからまた中小企業の、ことに下請企業等々につきましては連鎖倒産の、こういふなものも、全体の倒産件数のうちの十数%はそういうものであるというようなものも出

ております。

したがいまして、こういふ状態は、やはり先ほどからのお話にありますように、先行きの不透明状態から見ますと、改善をするということはなかなかもう考えられない。やはりこの状態がうまくいきましても横ばい状態というようなものにならうということでございますので、先ほどから申上げておりますいろんな倒産対策あるいは金融対策を通じまして、中小企業の安定を図つていきたいというふうに考えておるわけでございます。

○森田委員 非常に時間が残り少なくなつてしまつたので、私の考えていることを幾つか申し上げてみますので、後でまた答弁をいただきたいと思います。

一つは、中小企業倒産防止共済制度、この加入見込みが発足当時十万余件、こういうように見込んでいたというところでござります。ところが、五十三年度が四千二百四十四件、合計して二万九百七十八件、これが二千五百を貸し付ける、こういうことになつておれています。

私が調べたのは、発足した五十三年度に多かったのは、特例加入というのを認めて、この特例加入の数というのが四千三百五件だったのです。特例加入では同じ数なんですね。一般的の通常の加入件

年毎年あるいは毎月毎月掛けていかれる、こういふ状況ならばかなり健全な状況かもしませんが、やっぱり利益が上がつた年に特例で一括しておるわけでございます。それからまた中小企業の、ことに下請企業等々につきましては連鎖倒産の、こういふるものも、全体の倒産件数のうちの十数%はそういうものであるというようなものも出

ております。

したがいまして、こういふ状態は、やはり先ほどからのお話にありますように、先行きの不透明状態から見ますと、改善をするということはなかなかもう考えられない。やはりこの状態がうまくいきましても横ばい状態というようなものにならうということでございますので、先ほどから申上げておりますいろんな倒産対策あるいは金融対策を通じまして、中小企業の安定を図つていきたいというふうに考えておるわけでございます。

それから、今回の改正では月額一千万円から五千万にするということになりました。五万円になつて、三年六ヶ月で一応二百十万の頭打ち、十倍の二千五百を貸し付ける、こういうことになつておるわけです。ところが、これは何も三年六ヶ月掛けなくとも、途中で倒産があればその時点の掛金の十倍まで貸す、こういうことになつておるわけですね。これを今までどおりやはり五年間やつたらしいじゃないか、私はこう思ひます。五年間掛けてますとたしか三百万になると思いましてね。それで十倍というと三千万ということになるのですね。これは先ほども三千万というお話を出していたようですがれども、私もやはり三千万にしました方がいいだらう、こう思ひます。そしてしかも、何も三千万借りられるからといって全部貸してくれるわけじゃありませんで、相手が倒産したそのときの債権だけしか貸してくれないのでですかね、三千万というのは魅力だらうと私は思ひます。それで、その辺のところが今回見送られた非常に残念です。

それからP.R.ですね。P.R.が、期間が短いといふことだと勉強してから、中小企業の方に会つたびに共済制度に入つておるか入つておるかとこうやつておるのですが、知らない方が多い。非常に残念なことだと思います。時間があれば、中小企業共済事業団の方から「加入してよかったです」といふパンフレットをもらつておりますので、この内容も一つ、三つ紹介してもらおうかなと思ったの

ほし。四番目が、共同事業を活発に行っている中小企業団体等に対しては、構成人数に応じて加入数を増加することができるようにしてほしい。五番目が、一定期間内に取引先の倒産が複数に及び、債権額が五十万円以上になつた場合にはこれを貸し付けの対象にしてほしい。こうしたことが要望されてございますので、今後の課題として十分検討していただきたいと思います。もう時間がありませんから、機会がありましたらお尋ねをしていただきたいと思っております。

最後に、八〇年代に臨む中小企業政策ということで、わが党ではこういう問題を推進すべきであるということで、わが党ではこういふ問題を掲げております。

一つは、中小企業の技術向上、人材養成等の積極的促進。二番目が、地域に根差した地場産業の育成。三番目が、国際化に対応できる体制の整備。四番目が、小規模企業者の経営基盤強化と福祉の向上。五番目が、中小企業分野の雇用拡大と労働条件の改善。こういうことをわが党は提唱しているわけでございます。こういふ問題についてきょうは通産省、また中小企業庁の皆さん方といろいろと議論したいと思っておりました。どうも時間が使い方が下手でございますので、みんな話ができないうちに時間が来てしまいました。どうかひとつ中小企業の育成のために、また日本経済の発展のために今後とも努力されることをお願いします。

○塙川委員長 これにて森田景一君の質疑は終了いたしました。

引き続いて神崎敏雄君の質疑に入ります。神崎敏雄君。

○神崎委員 中小企業信用保険法の一部改正案についての質問をいたします。

信用保証制度の根本目的についてまず伺いたいのですが、本来この制度は中小企業の埋もれた信用力を掘り起こして、大企業に比べて不利を負っている点を国と都道府県が補って中小企業の保護することを図るものだと思います。したがって、信用保証協会が能動的、意欲的に中小企業の信用力を

引き出して金融機関をあつせんすべきであります。

○左近政府委員 保証協会の職員の努力は決して認めませんが、残念ながら現状は、いまが趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

力、担保力のない点を補完いたしまして、中小企業の資金需要に対応し、円滑に供給するというの

目的を持っておりましたように中小企業者の信用がいまお話をありましたように中小企業者の信

業の資金需要に対応し、円滑に供給するというの

目的を持つておられます。

○神崎委員 保証協会の職員の努力は決して認めないわけではありませんが、残念ながら現状は、いま

が趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

の目的を持つておられます。

○左近政府委員 保証協会の職員の努力は決して認めませんが、残念ながら現状は、いま

が趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

の目的を持つておられます。

○神崎委員 長官に申し上げたいのですが、七九年十一月の中小企業信用保険公庫の月報を見ますと、この中で参考にしていただきたいのは、いま

融機関の安全弁の役割りがあることは明らかであります。私が直接聞いたところでは、保証協会は金融機関の安全弁にすぎないという声も少なくありません。結果として金

融機関の安全弁の役割りがあることは明らかであります。

○神崎委員 保証協会の職員の努力は決して認めませんが、残念ながら現状は、いま

が趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

の目的を持つておられます。

○左近政府委員 保証協会の職員の努力は決して認めませんが、残念ながら現状は、いま

が趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

の目的を持つておられます。

○神崎委員 長官に申し上げたいのですが、七九年十一月の中小企業信用保険公庫の月報を見ますと、この中で参考にしていただきたいのは、いま

融機関の安全弁の役割りがあることは明らかであります。私が直接聞いたところでは、保証協会は金融機関の安全弁にすぎないという声も少なくありません。結果として金

融機関の安全弁の役割りがあることは明らかであります。

○神崎委員 保証協会の職員の努力は決して認めませんが、残念ながら現状は、いま

が趣旨でございまして、先生のおっしゃるとおり

の目的を持つておられます。

ところでございます。信用保証協会自身につきましてもやはりそういう気持ちで、つまり信用保証協会がみずから必要な資金について、中小企業者の信用力の補完をして金融機関に融資をさせるという気持ちで活動してもらわなければこの趣旨が貫かれないわけでございます。そういう点では信用保証制度の本来の趣旨を生かすように十分指導してまいりたいと考えております。

○神崎委員 現在わが国では、担保力の不足を補うため企業向けの各種の信用保証機関が数多く設立されております。この信用保証法に基づく信用保証協会以外の保証機関について、当局は現状を掌握しておられますかどうか、伺いたい。

○中澤政府委員 最近におきまして、中小企業者口において中小企業の相談相手として積極的に信託を発掘しているとは必ずしも言えない、五十年度のあつせん割合は件数で二四・三%、金額で一八・七%で、信用保証理念が想定している姿とはほど遠い、こう書かれているのです。それと

三年度のあつせん割合は件数で二四・三%、金額で一八・七%で、信用保証理念が想定している姿とはほど遠い、こう書かれているのです。それと

三年度のあつせん割合は件数で二四・三%、金額で一八・七%で、信用保証理念が想定している姿とはほど遠い、こう書かれているのです。それと

三年度のあつせん割合は件数で二四・三%、金額で一八・七%で、信用保証理念が想定している姿とはほど遠い、こう書かれているのです。それと

三年度のあつせん割合は件数で二四・三%、金額で一八・七%で、信用保証理念が想定している姿とはほど遠い、こう書かれているのです。それと

○左近政府委員 御指摘のとおりでございまして、五十三年度につきましては、信用保証協会が金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

て、あとは金融機関を経由してくるといふことにみずからあつせんをしていくといふのが大体四分の一、二四・三%という数字になつておきました

うことをわれわれも痛感しております。ただ、これも信用保証協会によりましてそれがございませんして、協会によりましては四〇%以上協会自らの団体の組織の形態とか保証の目的、対象が区域でございまして、いざれにしても中小企業者等が主としておられますかどりか、伺いたい。

○中澤政府委員 最近におきまして、中小企業者等のために信用保証を行います団体等があつてそれが自主的に動き得るよう今後も指導してまいりたいと考えております。

○神崎委員 現在わが国では、担保力の不足を補うため企業向けの各種の信用保証機関が数多く設立されております。この信用保証法に基づく信用保証協会以外の保証機関について、当局は現状を掌握しておられますかどりか、伺いたい。

○中澤政府委員 最近におきまして、中小企業者等のために信用保証を行います団体等があつてそれが自主的に動き得るよう今後も指導してまいりたいと考えております。

○神崎委員 現在わが国では、担保力の不足を補うため企業向けの各種の信用保証機関が数多く設立されております。この信用保証法に基づく信用保証協会以外の保証機関について、当局は現状を掌握しておられますかどりか、お答え願いたい。

○志賀政府委員 たとえば社団法人揮発油販売業者連合会が昭和五十三年に設立されております。資源エネルギー庁に伺いますが、この基金に対する援助をしたというのは事実であります。ただ、金融機関の経由で行います組織といつたしまして、資金の円滑な融通を行いますと、いざれにしても中小企業者等が中心的な役割りを果たすべきだと考えております。

○神崎委員 たとえば社団法人揮発油販売業者連合会が昭和五十三年に設立されております。資源エネルギー庁に伺いますが、この基金に対する援助をしたというのは事実であります。ただ、金融機関の経由で行います組織といつたしまして、資金の円滑な融通を行いますと、いざれにしても中小企業者等が中心的な役割りを果たすべきだと考えております。

○神崎委員 たとえば社団法人揮発油販売業者連合会が昭和五十三年に設立されております。資源エネルギー庁に伺いますが、この基金に対する援助をしたというのは事実であります。ただ、金融機関の経由で行います組織といつたしまして、資金の円滑な融通を行いますと、いざれにしても中小企業者等が中心的な役割りを果たすべきだと考えております。

○神崎委員 たとえば社団法人揮発油販売業者連合会が昭和五十三年に設立されております。資源エネルギー庁に伺いますが、この基金に対する援助をしたというのは事実であります。ただ、金融機関の経由で行います組織といつたしまして、資金の円滑な融通を行いますと、いざれにしても中小企業者等が中心的な役割りを果たすべきだと考えております。

○神崎委員 たとえば社団法人揮発油販売業者連合会が昭和五十三年に設立されuptools。資源エネルギー庁に伺いますが、この基金に対する援助をしたというのは事実であります。ただ、金融機関の経由で行います組織といつたしまして、資金の円滑な融通を行いますと、いざれにしても中小企業者等が中心的な役割りを果たすべきだと考えております。

年度にわたって交付したわけでございますが、交付額としては三十三億円でございます。

この理由でございますけれども、私どもといったしましては、揮発油販売業者の方たちといふのは、揮発油販売業者といつた石油製品についての最終的な供給者であるということで、石油製品の安定供給を確保するためにその経営の合理化あるいは安定を図ることはきわめて重要であるというふうに存じておるわけでございますが、他方、揮発油販売業者の多くは中小の零細業者の方たちでございます。そういった事情にあるわけでございますけれども、その中で揮発油税を含みます仕入れ代金等に対する資金負担というのが、特に第一次オイルショック以後、石油製品の価格も非常に上がったわけでございますが、そういうことを背景にいたしまして、揮発油販売業者の方たちの負担が大きくなつたということでござります。

そういう背景のもとにおきまして、揮発油販売業者の経営合理化、近代化あるいは安定といったものを遂行していく上におきまして必要な設備資金あるいは運転資金の調達力を強化する必要がある、こうしたことから経営合理化基金という制度が発足いたしまして、この協会におきまして信用保証を実施しておるという状況でございます。

○神崎委員 よう長いこと答弁してもらつたのだけれども、どうも要点がわからぬのでもう一遍聞きますが、経営の合理化に対する補助だといふう伺つたのですが、具体的にはどんごとで三十二億円出すのですか。

○志賀政府委員 御説明が舌足らずで申しわけございませんでしたけれども、全国石油協会におきまして揮発油販売業者の人たちが設備資金あるいは運転資金を調達する場合に信用保証をしているわけです。その信用保証の基金というのが石油協会に置かれておるわけでございまして、この基金に対して国が補助をしておるということでございます。

○神崎委員 ほかにもプラスチック処理促進協会、回収鉄源利用促進協会、全国食糧信用協会な

どたくさんあります。今後も業界ぐるみの自助組織として生まれてくる可能性があります。政府は、そういう保証機関に対して必要な援助をしていくしましては、何らかの形でござります。したがいまして、いま御指摘のことは、ただいま先生御指摘のとおりでございます。けれども、このようなもののうち特別の必要性ある場合は、たゞまに保証機関と契約を結んでおるわけではありませんが、これは信用保証協会法が制定された当時、すでに例外的に設立が認められておりました地域の五協会が信用保証協会として契約がされておつたわけでございまして、そのときの特殊な、設立時の例外的な事情でございます。したがいまして、現在それ以外の自治体の単位でできております信用保証機関につきましては、現行保証協会において対処をしておるところでございまして、政府といつしましても信用保証協会の役割りにしていくということかと思ひます。

○神崎委員 次に、信用保証協会法に言う保証協会は五十二あると聞いておりますが、都道府県以外の保証協会はどういうところですか。

○中澤政府委員 現在ございます五十二の信用保証協会のうち、都道府県以外の協会は市の単位の役割りにしていくということかと思ひます。

○神崎委員 これら市の保証協会は中小企業信用保証公庫と保証契約が認められているわけでございます。ところで、堺市中小企業振興会、川口市中小企業共済協会、板橋区中小企業振興公社など、市や特別区が独自に中小企業向けの保証機関をつくつておる例もあります。これらの機関は保証公庫との契約が認められていません。その理由は何な

りまして信用保証機関を設けていることは承知しておりますけれども、全体の原則としてはこの信用保証制度は危険分散、リスクを均等にするという意味から、県レベルの区域を対象とするものが望ましいと考えておるわけでございます。それに対しまして、先ほど申しましたように五協会が例外的に保証公庫と契約を結んでおるわけではありませんが、これは信用保証協会法が制定されましたが、これはよくて、京都とか北九州とか界といふ在の判断では保証公庫の対象としてこれを加えるという考え方どつておらないわけでございます。

○神崎委員 板橋区、川口市、堺市のほか、名古屋市、京都市、東大阪市、北九州市の七つの自治体は五月八日、九日の両日、あす、あさつてですべておられます。また、信用保証機関のあり方について研究協議会を開くようあります。板橋区その他の担当者に聞いてみると、信用保証協会は書類審査が中心であるが、われわれは足を運んで信用力の掘り起こしに努力しておる、保証協会で相手にされなかつた業者を拾い上げているという点を強調しております。また、信用保証協会は地理的に遠隔があるという不満にこたえる面もあるようです。いずれにせよ中小業者の身近なところできめ細かく努力している点は評価されるべきです。川口市の場合は保証料も年〇・二四%です。そうしてこうした自治体はこそって公庫の保証制度の適用を強く要求しております。この点、中小企業庁は検討の用意があるのかどうか伺いたいのであります。

○左近政府委員 いま担当部長が御説明いたしましたように、信用保証機関と申しますのはやはりある程度の広がりを持ちまして危険分散ということができなければ、いざというときに効果的な活動ができない、あるいはまた、非常に負債に苦しむというようなことが起こり得る可能性がござります。したがいまして、われわれとしたしましては少なくとも県レベルの範囲内を対象とする信用保証機関が望ましいというように考えておるわけでございます。

○中澤政府委員 特定の業種あるいは特定の地域の事情によりまして信用保証を行ふ機関があることは、ただいま先生御指摘のとおりでございます。それは、たゞまに保証機関と契約を結んでおるわけではありませんが、これは信用保証協会法が制定された当時、すでに例外的に設立が認められておりました地域の五協会が信用保証協会として契約がされておつたわけでございまして、そのときの特殊な、設立時の例外的な事情でございます。したがいまして、現在それ以外の自治体の単位でできております信用保証機関につきましては、現行保証協会において対処をしておるところでございまして、政府といつしましても信用保証協会の役割りにしていくということかと思ひます。

○神崎委員 さきに横浜その他五つ挙げられましたね。それはよくて、京都とか北九州とか界といふような大きな都市はなぜそれがかかるのですか。後からやり出したからあかぬのか、何か理由があるのですか。

○中澤政府委員 先生がまさしく御指摘になりましたように、信用保証協会法が制定されましたときにはすでに五協会が当該地域にございましたして、その設立時の例外的な事情から都道府県以外のこれらの五地域のものが公庫と契約をしたということございます。

○神崎委員 根拠はそんなことだったと思うのですが、せつから次官、大臣のかわりに座つておられるので、先ほどから聞いておられて、ぼくの言つてのことについて、それは横浜やそういうところがあるのに、京都や北九州や堺といふ大きなところが該当にならぬというのはおかしいなどといふふうにお考へであつたら、こういうところも該当するように前向きに検討されますかどうか、せつから次官がお越しだから考へを聞きたい。

○堀山政府委員 残念ながら古い経緯をよく知りません。ただ、府県単位に信用保証協会を設立する指導を行つておる現況から見ますと、例外的にあるいは個別的に別個なものが契約を結ぶことはむしろ好ましくないという見解は正しいと思いまます。そしてまた、自治体が独自の方向でやること

自身もこれまた一つの特色だという感じがいたします。

○神崎委員 次官に答弁を求めるに大体よく知らぬとおっしゃるので、知らぬ者に聞いてもしようがないなどこつちはあきらめてしまうのですが、どうかひとつ政務次官、本職はがつちりと知つていただくようにお願いしたいと思うのです。これはこれでやめましょう。よく検討してもらうように長官とも考えてもらいたいということをつけ加えておきます。

さて、先ほど例に挙げました揮発油販売業者の基金の保証料率は〇・五%であります。業界組織のいわゆる自制制度として今後さらに多くの業界にも設立される可能性があります。また、市や特別区でも広がる傾向にある。これらの保証機関の方が条件的にすぐれた面があるとすれば、将来この中小企業庁はどう考へておられるか、この点を伺いたいのであります。

○左近政府委員 この中小企業者に対する信用保証制度につきましては、やはり信用保証協会といふものを中心的に運用していただきたいというふうに考へております。業種別の信託機関につきましては、ごく特殊なものについてはやむを得ないというところでございますけれども、極力信用保証協会に一本的な運用をしていただきたいというのがわれわれの考へでございます。

ただ、信用保証協会側としてもやはりいろいろ努力をする必要がございます。先ほど先生もおっしゃいましたように、信用保証協会に対しているいろいろの批判があることはわれわれも承知しております。したがいまして、信用保証協会が努力をいたしまして、そういう何か別につくった方がよくなるのではないかといふような疑念を中小企業者に抱かせないような努力が今後必要でござります。

ただ、信用保証協会側としてもやはりいろいろ努力をする必要がございます。先ほど先生もおっしゃいましたように、信用保証協会に対しているいろいろの批判があることはわれわれも承知しております。したがいまして、信用保証協会が努力をいたしまして、そういう何か別につくった方がよくなるのではないかといふような疑念を中小企業者に抱かせないような努力が今後必要でござります。

動してくれるというふうな気持ちになつてもらいます。

○神崎委員 さうは聞くことが大部分がありまますのでいいといきますから、重ねて質問をせぬでもいいような答弁をいただきたいのです。これは希望しておきます。

そこで、次に聞きたいのは、最も標準的な信用保証協会の業務方法書によりますと、保証料等に関する事項の中で、保証料は違算過収の場合、むずかしい言葉ですね、違算過収の場合を除いては原則として返さないと定めております。しかし、早期済済の場合、請求にかかるわらず保証料を返す協会が十八ある。請求があれば返す協会が三十四となっている。また、保証料率が1%を超える協会が三つあるのである。こうしたばらばらは改善すべきではないのでしょうか。

○中澤政府委員 現在、各保証協会におきます料率の中では、基本料率あるいは延滞保証料といふのはほぼ統一されております。ただ、先生がただいま御指摘になりました保証料の返戻につきましては、保証協会の間で取り扱いが必ずしも同様ではなく区々でございます。したがいまして、今後中小企業者のサイドから見ました利便を図るという観点から申しまして、その取り扱いの改善について時代に即応した業種といふものを適時追加していくといふ姿勢をとつていただきたいと思います。ことにサービス業関係につきましては、時代とともに新しい業種も出てまいりますので、そういう点も考へていきたいと考えておりますし、保証機関に対する助成につきましては、從来基金補助金とかあるいは信託保証公庫を通じる融資基金の融資等々をいろいろやつてまいっておりますし、また、自治体あるいは金融機関からの出捐金、負担金というものの円滑な拠出についてもわれわれもいろいろ要請をしておるというようなこともやつておりますし、以上、いろいろな点についてまだまだ国としてもやらなければならぬ点が多いと考えております。また、保証料等々、いろいろな取扱いについても極力統一をする、しかも、御指摘のように極力利用者の便宜を図るような立場に立つて統一を図るというふうなことも必要でござります。

点を挙げて、五つを要約して御答弁をいただきました。

一つは中小企業信用保証公庫の保険制度の適用対象が現状のままでよいのかどうか。二つ目は保証機関に対する国の助成のあり方。三つ目は保証料の扱い方がいま申しましたばらばらでよいのかどうか。四つ目は競合状態をどう考へておるのか。五つ目は本来のあり方と、保証協会の運営、

も、われわれとしては先ほどから申し上げておりますように、信用保証協会の事業といふものを中心的に考へて、ほかにやむを得ないといいますか、特殊な事情のあるものについての運営といふものもそれをやってもらひということでございます。

そこで、まずように、信用保証協会の事業といふものについての運営といふものもそれをやってもらひということでございます。また、当初から御指摘がありましたように、信用保証協会の職員につきましては、まさにおっしゃいますように、信用保証制度の原点に立ち返って、常に中小企業のために奉仕するのだという気持ちを念頭に置いて日々の業務に当たるようにならなければいけないし、そういう点で信用保証協会の連合会とか、中小企業振興事業団で定期的に研修もやつておりますが、その研修の際に絶えず保証協会の本来の目的といふものを十分自覚させるというふうな形で、また諸種の専門的な技能も教え込むということも十分に徹底してまいりたいと考えております。

○神崎委員 次に、今回の改正案について伺います。が、新技術企業化保険の新設が焦点だと思います。どういうものを新技術と言ふのか、省令で要件を定めるとしておりますが、だれがどのように新技術の認定をするのか教えていただきたい。

○中澤政府委員 本保険の対象と考へておりますが、新技術の具体的要件でございますが、中小企業の新技術の具体的要件でございますが、だれがどのように新技術の認定をするのか教えていただきたい。

○中澤政府委員 本保険の対象と考へておりますが、数々の問題点を感じるわけであります。すなが、中小企業信用保険公庫の保険制度の適用対象が現状のままでよいのであるか、この点で問題

くわけでございますけれども、最近年におきまして特許あるいは実用新案の登録がなされたものは当然でござりますが、それ以外の技術でございましても信用保険公庫あるいは審査能力を持ち得る保証協会におきまして、商業段階で普及されておらないと認定されました新技术につきましては保険の対象として採用していく、かように考えております。

○神崎委員 もうちょっと詳しく述べておきます。時間が都合で次に進みます。

次に、新技术の企業化に必要な資金としてどの範囲までを認められるのでしょうか。この点も省令で定めるとしておりますが、明らかにしていただきたい。

○中澤政府委員 対象となります資金の範囲でございますけれども、新技术の企業化のために必要な資金でございます。したがつて、企業化の段階と申しますのは、一定の試験研究の成果といたしまして新技術を商業的規模で実施するため、商品の試作、機械設備の設置、市場調査等を行いまして本格的生産に移るまでの段階を企業化と考えるわけでございます。その前提に立ちましてどのよう費用を対象とするかとなりますと、商品の試作のための費用、新技术の企業化に必要な施設の設置の費用、その他新技术の企業化に要します費用を対象とするわけでございまして、試作品の製作費、土地、建物、機械設備等の取得費及び市場開拓費等の費用がこの対象として広く含まれる、かのように予定しております。

○神崎委員 続いて、それに関連して対象の業種はどういうものになるのですか。

○中澤政府委員 業種としては、特定の業種あるいは技術の範囲を限定的に列挙していくといふには考えておりませんで、むしろ保険の対象となりますが、業種の中で技術が普及しておらないものについては広く対象として考えていくといふに考えております。

○神崎委員 そこで一つ気にかかる点があるのであります。これは下請中小企業の場合です。下請業者は

昭和五十五年五月七日

親事業者から下請単価を切り下げられるたびに、その対応策として原材料をかえたり工程を少なくしたり、新しい技術を開発することに熱心であります。しかし、新技术を開発してコストダウンに成功しますと、それを口実にまた単価が切り下げられます。

それまでですが、中小企業の新技术企業化のメリットが下請の場合に限らず大切な点であると考

えます。これを下請の宿命だと言つてしまえば、この点は行政としてどのように努力されるとかも伺つておきたいのであります。

○中澤政府委員 下請代金の不当な値引き等につきましては、下請代金支払遅延等防止法に基づいて規制が行われておることは先生御承知のとおりでございますが、この不当な値引き行為につきましては、先般、四月二十四日に不当な値引きあるいは不当な返品、不等な買いたたきに関する運用基準を定めまして、その取り締まりを重点的に行うこととしております。また、その中で、下請の技術開発、合理化等の努力の成果が適正に下請企業者に帰属するように配慮することは重要なわけでございまして、下請振興基準の中にもそのこと

はうたわれておるわけでございまして、その指導の徹底に努めておるところがござりますけれども、これらの成果を不当な値引きによりまして親企業者が吸い上げるということがないように、今後とも引き続き取り組みの徹底を図つてまいりたいと思っております。

○神崎委員 この法案の第三条の新技术企業化保険に関連して質問を続けます。

産業廃棄物処理業者がPCBなどの有害物質を無害化的に処理する設備を開発したといったしま

す。この場合新技术企業化保険の対象となるのであります。これが下請中小企業の場合です。下請業者は私ども承知しておりますが、先ほど申し

ましたように、その技術の内容が中小企業者の間で一般的には普及しておらないという場合には、本制度の対象として取り上げていくのが原則かと考えております。

○神崎委員 そこで、少し具体的な問題で立ち入って質問します。

立地公害局に聞きますが、電機PCB、PCB入りノーカーボン紙、そしてPCB本体、これら

の処理は現在どういう段階に到達しておりますか。ひとつ現況を明らかにしていただきたい。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

PCBにつきましては、いまお尋ねのように、液状の廃PCB、それから電気機器に入つておるPCB、PCB入りのノーカーボン紙の三つに大別せられるわけでございます。

まず液状の廃PCBの処理の問題でございますが、現在保管されております液状の廃PCBの処理につきましては、私どもは環境全の見地から洋上焼却を行うことが適当であろうというふうに考えております。当省といたしましては、昭和五十二年の末に学識経験者からなります液状廃PCB

B洋上焼却処理調査研究委員会というものを設置いたしました。洋上焼却の可能性、それからその進め方につきまして検討を重ねてまいりました。

現在までの検討の状況でございますが、検討の結果では、有機塩素系の廃棄物を焼却する専用焼却船によりまして安全な洋上焼却が可能であるといふ一応の見通しを得ております。ただ、焼却を実際に実施するためには、さらに立ち入りまして、環境面安全面で実際の焼却に即した検討を行つていく必要があると考えておるわけでございまして、今後こういった技術的な点につきましてさら

に検討を進める一方、用船の手だてあるいは漁業関係者等関係方面との調整というものを進めまし

て、安全な焼却ができるだけ早く実施できるよう

に努力していきたいといふに考えておるわけ

でございます。

それから第二に電機PCBでございます。これ

ものにつきまして、昭和四十七年以来工業技術院公害資源研究所、それから財團法人の電気絶縁物処理協会におきまして研究が進められておりま

す。この成果を踏まえまして、当面年間百五十トン程度かと思ひますが、その処理能力を持つた実験工場の建設というものを目指しまして現在鋭意検討をしておるところでございます。

それから三番目にノーカーボン紙でございますが、これにつきましては、事業者等によって保管されおりましたものが約三千五百トンございま

したが、そのうちノーカーボン紙メーカーの保管が、これにつきましては、事業者等によって保管分約千八百トンにつきましては昨年の七月までに焼却を完了しておりまして、残り約千七百トンが現在まだ未処理で残つておるという状況でござい

ます。

○神崎委員 いまお答えいただいたのですが、PCBの処理について対策は順調に進んでいると考

えておられるのか、それとも難航している、こういうふうに考えておられるのですか、いかがですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いま申し上げましたように、PCBの処理につきましては、液状、電機用のものあるいはPCB入りのノーカーボン紙と、それぞれ使用の形態も違いますので、そういう形態に応じて、あるいはその形態に伴いまして処理技術の特性といふものもまた異なつてまいりますので、そういうふたものに応じまして安全上あるいは環境上十分な配慮を

して行う、実施していく必要があります。そういう観点から現在それぞれの担当部局で鋭意検討を進めておる。その状況は先ほど申し上げましたが、いろいろと検討いたして

おりますので、できるだけ早く安全な処理ができるよう努力をしたいというのが私どもの立場でござります。

○神崎委員 昭和五十一年十一月二十六日、生活産業局に設置された対策委員会は、PCB入りノーカーボン紙の処理を横浜市の昭和企業という中

小企業に委託するという方針を承認したと聞いてござります。

○中澤政府委員 ただいまの具体的な技術内容は

おります。現在昭和企業が建造した昭和丸といふ船を使って洋上で焼却するという方針に基づいて、旧ノーカーボン紙処理協会と昭和企業の間で交渉が続けられているということは事実でしょうか。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

いま御指摘のとおりでございまして、旧ノーカーボン紙処理協会が中心となりまして、旧ノーカーボン紙について今後の焼却処理を現在準備を進めていますけれども、焼却処理の実施に当たりました、過去にそういう経験がございまして、現在業が焼却船昭和丸を保有しておりますので、現在旧ノーカーボン紙処理協会と昭和企業との間で船の賃貸借契約等の細目を詰めまして、その上で円満に処理していくという方向で話し合いを進めておると承知いたしております。

○神崎委員 厚生省伺います。

P C B を産業廃棄物処理業者が業として処理す

ることは好ましくないと考えられるかどうか、そ

れとも事業主体が公共機関である民間業者かは

問題でないと考えておられるか、いずれに考へておられるかということを聞きたいです。

○杉戸説明員 お答えいたします。

P C B 入りノーカーボン紙の処理につきましては、現在公共的な機関に実施させる方向で指導がなされておるのでござりますが、厚生省といたしまして、廃棄物の処理法に基づきまして適正に処理が行われるなれば、その方向で特段に問題はないと考えております。

○神崎委員 もう一度聞きますが、適切に処理さ

れたら民間業者でも問題はない、こういうふうに

聞いたのですが、間違いですか。

○杉戸説明員 先生がおつしやるとおりでござい

ます。ただ、P C B というのは非常に健康への影

響とか環境問題とか、社会的な大きな問題になつた物質でござります。その旧ノーカーボン紙の処理には非常に重要な処理上の使命がござりますので、その処理の困難性にかんがみまして、P C B

の性状などの知見が比較的豊富なそういう製紙メ

ークーがその処理に関与した場合に、より適切な処理が確保できるもの、そのように考えておりま

す。

○神崎委員 そこでこの問題について続けて聞き

B 焼却船は半ば公的な設備であると言つてもよいと思います。したがつて、昭和丸による洋上で焼却処理は技術的には問題がないとすれば、この設備を機能させて P C B の無公害処理を推進するのが当然であります。通産省は昭和丸を使って焼くという方針に変わりはありませんか。この点、伺いたい。

○児玉(清)政府委員 結論から申し上げますと、現在洋上焼却処理ができる体制としては昭和丸というもののだけでござりますので、旧ノーカーボン紙につきましては、昭和丸を焼却用の船舶として使用するということを行かざるを得ないというふうに考えております。ただ、その生い立ちにおける行政上の要件を満たす体制で進むという要請が一つございます。それからもう一つは、実際に効率的に、また問題が起こらないような形で既存の昭和丸というような設備を活用いたしまして、なるべく早く処理を終えるという必要性がござります。この二つの点の調整点といたしまして、現在どういう体制でこの昭和丸をオペレートして、そして目的であります P C B 入りの旧ノーカーボン紙を処理するかという目標に向かって話し合が進んでおるわけでありまして、いま申し上げましたように体制としてはいわゆる産業廃棄物法の権限と責任の主体であります厚生省にもいろいろ相談をいたしておりますが、そのもとで指導しているわけでござりますけれども、やはり厚

生省でこれを認可、許可していただく必要がございますので、その主体についての話し合いとそれから実際に昭和丸をどういう形でオペレートするか、そういう条件の詰め、そういう両サイドの詰めが必要である、このように考えておりまして、それが早く確立いたしまして、円満に処理ができるよう段階に行くことを現在私ども強く期待をしておるということでござります。

○神崎委員 通産省も厚生省も同じ自民党内閣、大平内閣の中ですからよく話し合いをしてもらえております。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

通産省としましては先ほど来御説明いたしておりますように、昭和丸の成立につきまして指導をして、公共性のあるものにしたということではございませんけれども、こういったものが生まれるに当たりまして、一番当初は何社かの手を擧げる社があつたわけでござりますけれども、現実に出たまゝいましたのはこの昭和丸が候補として手を挙げてまいつたわけでござりますので、それが円滑に問題なくノーカーボン紙の処理ができるための、少なくともそういう条件を満たすようなも

つて、危険な問題をひとつ処理してほしいのです

が、これはもともと通産省は十条製紙、三菱製

紙、神崎製紙、富士写真フィルム、この四社に對

してみずから処理設備をつくるよう指導したよ

うです。しかし、経過の中で四社が昭和企業の持

つ昭和丸という船を使って処理するという方向で

話を進みました。しかし四社と昭和企業の間では

商業ベースの契約が成立するかどうか、この点がな

ども努力して進めていく、こういふうちに

丸で焼却させるという方へひとつ話を進めるため

に通産省も努力して進めていく、こういふうちに

受けた協会の注文に応じて建造されたもので

す。その焼却テストなどには通産省、厚生省、環

境庁も立ち会っている。つまり昭和丸という P C

B 焼却船は半ば公的な設備であると言つてもよい

と思います。

○児玉(清)政府委員 お答えいたしますと、旧ノーカーボン紙につきましては産業廃棄物としての指定を受けておりまして、産業廃棄物の処理法の体系のもとで処理をしなければいけないという制約がござります。したがいまして、処理体制といたしましてはそれを処理するだけの法律上のあ

るいは行政上の要件を満たす体制で進むという要

請が一つございます。それからもう一つは、実際

に効率的に、また問題が起こらないような形で既

存の昭和丸というような設備を活用いたしまし

て、なるべく早く処理を終えるという必要性がござります。この二つの点の調整点といたしまして、現在どういう体制でこの昭和丸をオペレートしておられます。ただ、その生い立ちにおきまして、現在、先生が御指摘になりましたように公的処理性格を持つているかどうかという点については、これは私どもの承知しておりますところでは若干問題がございまして、やはり昭和丸が生きました経緯といたしましては、当初オイルスラッジを焼却するという目的、それに加えまして旧ノーカーボン紙の焼却処理もやるという、いわば多目的のコマーシャルベースの船舶として建造されましたとき上がったわけでございまして、それを今後円満な話し合いのもとに活用して焼却もしくは話を円満につきまして実行の段階に入りましたら、この船の活用ということで旧ノーカーボン紙の処理につきまして十分役立つていくよう私ども指導に手をかしていきたい、このように考

【壇内委員長代理退席、委員長着席】

この四社と昭和企業の交渉は確かに商業ベースの

ものですが、それがまとまるかどうか、これは通

産省が傍観することでおいのか。事の性質と経過

から考えて、四社に対して通産省は一定の指導性

を發揮すべきだ。もしも四社と昭和企業の交渉が

実ならなかつた場合、多額の費用を投じた昭和丸と

いう焼却船は遊休施設となり、昭和企業の経営破

綻を招くことは必ず至ります。幸いに解決に

向かっているようであります。この問題についてお伺

いしたい。

○児玉(清)政府委員 お答え申し上げます。

通産省としましては先ほど来御説明いたしてお

りますように、昭和丸の成立につきまして指導を

して、公共性のあるものにしたということではございませんけれども、こういったものが生まれるに当たりまして、一番当初は何社かの手を擧げる社があつたわけでござりますけれども、現実に出たまゝいましたのはこの昭和丸が候補として手を挙げてまいつたわけでござりますので、それが円滑に問題なくノーカーボン紙の処理ができるための、少なくともそういう条件を満たすようなも

のでなければ話にならないという点でいろいろ話しあいはした経緯がございます。したがいまして、これは実際の処理が民間ベアスで行われるわけでございますので、私どもは合理的な話し合いのものとに、合理的な条件で早く処理に着手できるような形に話し合いを進めるよう努力はいたしますし、そういう段階までの指導は現在もしておるわけでございますが、何しろその条件になりますと、双方ともそれぞれの言い分がござりますし、かたがた一隻しかないといふ船でございますのでこれをどういうふうに活用するか、また両方の話し合いがうまくいかませんと、先生御指摘のように実際にその処理の主体の認可ということもなかなかできかねますし、船の活用もできないということになるわけでございますので、円満に話し合いが積み重ねられまして、早急に着手できるように指導はしてまいりたいと思っております。

ただ、中の、たとえば価格等の条件になりますと、それはコマーシャルベース、民間ベースの話合いで一番核心にわたる部分でございまして、これにつきまして行政がとやかく介入するということについては私どもも差し控える態度を今までもとつておるわけでございます。やはりそういうものはきわめて微妙な問題でございますので、両者が腹を割って話し合いのテーブルにつくといふことが一番肝心なことかと思ひますので、そういう話を話し合いたいのですが、

○神崎委員 私が直接昭和企業の社長さんに聞いだところでは、電機P.C.B.や液状P.C.B.も十分処理できる、こういうことでした。したがつてノーカーボン紙だけじゃなしに、こういう可能性もやはり検討するようにしていただきたいのですが、

○島田政府委員 お答え申し上げます。

ノーカーボン紙につきましては、先ほど生活産業局長からお答え申したわけでございますが、いまお尋ねの液状廃P.C.B.、それから電機P.C.B.でございますが、液状廃P.C.B.の洋上焼却というのを安全かつ円滑に行なうというためには、これは環境上あるいは安全上非常に慎重な検討を要するわざでございますが、特に有機塩素系の液状の廃棄物の洋上焼却につきましては、従来相当の実績を持つておるということを私どもはひとつ重視をする必要があると思つております。それからまた、そのことを強く求めておきたいと思うのです。

のでなければ話にならないという点でいろいろ話しあいはした経緯がございます。したがいまして、これは実際の処理が民間ベアスで行われるわけでございますので、私どもは合理的な話し合いのものとに、合理的な条件で早く処理に着手できるよう形に話し合いを進めるよう努力はいたしますし、そういう段階までの指導は現在もしておるわけでございますが、何しろその条件になりますと、双方ともそれぞれの言い分がござりますし、かたがた一隻しかないといふ船でございますのでこれをどういうふうに活用するか、また両方の話し合いがうまくいかませんと、先生御指摘のように実際にその処理の主体の認可ということもなかなかできかねますし、船の活用もできないということになるわけでございますので、円満に話し合いが積み重ねられまして、早急に着手できるように指導はしてまいりたいと思っております。

ただ、中の、たとえば価格等の条件になりますと、それはコマーシャルベース、民間ベースの話合いで一番核心にわたる部分でございまして、これにつきまして行政がとやかく介入するということについては私どもも差し控える態度を今までもとつておるわけでございます。やはりそういうものはきわめて微妙な問題でござりますので、両者が腹を割って話し合いのテーブルにつくといふことが一番肝心なことかと思ひますので、そういう話を話し合いたいのですが、

○島田政府委員 お答え申し上げます。

ノーカーボン紙につきましては、先ほど生活産業局長からお答え申したわけでございますが、いまお尋ねの液状廃P.C.B.、それから電機P.C.B.でございますが、液状廃P.C.B.の洋上焼却というのを安全かつ円滑に行なうというためには、これは環境上あるいは安全上非常に慎重な検討を要するわざでございますが、特に有機塩素系の液状の廃棄物の洋上焼却につきましては、従来相当の実績を持つておるということを私どもはひとつ重視をする必要があると思つております。それからまた、そのことを強く求めておきたいと思うのです。

それから、この問題、まだ少しありますが、早く進めてもらいたいために申しておきたいのは、四社が社団法人を設立して、その責任においてP.C.B.入りノーカーボン紙を焼却処理していく方式が軌道に乗った場合、その業務をどこまでやり通す方針でしょうか。つまり、現在回収したものをして強力に処理事業を展開いたしますと、後は長期的な体制をどうするかという経営体制の問題等に絡んでくるわけでございますが、現在お答えでありますことは、いま御指摘のように、当面残りの千七百トンにつきまして円滑な処理を、しかもなるべく早急にしていくことに全力を挙げるというところまでございまして、その後の長期体制をどうするかという点については、まだ現在のところお答えするような段階になつております。

○神崎委員 私が直接昭和企業の社長さんに聞いだところでは、電機P.C.B.や液状P.C.B.も十分処理できる、こういうことでした。したがつてノーカーボン紙だけじゃなしに、こういう可能性もやはり検討するようにしていただきたいのですが、

○神崎委員 考えるだけじゃなしに、積極的にひとつ実践の方に向かつて進んでもらいたい、こういうことを要望しておきます。

そこで、また中小企業庁に伺いますが、御承知のようにP.C.B.は製造、販売が中止されておりまます。そのP.C.B.の処理のために民間私企業が設備投資をするということはなかなかあり得ないことがあります。P.C.B.メーカーの鐘化の幹部は、あるところでP.C.B.の処理について、一、通産省の指導に従つておるわけではない、二、処理を急いでおらぬ、このように明言しております。しかし社会的には、言うまでもなく早く安全に処理することが求められているわけです。その社会的要請にこたえた中小企業が、先ほどから申しておりますようにこういう焼却船を建造したのです。これは政府の補助金の対象にしておかしくないと私は思うのですが、具体的に実情を調査して検討されよう必要があると思つております。それからまた、

短期間に処理が完了するようにする必要がござい

ますので、大量の処理能力を有する洋上焼却専用船というものを用船することが必要だというふうに考えておるわけでございまして、そういう観点から申しますと、これに該当する専用船というものがヨーロッパにはござりますので、私どもいたしましては、先ほど申し上げましたようにさらに慎重ないろいろな検討をしながら、そちらの方へ向で検討をしてまいりたいというふうに考えているわけでございます。

それから電機P.C.B.につきましては、液状P.C.B.のほかにP.C.B.に汚染されました鉄製の容器とか鉄しん等をあわせて処理をする必要があるわけあります。そういうことをやっていくというふうに考えますと、これも先ほど申し上げましたように、四十七年以来公害資源研究所、それから電気絶縁物処理協会でいろいろ検討してきておるわけございまして、そういった成果を踏まえまして現在実験工場の建設を目指して努力しているところでござりますので、現在そういう方向でこの問題の処理を進めてまいりたいということが私どもの考え方でございます。

○神崎委員 考えるだけじゃなしに、積極的にひとつ実践の方に向かつて進んでもらいたい、こういうことを要望しておきます。

そこで、また中小企業庁に伺いますが、御承知のようにP.C.B.は製造、販売が中止されておりまして、そのP.C.B.の処理のために民間私企業が設備投資をするということはなかなかあり得ないことがあります。P.C.B.メーカーの鐘化の幹部は、あるところでP.C.B.の処理について、一、通産省の指導に従つておるわけではない、二、処理を急いでおらぬ、このように明言しております。しかし社会的には、言うまでもなく早く安全に処理することが求められているわけです。その社会的要請にこたえた中小企業が、先ほどから申しておりますようにこういう焼却船を建造したのです。これは政府の補助金の対象にしておかしくないと私は思うのですが、具体的に実情を調査して検討されよう必要があると思つております。それからまた、

短期間に処理が完了するようにする必要がござい

國民の命を守る、同時にそれに對応する中小業者も守る、こういう次元に立った指導をひとつ積極的にやつていただきたい、こう思うのであります。この点で最後に大臣のおかわりでおられる次官から、こういふ問題についてあなたも真剣に取り上げて前向きに検討していただきたい、という御姿勢があるかどうか、次官と長官の御答弁をいただいて私の質問を終わりたい、かように思います。

○梶山政府委員 大変有益な御意見をちょうだいいたしまして感謝を申し上げております。特に中小企業を守り育していくことは今日の通産政策の中でも一番大きな柱でもござります。そういう意味を十分に踏まえまして、これから中小企業の健全化のために渾身の努力を払つてまいる決意であります。

○左近政府委員 いま官がらも申し上げましたように、中小企業のためにいろいろな施策を十分活用するというのが中小企業庁の任務でござります。いまの御指摘の事例についても十分検討いたしましたが、これがうまく乗る制度があるかどうか、ということもまた含めて検討しなければいけないと思いますけれども、とにかく現実に困つている方がいらっしゃるということであれば、そういう点について十分な調査をいたしまして、やれる範囲のことは十分やつてまいりたいと考えております。

○塩川委員長 これにて神崎敏雄君の質疑は終りました。

○宮田委員 倒産防止共済制度の具体的な質問に入ります。宮田早苗君の質疑に入ります。宮田早苗君、

引き続き宮田早苗君の質疑に入ります。宮田早苗君、

いたしました。

○宮田委員 倒産防止共済制度の具体的な質問に入ります前に、中小企業全般を取り巻く問題についてまずお尋ねをいたします。

それは企業倒産の状況についてであります。五十二年をピークに、景気が回復するとともに減少はしておりますが、五十四年には五十三年を上回って、今年に入つてからも依然高水準で倒産が続出しているわけでございます。とりわけ中小企業を取り巻く環境は、石油、電力料金の値上がりをもろに受けております。加えて運送費や原材料費のコストのアップで先行きが非常に不安といふことで困つておるのが実態じゃないか、こう思ひます。政府系三公庫の中小企業向け貸出金利が九%を超えているよう、高利政策の影響も相應大きいのではないかと思うわけであります。政府はこれから中小企業のこの問題についてどのような取り組みをなさるのか、これは基本的な考え方になるとと思ひますが、決意のほどをお伺いをしておきたい、こう思ひます。

○左近政府委員 中小企業を取り巻く現在の経済情勢はいま御指摘のとおりでございまして、五十四年度というのは比較的景気が回復をして、中小企業としてもいい状態でございましたが、五十四年の後半以来、原材料価格の高騰あるいは金融引き締めの浸透というようなことから、最近に至りまして中小企業の先行きについて大変な不安感が出ておるというのが現状でございます。そして倒産件数も依然として高水準であるということございます。また、いろいろな調査をやりまして、中小企業にとって特にそういう諸物価値上がりの対策としてわれわれ考えておりますのは、やはり下請企業に対するしわ寄せということが一番心配でございまして、過去の不況時におきましたところのしわ寄せが中小企業、下請企業に集まつたという事例がござりますので、諸物価の値上がりも下請企業にしわが寄ると、いうことになつては困るということを考えまして、ことにいろいろな原材料費なり燃料とか動力費が上がるにもかかわらず、下請代金が改定されないという問題が今後心配されるわけでございます。そういうことをつきまして、中小企業の必要な資金に十分応じられるようにして、年間でも、五十五年度は各機関について対前年度比大体一割増しというような資金量を準備をしております。それから、ことに第一・四半期につきましては、前年対比大体三〇%以上の枠を準備をいたしました。年を以ていこうということも考えております。

また、各種の倒産防止対策を現在用意しておりますので、必要があればそういうものを十分活用してまいりたいと考えておりますし、今回また倒産防止共済制度の改正ということを考えましたのも、そういう事態に即応できる体制に一日も早くしたいという点であるわけでございます。

○宮田委員 特に中小企業の関係につきましては、今度出しておりますこの法律もともかくいたしまして、全般的な補強といいますか、中小企業がこの状態を乗り切れるような御指導というこ

りをもろに受けております。加えて運送費や原材料費のコストのアップで先行きが非常に不安といふことで困つておのが実態じゃないか、こう思ひます。政府系三公庫の中小企業向け貸出金利が九%を超えているよう、高利政策の影響も相應大きいのではないかと思うわけであります。政府はこれから中小企業のこの問題についてどのような取り組みをなさるのか、これは基本的な考え方になるとと思ひますが、決意のほどをお伺いをしておきたい、こう思ひます。

○宮田委員 もちろんそういうことでひとつやつていただきたいということを現在考えておるわけでございます。

○左近政府委員 中小企業を取り巻く現在の経済情勢はいま御指摘のとおりでございまして、五十四年度というのは比較的景気が回復をして、中小企業としてもいい状態でございましたが、五十四年の後半以来、原材料価格の高騰あるいは金融引き締めの浸透というようなことから、最近に至りまして中小企業の先行きについて大変な不安感が出ておるというのが現状でございます。そして倒産件数も依然として高水準であるということございます。また、いろいろな調査をやりまして、中小企業にとって特にそういう諸物価値上がりの対策としてわれわれ考えておりますのは、やはり下請企業に対するしわ寄せということが一番心配でございまして、過去の不況時におきましたところのしわ寄せが中小企業、下請企業に集まつたという事例がござりますので、諸物価の値上がりも下請企業にしわが寄ると、いうことになつては困るということを考えまして、ことにいろいろな原材料費なり燃料とか動力費が上がるにもかかわらず、下請代金が改定されないという問題が今後心配されるわけでございます。そういうことをつきまして、中小企業の必要な資金に十分応じられるようにして、年間でも、五十五年度は各機関について対前年度比大体一割増しというような資金量を準備をしております。それから、ことに第一・四半期につきましては、前年対比大体三〇%以上の枠を準備をいたしました。年を以ていこうということも考えております。

また、各種の倒産防止対策を現在用意しておりますので、必要があればそういうものを十分活用してまいりたいと考えておりますし、今回また倒産防止共済制度の改正ということを考えましたのも、そういう事態に即応できる体制に一日も早くしたいという点であるわけでございます。

○宮田委員 特に中小企業の関係につきましては、今度出しておりますこの法律もともかくいたしまして、全般的な補強といいますか、中小企業がこの状態を乗り切れるような御指導というこ

とを特にお願いをしておきます。

そこで、今度改正をされる共済制度の問題についてでございますが、掛金の総額の最高限度額を踏まえまして、この制度をより利用しやすくする、また、それによって一層魅力ある制度にしようと、このことでもござります。

第二の御質問でございますが、今回、月々の掛け金の限度額を二万円から五万円まで引き上げる、こういう措置をしたいと考えておりますけれども、引き上げの理由は、中小企業者の強い希望を踏まえまして、この制度をより利用しやすくする、また、それによって一層魅力ある制度にしようと、このことでもござります。

今回の改正によりまして加入者の数があえ、あるいは掛け金の積立額があえますと、現在の收支状況は結果として改善されるわけでございますけれども、今回の改正は、收支の改善を目的としたも

のではなくて、あくまでも本制度の一層の活用を図るために改正と考えているわけでございます。

○宮田委員 おつしやることよくわかるわけですが、改善をするためということについて、結構なことがあります。それがゆえに事業団自体が行き詰まる、これは取り越し苦労かもしれません

が、こういう傾向も出やすいかということを考えられるのですが、その点どうですか。

○廣瀬政府委員 共済金の貸し付けの原資といったましても、契約者の掛け金及びその運用収入、それから貸し付けた共済金の返還金がございます。この制度といましましては、もちろんそういうただいま御説明いたしました各資金でもつて貸しき付けをすることを考えておりますけれども、一時的には外部から借り入れをする必要がある、こういいう前提に立っておりますので、事業団の収支が行き詰まることはないと考えております。

○宮田委員 この制度が発足した当初は、一括前納制度といふことで、中小企業者にとって大きな魅力でございましたし、これは加入状況を見ればわからることでございます。商工会議所の窓口担当者に聞いてみましても、そういう考え方方が非常に強かつたと思います。今度の改正案は、金額を時勢に合うように引き上げるということなんですが、これだけで加入者が増加するかどうかという点はどうのような考え方をお持ちか説明願いたいと思います。

○廣瀬政府委員 今回の改正によりまして制度がより魅力のあるものとなると私ども考えておりました。今回の中止を機会に普及促進あるいはPR等について、従来にも増して努力をいたしましたのと見通しております。いかが、新設をされますところの完済手当金を支給できるかどうかといふことに疑問を持つのですから、そういう点についてひとつお聞きをしたい、こう思いました。

○宮田委員 解約手当でございますが、五十四年が約一億円もあるということを聞いておりますが、この解約の理由についてひとつお聞きをしたいと思します。

○廣瀬政府委員 加入者のうちで共済契約を解除

した事例は、五十五年三月末現在で二百八十九件ございました。解約事由について見ますと、加入者の都合で解約するいわゆる任意解約の数が二百四十七件、八五%と大半を占めているわけでございます。

そこで、任意解約の原因を調べてみたわけでございますが、その大半は特定の取引先企業の倒産を予知し加入したもの、免責期間が経過する前に当該取引先企業が倒産したため解約したケースや、あるいは加入後何らかの資金繰りの資金が必要となり、解約手当金を資金繰り資金に充当する等の目的によって解約したケースがあると見ております。これらの解約は、いずれも制度の欠陥に伴つたもの、このように理解しております。

○宮田委員 任意の解約が二百四十七件ですが、あと四十件程度、これはどういう理由なんですか。

○廣瀬政府委員 解約につきましては法律の規定がございまして、ただいま御説明いたしました任意解約とそれからみなし解約というのがございます。これは法人の解散あるいは個人の死亡等によりまして、解散した場合にはみなし解約をするということになつております。三番目の事由といましましては事業団解約というのがございます。これは月々の掛け金を契約どおりに納付しないような場合に事業団の意向によつて解約する、こういうものでございます。

○宮田委員 もう一つは、中長期の財政見通しをひとつ示してほしい、こう思うのです。

それと、経済情勢がどう変化するかの予測といふことになりますとむずかしいと思います。P.R.等について、従来にも増して努力をいたしましたのと見通しておりますので、相当程度加入がふえていくものと見通しております。

○宮田委員 解約手当でございますが、五十四年が約一億円もあるということを聞いておりますが、この解約の理由についてひとつお聞きをしたいと思します。

○廣瀬政府委員 ただいまの御指摘は、完済手当金の支給がいつごろどの程度になるか、こういうことについてひとつお聞きをしたい、こう思いました。

手当金の支給額は、共済事由発生率、すなわち相手方の倒産に遭いまして共済貸付金を受ける場合

の率でございますが、そういう共済事由発生率でござりますが、そういう共済金の九千円となっておりまして、この程度の返済金の額であれば中小企業者の償還能力の範囲内と考えています。

そこで、任意解約の原因を調べてみたわけでございますが、その大半は特定の取引先企業の倒産を予知し加入したもの、免責期間が経過する前に当該取引先企業が倒産したため解約したケースや、あるいは加入後何らかの資金繰りの資金が必要となり、解約手当金を資金繰り資金に充当する等の目的によって解約したケースがあると見ております。これらの解約は、いずれも制度の欠陥に伴つたもの、このように理解しております。

○宮田委員 任意の解約が二百四十七件ですが、あと四十件程度、これはどういう理由なんですか。

○廣瀬政府委員 解約につきましては法律の規定がございまして、ただいま御説明いたしました任意解約とそれからみなし解約というのがございます。これは法人の解散あるいは個人の死亡等によりまして、解散した場合にはみなし解約をするということになつております。三番目の事由といましましては事業団解約というのがございます。これは月々の掛け金を契約どおりに納付しないような場合に事業団の意向によつて解約する、こういうものでございます。

○宮田委員 この共済制度ができると経過の中で加入しておりますが、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたが、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 まだ一つは、中長期の財政見通しをひとつ示してほしい、こう思うのです。

それと、経済情勢がどう変化するかの予測といふことになりますとむずかしいと思います。P.R.等について、従来にも増して努力をいたしましたのと見通しておりますので、相当程度加入がふえていくものと見通しております。

○宮田委員 解約手当でございますが、五十四年が約一億円もあるということを聞いておりますが、この解約の理由についてひとつお聞きをしたいと思します。

○廣瀬政府委員 ただいまの御指摘は、完済手当金の支給がいつごろどの程度になるか、こういうことについてひとつお聞きをしたい、こう思いました。

○廣瀬政府委員 加入者のうちで共済契約を解除

上がるわけでございます。一千百万円の共済金の貸し付けを受けた場合の月々の償還額は三十八万

九千円となっておりまして、この程度の返済金の額であれば中小企業者の償還能力の範囲内と考えています。

そこで、任意解約の原因を調べてみたわけでございますが、その大半は特定の取引先企業の倒産を予知し加入したもの、免責期間が経過する前に当該取引先企業が倒産したため解約したケースや、あるいは加入後何らかの資金繰りの資金が必要となり、解約手当金を資金繰り資金に充当する等の目的によって解約したケースがあると見ております。これらの解約は、いずれも制度の欠陥に伴つたもの、このように理解しております。

○宮田委員 任意の解約が二百四十七件ですが、あと四十件程度、これはどういう理由なんですか。

○廣瀬政府委員 解約につきましては法律の規定がございまして、ただいま御説明いたしました任意解約とそれからみなし解約というのがございます。これは法人の解散あるいは個人の死亡等によりまして、解散した場合にはみなし解約をするということになつております。三番目の事由といましましては事業団解約というのがございます。これは月々の掛け金を契約どおりに納付しないような場合に事業団の意向によつて解約する、こういうものでございます。

○宮田委員 この制度ができると経過の中で加入しておりますが、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 この制度におきましては、共済金の貸し付けが受けられる場合は法律により定められておりまして、何らかの制約で貸付金が受けられなかつたというようなケースがありましたら、その理由をおつしやつていただきたいと思ひます。

○宮田委員 まだ一つは、中長期の財政見通しをひとつ示してほしい、こう思うのです。

それと、経済情勢がどう変化するかの予測といふことになりますとむずかしいと思います。P.R.等について、従来にも増して努力をいたしましたのと見通しておりますので、相当程度加入がふえていくものと見通しております。

○宮田委員 解約手当でございますが、五十四年が約一億円もあるということを聞いておりますが、この解約の理由についてひとつお聞きをしたいと思します。

○廣瀬政府委員 ただいまの御指摘は、完済手当金の支給がいつごろどの程度になるか、こういうことについてひとつお聞きをしたい、こう思いました。

○廣瀬政府委員 加入者のうちで共済契約を解除

あるいは生産の合理化をするというようなことで乗り切るというのが一番重要な要素になってくるというふうにわれわれは考えておるわけでございます。したがいまして、この中小企業に対する技術開発政策というのは非常に手厚くやつていきたいというふうに考えております。

そこで、いまお話しのようにいろいろな段階における技術促進策がとられておるわけでございまして、まず試験研究自身を促進するという点につきましては、試験研究に対する補助金が用意されておりまます。これも五十五年度からほんの小規模の企業が簡易に技術改良をやる場合にも貸し付けられるように制度の改善を図ったわけでございますが、そういうような試験研究の分野でも補助金があるわけでございます。從来はその後の段階、つまり開始した技術を実用化する、企業化するという段階につきましては、ただ一つありましたのがいま御指摘の中小企業金融公庫によります新技術企業化融資でございます。これは財政資金を直接融資をするということでございますので、先導的な技術につきまして貸し付けるということで、比較的優秀な技術に限られておったということがございます。ところが、新技术の企業化といふものはそういう先導技術だけでなく、相当一般的な技術でも、従来の中企業が導入していくなかたといふようなものについては大いに取り上げていただきたいということを考えておるわけでございまして、そういう場合には政府資金だけでなく民間資金を活用して、その新技术の企業化に役立たせようという発想になつたわけでございます。したがいまして、この中小公庫の新技术企業化融資よりもより広い範囲のものを、民間資金を活用して促進をしようといふことからこの新技术企業化保険という発想が出てまいりました。これがいよいよ広い範囲のもので、金融機関としても貸し付けについて決まりました。

わけでございますが、こういう新しい保険制度を設けまして、信用保証協会が積極的に保証するとよります。したがいましてこの新技術の企業化の側面で、政府資金で援助するものと民間資金を活用してやる制度というものが可能であると思います。したがいましてこの新技術の企業化の側面で、政府資金で援助するものを一本立てて、今後促進をしていきたいというのをいたしまして、この新技術企業化保険の創設の理由でございます。

○宮田委員長 もう一つだけお伺いいたしますのは、共済制度なり今度は信用保険法なり、補完をして広く活用してもらわなければならぬというところなんですが、どうもこの活用の頻度というのが少ないような気がするわけでございます。これの原因はPR不足といいますか、こういう制度の問題については中央あるいは大阪中心に徹底されてしまうように見受けますけれども、地方というところでなかなかこれが利用しにくい、また知らないからできない、こういう関係があると思います。相手にPRをされておるようになりますし、また聞きまますと、このりっぱな制度がありながらもそれがども、さらにこれについては説明会を開くなりあるいは何らかの方法で広く知らせる、そして利用をさせるということにしていただかなければなりませんと思ひます。その点について何か構想ただきたいということを考えておるわけでございます。

○廣瀬政府委員 倒産防止共済制度の加入を促進するためには、中小企業者の方々の利便に資するというこ

とボスター、パンフレット等を作成し、中小企業団体あるいは金融機関等を通じて中小企業者に配付をすることとしております。また新聞、ラジオ、テレビ等マスコミを通じましてPRも実施しているわけでございます。このほかに、中小企業団体、地方公共団体等に対しまして、共済制度の紹介記事を広報紙等に掲載するように依頼をしているわけでございます。

また、第二の柱といたしましては説明会等でございませけれども、中小企業団体、金融機関、都道府県等に対しまして、本共済制度の紹介及び加入促進を目的としたまま説明会の開催を依頼するとともに、共済事業団の役職員がみずから各地を回りまして加入促進に努力をしているというこ

とでございます。

また、年度の計画といたしましては、毎年十月及び十一月を全国加入促進強調月間といたしまして、全國的規模での普及活動を実施しているわけになりますと、このりっぱな制度がありながらもなかなかこれが利用しにくい、また知らないからできない、こういう関係があると思います。相手にPRをされておるようになりますし、また聞きまして、全員がふえるものと考えておるわけでございます。

以上のごとく、各般にわたりまして制度の普及、PRを努めておりますので、その成果が上がり加入者がふえるものと考えておるわけでございます。

○宮田委員長 終わりに当たりまして要望を一言させていただきますのは、やはり非常にむづかしい経済情勢を乗り切っていくためには、経営基盤をより強くしなければならぬ、力をつけさせなければならぬということでございます。この法律改正もそのねらいの上で改正されたものと思ひますが、これだけでなしに、中小企業全般の御指導をなさっております長官初め中小企業庁の皆さんのごとくして、このための制度の充実を図ります。

○塩川委員長 これまでの御指導をお願いいたしました。以上で兩案に対する質疑は終局いたしました。

三郎君、まず、案文を朗読いたします。

○渡辺(三)委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

○塩川委員長 ただいま提案いたしました附帯決議案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

三郎君、まず、案文を朗読いたします。

○渡辺(三)委員 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、中小企業信用補完制度の一層の充実を図るために、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一、今後における経済情勢の推移を見守りつつ、時代に即応した付保限度額及びん保率のあり方について引き続き検討するとともに、中小企業信用保険公庫の運営基盤の強化に関する施策を推進すること。

二、信用保証協会の保証機能の強化充実を図るため、基金補助制度及び中小企業信用保険公庫の融資基金制度等の積極的活用に努めるとともに、地方公共団体の出えん金及び金融機関等の負担金の増強について協力を要請すること。

度が中小企業者に広く利用されるよう配慮するとともに、中小企業の技術開発を促進するための諸施策の拡充を図ること。
四 信用保証協会の保証つき融資の金利の引下げについて、金融機関に対し引き続き積極的に指導すること。
以上でございます。

案につきまして、提案者を代表し、その趣旨を御説明申し上げます。

両案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

四 信用保証協会の保証つき融資の金利の引下げについて、金融機関に対し引続き積極的に

中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)
政府は、本法施行にあたり、中小企業倒産防止共済制度の健全な運営を図るために、諸施策を講じることとする。これらの方策による効果を十分に發揮するため、本件を附帯決議する。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
○塙川委員長 御異議なしと認めます。よつて

附帶決議案の各項目の内容につきましては、審議の過程及び案文ではあくまでも御理解をいただけ

るものと存じますので、詳細の説明は省略をさせ
ていただきます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。(拍手)○塩川委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。中島源太郎君外四名提出の動議について採決いたします。

○塩川委員長　起立総員。よって、本動議のとおり附帯決議を付すことに決しました。

○塩川委員長 次に、中小企業倒産防止共済法の一部を改正する法律案について採決いたします。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○塩川委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○塩川委員長 次に、本案に対し、中島源太郎君
外四名から、自由民主党、日本社会党、公明党、
国民会議、日本共产党・革新共同及び民社党・国
民連合五派共同提案に係る附帯決議を付すべしと
の動議が提出されております。

まず、提出者より趣旨の説明を求めます。清水委員 勇君。

昭和五十五年五月二十三日印刷

昭和五十五年五月二十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

c